

明治大学人文科学研究所年報

第55号

2013年度

*Annual Report
of
The Institute of Humanities*

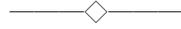
Meiji University

No. 55

2013

明治大学人文科学研究所

目 次



I 人文科学研究所概要

1. 2014 年度運営委員・各種委員及び事務担当部署	1
2. 研究所所員数	2
3. 2014 年度予算及び研究費決算の年度別推移	3
4. 2014 年度人文科学研究所研究員・研究課題・研究費一覧	4

II 2013 年度運営記録

1. 運営委員会議事録抄録	6
2. 2013 年度人文科学研究所研究員・研究課題・研究費一覧	8
3. 「明治大学人文科学研究所叢書」の刊行	10
4. 「明治大学人文科学研究所紀要」第 74, 75 冊の刊行	10
5. The Journal of Humanities Meiji University. Volume 20 (2014) の刊行	12
6. 「公開文化講座 横浜」の開催	12
7. 「第 37 回公開文化講座」の開催	12

III 歴代所長

IV 2013 年度研究種目別研究実施報告

1. 総合研究第 1 種実施報告

(1) アジアの政治社会の民主化と明治大学留学経験についての総合的研究

高田 幸男, 山泉 進 鳥居 高, 土屋 光芳 村上 一博	17
-------------------------------------	----

2. 総合研究第 2 種実施報告

(1) 模倣と創造—日本とヨーロッパにおける文化継承の現象学—

大石 直記, 井戸田総一郎 合田 正人	20
------------------------	----

3. 共同研究実施報告

(1) L2 スピーチプロダクションの発達研究—ダイナミックシステム理論からのアプローチ

尾関 直子, 廣森 友人	23
--------------	----

4. 個人研究第 1 種実施報告

(1) プエノスアイレスの作家がバルセロナから語るロンドン	内田 兆史	26
(2) グローバル都市における「アートワールド」の構造—日本のアイデンティティ構築に関する調査	藤田 結子	27
(3) ローレイ伝説の変容—ハイネ受容と反ユダヤ主義を中心に	関口 裕昭	28
(4) ボーダー文学研究—キューバの離散文化をめぐる	越川 芳明	29
(5) 人間知性昂進のためのオルガノンとしてのメディア百科学	浜口 稔	31

(6)白樺派の作家作品研究—文学出発期における郡虎彦・柳宗悦・長與善郎・小泉鉄	宮越 勉	32
(7)金融商品の認知と投資行動に関する実証研究	佐々木美加	34
(8)縄文時代における土器製塩の展開と多様性	阿部 芳郎	36
(9)成人女性の労働者としての主体形成と職業能力形成—省察的実践の視点から	平川 景子	37
(10)英文学およびイタリア文学におけるオペラ・リブレットの韻律と音楽表現の相関性	辻 昌宏	38
(11)ソフトテニス・グランドストロークのバイオメカニクスの分析	加納 明彦	39
(12)トスカナ大公国における封建貴族層	北田 葉子	41
(13)エルンスト・シュナーベルのラジオ・フィーチャー研究	渡辺 徳美	42
(14)生成文法における長距離依存に関する局所性について	石井 透	43
(15)多民族都市レスターのホワイト系移民たち	佐藤 清隆	44
(16)北海道における旧石器時代・基準資料の再構築	藤山 龍造	45
(17)「古事記」の民俗学的方法に基づく注釈と研究	居駒 永幸	46
(18)植民地前半期に構想された「アフリカ独自の近代化」における「発展」概念の史的考察	溝辺 泰雄	47
5. 個人研究第2種実施報告		
(1)矢田寺「欲参り」信仰と「矢田地蔵毎月日記絵」の絵解き	渡 浩一	49
(2)日本近現代文学に描かれたハンセン病の研究	池田 功	50
(3)シェリング「自由論」成立	柴崎 文一	51

附

1. 人文科学研究所規程・要領・内規・基準		
・ 明治大学研究・知財戦略機構規程（抜粋）		55
・ 基盤研究部門にかかわる研究所要綱		55
・ 明治大学社会科学研究所・人文科学研究所・科学技術研究所学術研究叢書出版に関する規程		57
・ 人文科学研究所運営委員選出に関する内規		58
・ 人文科学研究所各種小委員会内規		59
・ 人文科学研究所個人研究、共同研究及び総合研究の取り扱いに関する内規		59
・ 人文科学研究所研究種目別研究実施報告及び成果報告一覧		62
・ 研究所客員研究所員に関する内規		63
・ 明治大学特別研究者制度規程		63
・ 特別研究者に対する研究費助成に関する基準		65
・ 人文科学研究所の特別研究者に対する研究費助成に関する基準の運用細則		65
・ 明治大学研究推進員及び研究支援者の採用等に関する規程		66
・ 研究所主催の講演会等における謝礼金及び旅費の支給に関する暫定基準		68
・ 人文科学研究所の査読に関する内規		69
・ 人文科学研究所叢書応募要領		70
・ 人文科学研究所紀要応募要領		70
・ 人文科学研究所紀要成果執筆要領		71
・ 人文科学研究所欧文紀要（The Journal of Humanities）応募要領		71
2. 2013年度募集人文科学研究所各種募集要項		
・ 2013年度人文科学研究所紀要原稿募集について（お知らせ）		72
・ 2013年度人文科学研究所欧文紀要原稿募集について（お知らせ）		72

・2014年度人文科学研究所総合・共同・個人研究の募集について（お知らせ）	73
・2014年度人文科学研究所叢書の原稿募集について（お知らせ）	74
3. 2014年度人文科学研究所所員名簿	75
4. 人文科学研究所叢書一覧	80
5. 人文科学研究所公開文化講座講演集一覧	82

I 人文科学研究所概要

1. 2014 年度運営委員・各種委員及び事務担当部署

人文科学研究所長 佐藤 義雄 (文)

運営委員

選出区分 (分野)	運営委員期間・氏名	2013～2014 年度委員	2014～2015 年度委員
日本文学及び文芸学の分野		山崎 健司 (文)	伊藤 氏貴 (文)
英米文学の分野		立野 正裕 (文)	ピーターセン, マーク (政) 金山 秋男 (法)
独文学, 仏文学, 中国文学, 露文学, スペイン文学 及び演劇学の分野		合田 正人 (文)	岩野 卓司 (法) 仮屋 浩子 (政)
日本史学, 東洋史学及び西洋史学の分野		寺内 威太郎 (文)	
考古学及び地理学の分野		藤山 龍造 (文)	
教育学, 哲学, 倫理学, 博物館学, 図書館学, 美術, 心理学及び社会学の分野			高野 和子 (文) 美濃部 仁 (国日)
保健体育学の分野		釜崎 太 (法)	
所長指名枠		井上 優 (文) 佐藤 清隆 (文)	辻 朋季 (農)

各種委員会委員

(◎印は委員長)

- (1) 将来計画委員……………◎立野 正裕
- (2) 出版刊行委員会委員……………◎佐藤 清隆, ◎美濃部 仁, 仮屋 浩子, 伊藤 氏貴,
ピーターセン, マーク, 辻 朋季
- (3) 公開文化講座開催委員会委員……………◎井上 優, 合田 正人, 伊藤 氏貴
- (4) 制度検討委員会委員……………◎山崎 健司, 仮屋 浩子
- (5) 自己点検…評価担当委員……………◎金山 秋男
- (6) 研究費申請審査…成果評価委員会委員……………◎寺内 威太郎, 釜崎 太, 藤山 龍造,
山崎 健司, 岩野 卓司
- (7) 新領域創成型研究及び若手研究審査員……………◎井上 優, 釜崎 太, 合田 正人, 佐藤 清隆,
金山 秋男, 立野 正裕, 岩野 卓司
- (8) 連合駿台会学術奨励賞選考委員会委員……………◎高野 和子

事務担当部署 研究推進部 部長 高山 茂樹
研究知財事務室 事務長 小野寺 幸子

2. 研究所所員数

(1) 所員構成

2014.5

学部	職名	教授	准教授	専任講師	助手	計
法 学 部		23	6	1	0	30
商 学 部		19	14	1	0	34
政 治 経 済 学 部		18	6	7	0	31
文 学 部		63	32	11	0	106
理 工 学 部		7	6	1	0	15
農 学 部		3	4	3	0	10
経 営 学 部		15	5	2	0	22
情報コミュニケーション学部		7	8	5	0	20
国 際 日 本 学 部		16	7	2	0	25
総 合 数 理 学 部		1	2	0	0	3
計		172	90	33	0	296

(2) 所員の異動

新 任 (2014.4.1)

植田 麦 (政治経済学部 講師)
 水野 博子 (文学部 准教授)
 高村 武幸 (文学部 准教授)
 林 幸克 (文学部 准教授)
 濱田 祥子 (文学部 講師)
 鞍田 崇 (理工学部 准教授)
 田中 洋美 (情報コミュニケーション学部 准教授)
 高橋 華生子 (情報コミュニケーション学部 講師)
 田中 牧郎 (国際日本学部 教授)
 小林 明 (国際日本学部 准教授)
 山本 洋平 (理工学部 講師)
 羽根 次郎 (政治経済学部 講師)

退 職 (2014.3.31)

氣賀澤 保規 (文学部 教授)
 村岡 篤 (文学部 教授)
 木下 賢一 (文学部 教授)
 木村 章男 (文学部 准教授)
 弘中 正美 (文学部 教授)
 金井 公平 (理工学部 教授)
 權藤 南海子 (情報コミュニケーション学部 教授)
 山口 仲美 (国際日本学部 教授)
 高山 宏 (国際日本学部 教授)
 川岸 敬子 (商学部 教授)
 小畑 精和 (政治経済学部 教授)
 野島 健児 (政治経済学部 教授)

3. 2014年度予算及び研究費決算の年度別推移

(1) 2014年度予算

単位：円

項目	2014年度	2013年度	2012年度
研 究 費	24,116,000	28,428,000	28,428,000
人 文 研 究 費	8,704,000	10,186,000	10,186,000
運 営 費	422,000	422,000	422,000
講 演 会 費	1,366,000	2,217,000	2,617,000
年 報 発 行 費	250,000	250,000	250,000
計	34,858,000	41,503,000	41,903,000

(2) 研究費決算の年度別推移

単位：円

年度	共同研究	個人研究	総合研究	特別研究	合 計
2008	0件 0 (0)	36件 16,607,831 (15,030,000)	3件 5,850,000 (7,200,000)	5件 4,975,478 (5,590,000)	27,433,309 (27,820,000)
2009	1件 869,947 (870,000)	33件 15,612,167 (15,638,000)	3件 6,959,724 (6,960,000)	6件 4,587,482 (5,359,000)	28,029,320 (28,827,000)
2010	1件 999,723 (1,000,000)	27件 11,998,201 (13,680,000)	3件 7,399,618 (7,400,000)	4件 5,573,542 (6,348,000)	25,971,084 (28,428,000)
2011	1件 1,000,000 (1,000,000)	24件 12,420,000 (13,680,000)	3件 7,400,000 (7,400,000)	6件 6,348,000 (6,348,000)	27,168,000 (28,428,000)
2012	1件 1,000,000 (1,000,000)	23件 12,690,000 (13,680,000)	3件 5,603,334 (7,400,000)	6件 6,945,150 (6,348,000)	26,238,484 (28,428,000)
2013	1件 840,000 (1,000,000)	21件 13,050,000 (13,680,000)	2件 4,195,000 (7,400,000)	5件 4,780,000 (6,348,000)	22,865,000 (28,428,000)

()内は当初予算。

4. 2014 年度人文科学研究所研究員・研究課題・研究費一覧

総合研究第1種（研究期間：3年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題	研究期間	交付額
1	※高田幸男	文	アジアの政治社会の民主化と明治大学留学経験についての総合的研究	2012 - 2014	2,195
	山泉進	法			
	鳥居高	商			
	土屋光芳	政経			
	村上一博	法			
合計					2,195

共同研究（研究期間：2年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題	研究期間	交付額
1	尾関直子	国日	L2スピーチプロダクションの発達研究—ダイナミックシステム理論からのアプローチ	2013 - 2014	970
	廣森友人	国日			
合計					970

個人研究第1種（研究期間：2年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題	研究期間	交付額
1	北田葉子	商	トスカナ大公国における封建貴族層	2013 - 2014	700
2	渡辺徳美	商	エルンスト・シュナーベルのラジオ・フィーチャー研究	2013 - 2014	700
3	石井透	文	生成文法における長距離依存に関する局所性について	2013 - 2014	700
4	佐藤清隆	文	多民族都市レスターのホワイト系移民たち	2013 - 2014	700
5	藤山龍造	文	北海道における旧石器時代・基準資料の再構築	2013 - 2014	700
6	居駒永幸	営	「古事記」の民俗学的方法に基づく注釈と研究	2013 - 2014	700
7	溝辺泰雄	国日	植民地前半期に構想された「アフリカ独自の近代化」における「発展」概念の史的考察	2013 - 2014	650
8	内田兆史	政経	フリオ・コンタサルの二つの「岸」をめぐって	2014 - 2015	700
9	井関睦美	商	民族史再編と世界観の変容—古代アメリカ文化をフィールドとして	2014 - 2015	700
10	倉石信乃	理工	島嶼性と写真記録	2014 - 2015	700
11	吉田英嗣	文	函館平野東部の段丘地形—とくにその変位の地形学的解釈について	2014 - 2015	700
12	古山夕城	文	聖所・神域・神殿におけるクレタ古法の現象化とポリス形成のコスモロジー	2014 - 2015	700
13	佐々木憲一	文	古墳時代中期常陸南部における国家形成過程理解のための基礎研究	2014 - 2015	700

No.	氏名	所属	研究課題	研究期間	交付額
14	岡本和子	文	ドイツ近代文学における幼年時代の記述（大都市ベルリンの場合）	2014 - 2015	700
15	吉村武彦	文	大宝田令の復元と律令制国家の土地・農業政策	2014 - 2015	700
16	佐原哲也	政経	国際テロリズムと第一次世界大戦	2014 - 2015	700
				合計	11,150

個人研究第2種（研究期間：2年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題	研究期間	交付額
1	池田功	政経	日本近現代文学に描かれたハンセン病の研究	2013 - 2014	200
2	柴崎文一	政経	シェリング「自由論」成立	2013 - 2014	200
3	岩井憲幸	文	幕末仙台藩におけるロシア学研究の開始とその展開	2014 - 2015	200
				合計	600

特別研究第1種（研究期間：1年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題	研究期間	交付額
1	守屋宏則	営	現代中国語文法（各種補語を中心に）の理論的・実証的研究及び中国語教授法の研究	2014	1,200
2	管啓次郎	理工	自然と想像力、先住民の視点から	2014	1,200
3	豊川浩一	文	プガチョーフ叛乱研究	2014	1,500
4	須永恆男	法	近現代オーストリア文化研究	2014	1,500
5	藤田直晴	文	多様性と共生の空間創造—カナダにおける人類史の実験	2014	1,500
				合計	6,900

特別研究第2種（研究期間：1年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題	研究期間	交付額
1	高良聖	文	集団精神療法の理論と実際に関する研究	2014	990
				合計	990

特別研究第1種（研究期間：1年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題	研究期間	交付額
1	久松健一	商	明治期からのフランス学習の流れを見直し、新しいフランス語教育の有り様を探る試み	2014	695
2	清水克行	商	戦国時代の分国法の研究	2014	690
				合計	1,385

Ⅱ 2013年度運営記録

1. 運営委員会議事録抄録

第1回（2013年4月22日）

1. 長期在外研究に伴う研究費の取扱いについて、2013年～2014年度個人研究第1種に採択されている所員が、2013年度、長期在外研究に従事する予定である為、2013年度の研究費の交付を中止し、研究費の返還または途中まで終了した研究の成果報告を求めることとした。
2. 連続して研究所研究費に採択された研究成果の査読者について、成果提出後すぐに査読にかけられるよう、予め査読者を決定した。

第2回（2013年6月24日）

1. 「研究所研究費の海外調査に関する内規」の廃止を承認した。また、これに伴い、次の関連規程を改正することを承認した。①特別研究者に対する研究助成に関する基準②人文科学研究所の特別研究者に対する研究費助成に関する基準の運用細則

第3回（2013年7月22日）

1. 人文科学研究所叢書応募要領について、意味が不明瞭な箇所があることが指摘された。取り急ぎ次年度の募集に間に合わせるため、不明瞭な箇所を修正することとし、事務局が作成した文案をメール審議で承認することとした。
2. 所長より今年度から私立大学戦略的研究基盤形成支援事業の一次選考（研究所が実施）において、ヒアリングを実施する旨、報告があった。人文科学研究所では、応募内容により、適切な分野の運営委員に一次選考の審査員を依頼すること、審査員の選出は所長に一任することを了解した。

第4回（2013年10月14日）

1. 私立大学戦略的研究基盤形成支援事業の一次選考について所長より説明があり、推挙された事業・研究代表者を承認した。
2. 人文科学研究所運営委員の定数について分野ごとの選出委員数と所属所員数が不均衡である旨、説明があり、制度検討委員会へ審議依頼することを了承した。

第5回（2013年11月11日）

1. 研究費申請審査・成果評価委員会委員長から「2014年度人文科学研究所研究費審査結果」について説明があった。

続いて所長より、審査理由の開示について、問合せが2件あったことについて説明があり、意見交換した。

2. 前回の運営委員会で制度検討委員会へ審議依頼された、分野ごとの在籍所員数と選出委員数の不均衡の件について、制度検討委員会での審議結果、委員定数を以下のとおり変更することが提案されたことが所長より説明された。

（変更前）（変更後）

第6区分 1名 ⇒ 3名

所長推薦 5名 ⇒ 3名

これを受け、「人文科学研究所運営委員選出に関する内規」を改正し、2013年11月12日から施行することを承認した。

第6回（2014年12月9日）

1. 2014～2015年度人文科学研究所運営委員候補者選出選挙の結果について承認した。

2. 調整枠を使用して追加承認された特別研究者からの特別研究費申請について、これを受け付けることを承認した。
3. 所長より、研究成果報告提出時の添付書類（いわゆる表紙）を変更することについて説明があり、2014年度から変更することを承認した。

第7回（2014年1月27日）

1. 前回の運営委員会で、承認された追加分の特別研究申請について、研究費審査委員会での審査の結果、採択する旨報告があり、これを承認した。
2. 研究費連続採択について、次の研究費は査読結果の委員会承認以降に執行開始可能としているために研究費が執行出来ない空白期間が長いと指摘する意見が出された。検討の結果、査読結果「A」の場合は所長の判断で執行開始（次回の運営委員会で報告）、「B」以下の場合は運営委員会の承認後とすることが承認された。

第8回（2014年3月3日）

1. 2014～2015年度人文科学研究所運営委員候補について12月9日開催の運営委員会で人文科学研究所運営委員候補者選挙の結果を承認したが、定員について、以下のとおり改めたい旨説明があり、これを承認した。
第2区分 誤) 1名⇒正) 2名
第3区分 誤) 1名⇒正) 2名
修正した定員数に基づき公示したい旨、説明があり、これを承認した。
2. 連合駿河台学術賞・学術奨励賞選考委員会委員について、現委員の任期満了に伴い、後任の委員を推薦することを承認した。

第9回（2014年3月25日）

1. 研究費審査経過の開示について研究費審査委員会での検討結果が報告された。その上で、このことは他研究所とも調整して実施すべきことであることから、三研究所長間で検討する予定である旨、説明があった。これについて委員から、(1) 審査日 (2) 出席委員数、(3) 募集・応募・採択件数をまず開示し、(4) 審査方法については次の段階で開示すべきであるとの意見が出された。また、特別研究費が研究費全体を圧迫している問題については、三研究所の共通の課題となっていること、抜本的な改善を行うには三研究所共通の規定である「特別研究者に対する研究費助成に関する基準」の改正が必要であることから、三研究所及び研究企画推進委員会と調整を図る予定である旨、説明があった。
2. 2013年度予算の執行状況について、2013年度採択の叢書2件と2013年度刊行予定の紀要1件が2014年度予算での執行となった旨、報告があった。
3. 人文科学研究所公募叢書原稿及び成果論文の査読者を決定した。

2. 2013年度人文科学研究所研究員・研究課題・研究費一覧

総合研究第1種（研究期間：3年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題	研究期間	交付額
1	※高田幸男	文	アジアの政治社会の民主化と明治大学留学経験についての総合的研究	2012 - 2014	2,195
	山泉進	法			
	鳥居高	商			
	土屋光芳	政経			
	村上一博	法			
合計					2,195

総合研究第2種（研究期間：3年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題	研究期間	交付額
1	※大石直記	文	模倣と創造—日本とヨーロッパにおける文化継承の現象学	2011 - 2013	2,000
	井戸田総一郎	文			
	合田正人	文			
合計					2,000

共同研究（研究期間：2年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題	研究期間	交付額
1	尾関直子	国日	L2スピーチプロダクションの発達研究—ダイナミックシステム理論からのアプローチ	2013 - 2014	840
	廣森友人	国日			
合計					840

個人研究第1種（研究期間：2年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題	研究期間	交付額
1	内田兆史	政経	ブエノスアイレスの作家がバルセロナから語るロンドン	2012 - 2013	700
2	藤田結子	商	グローバル都市における「アートワールド」の構造—日本のアイデンティティ構築に関する調査	2012 - 2013	700
3	関口裕昭	情コミ	ローレライ伝説の変容—ハイネ受容と反ユダヤ主義を中心に	2012 - 2013	700
4	越川芳明	文	ボーダー文学研究—キューバの離散文化をめぐって	2012 - 2013	700
5	浜口稔	理工	人間知性昂進のためのオルガノンとしてのメディア百科学	2012 - 2013	700
6	宮越勉	文	白樺派の作家作品研究—文学出発期における郡虎彦・柳宗悦・長與善郎・小泉鉄	2012 - 2013	700
7	佐々木美加	商	金融商品の認知と投資行動に関する実証研究	2012 - 2013	700
8	阿部芳郎	文	縄文時代における土器製塩の展開と多様性	2012 - 2013	700
9	平川景子	文	成人女性の労働者としての主体形成と職業能力形成—省察的実践の視点から	2012 - 2013	700
10	辻昌宏	営	英文学およびイタリア文学におけるオペラ・リブレットの韻律と音楽表現の相関性	2012 - 2013	700

No.	氏名	所属	研究課題	研究期間	交付額
11	加納明彦	農	ソフトテニス・グラントストロークのバイオメカニクスの分析	2012 - 2013	700
12	北田葉子	商	トスカナ大公国における封建貴族層	2013 - 2014	700
13	渡辺徳美	商	エルンスト・シュナーベルのラジオ・フィーチャー研究	2013 - 2014	700
15	石井透	文	生成文法における長距離依存に関する局所性について	2013 - 2014	700
16	佐藤清隆	文	多民族都市レスターのホワイト系移民たち	2013 - 2014	700
17	藤山龍造	文	北海道における旧石器時代・基準資料の再構築	2013 - 2014	700
18	居駒永幸	営	「古事記」の民族学的方法に基づく注釈と研究	2013 - 2014	700
19	溝辺泰雄	国日	植民地前半期に構想された「アフリカ独自の近代化」における「発展」概念の史的考察	2013 - 2014	550
				合計	12,450

個人研究第2種（研究期間：2年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題	研究期間	交付額
1	渡浩一	国日	矢田寺「欲参り」信仰と「矢田地蔵毎月日記絵」の絵解き	2012 - 2013	200
2	池田功	政経	日本近現代文学に描かれたハンセン病の研究	2013 - 2014	200
3	柴崎文一	政経	シェリング「自由論」成立	2013 - 2014	200
				合計	600

特別研究第1種（研究期間：1年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題	研究期間	交付額
1	伊藤真弓	法	ファレンティンの共演者リーズル・カールシュタットとその時代	2013	1,000
2	小畑精和	政経	フランコフォニーとケベック	2013	1,500
				合計	2,500

特別研究第2種（研究期間：1年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題	研究期間	交付額
1	瀬川裕司	国日	ドイツ語圏の映画文化の研究	2013	900
				合計	900

特別研究第1種（研究期間：1年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題	研究期間	交付額
1	永井善久	商	「暗夜行路」完成後の＜志賀直哉＞の研究	2013	690
2	落合弘樹	文	幕末政局と木戸孝充	2013	690
				合計	1,380

3. 「明治大学人文科学研究所叢書」の刊行

- 『古典にみる日本人の生と死』…………… 金山 秋男（法学部），
居駒 永幸（経営学部），原 道生 著
笠間書院 A5判 449頁
2013年5月15日発行
本体価格 3,800円＋税
発行部数 400部
- 『労働の経済地理学』…………… 中澤 高志（経営学部）著
日本経済評論社 A5判 317頁
2014年2月18日発行
本体価格 5,600円＋税
発行部数 700部
- 『顔とその彼方—レヴィナス「全体性と無限」』…………… 合田 正人（文学部）編
知泉書館 A5判 234頁
2014年2月25日発行
本体価格 4,200円＋税
発行部数 500部
- 『江戸・東京の都市史』…………… 松山 恵（文学部）著
東京大学出版会 A5判 369頁
2014年3月31日発行
本体価格 7,400円＋税
発行部数 1200部

4. 「明治大学人文科学研究所紀要」第74, 75冊の刊行

第74冊掲載論文（2014年3月31日発行）

《個人研究第1種》

フランス語圏におけるケベック文化政策の影響……………小 畑 精 和

《個人研究第1種》

オスマン帝国における遊牧民の墓地と墓標

—19世紀・20世紀初頭西北アナトリアにおけるヤージュ・ベティルの事例から……………江 川 ひかり

《個人研究第1種》

多民族都市レスターのアフリカン・カリビアンたち……………佐 藤 清 隆

《個人研究第2種》

近代日本「商業演劇」の展開と隣接芸術分野との関連について……………神 山 彰

《個人研究第2種》

ろう・難聴児の野外教育における指導言語……………多 田 聡

《特別研究第1種》

ルブリンスキー・スキャンダル

—テオドール・レッシングとトーマス・マンの論争をめぐる……………田 島 正 行

《特別研究第3種》

イギリスの死生観教育の展開……………泉 順 子

《個人研究第2種》

日本近現代文学に描かれた結核と癌の変容の考察……………池 田 功

《個人研究第2種》

後のスキャンダルをめぐる日本文学史— 古代・中世を中心に ……………牧 野 淳 司

《個人研究第1種》

古事記神話の歌と散文—表現空間の解読と注釈……………居 駒 永 幸

第75冊掲載論文（2014年3月31日発行）

2013年度 人文科学研究所公開文化講座 横浜 講演概要

《共同研究》

中国の演劇・音楽の域内・域外における発展・伝播に関する現地調査と文献研究（2）……………福 満 正 博
加 藤 徹

《個人研究第1種》

精神障害当事者の社会的自立を支える— 学習文化の視点から ……………小 林 繁

《個人研究第1種》

戦後ドイツの非寛容の諸相

— 戦後ドイツの反ユダヤ主義をめぐる—フルトヴェングラー場合 ……………須 永 恆 雄

《個人研究第1種》

日本古代の王・王妃称号と「大王・大后」……………吉 村 武 彦

《個人研究第1種》

縄文時代における長期継続型地域社会の形成と土偶祭祀ネットワークに関する研究……………阿 部 芳 郎

《個人研究第1種》

日本の大アジア主義に対する西洋の反応— 満州事変から天羽声明まで ……………廣 部 泉

《個人研究第1種》

渋江長伯の本草学研究— 物産学の視点から ……………平 野 満

《個人研究第1種》

両対戦間の文学— 武器よさらば ……………立 野 正 裕

《個人研究第1種》

スピノザとオランダ・カルテジアニズム……………桜 井 直 文

5. The Journal of Humanities Meiji University. Volume 20 (2014) の刊行

Literature in Writing vs. Literature in Film:

Cross-Modal Interpretation of *The Remains of the Day* OYAMA Rumiko

What is America, American, and Americanness?..... YAGASAKI Junko

6. 「公開文化講座 横浜」の開催

総合テーマ 『開港横浜の歴史と文化』

開催日 2013年11月30日(土)

会場 神奈川県立歴史博物館 地下1階講堂

聴衆 74名

講演 「幕末維新の政局と開港地横浜」.....明治大学文学部教授 落合弘樹
 「三井物産会社明治14年度新入社員、「条どん」の見た横浜、上海
 一のちの物産常務、満鉄総裁、政友会議員山本条太郎と日本近代の貿易システム」
明治大学商学部教授 若林幸男
 「『横浜浮世絵』の位置」.....神奈川県立歴史博物館主任学芸員 桑山童奈
 「開港横浜の風景—大仏次郎「幻燈」評注」.....明治大学文学部教授 佐藤義雄
 (司会 明治大学文学部教授 合田正人)

7. 「第37回公開文化講座」の開催

総合テーマ 『Theatrum mundi (テアトルム ムンディ) —世界は劇場』

開催日 2013年10月26日(土)

会場 明治大学駿河台キャンパスリバティタワー1階 リバティホール

聴衆 165名

講演 DVD上映「『なげきの歌は水とともに』水族館劇場公演野戦攻城ダイジェスト」

対談1 「舞台の底から来るもの—^{ぼろ}襤褸と官能とスペクタクル I」

桃山 邑(水族館劇場代表) × 高山 宏(明治大学国際日本学部教授)

対談2 「舞台の底から来るもの—襤褸と官能とスペクタクル II」

桃山 邑 × 中沢 新一(明治大学研究・知財戦略機構特任教授)

対談3 「『傾^{かぶく}』ということ—バロック／マニエリスム／ピクチャレスク」

中沢 新一 × 高山 宏

(司会 明治大学国際日本学部教授 高山 宏)

Ⅲ 歴 代 所 長

期	氏 名	所 属	任 期
1 期	杉原 莊介	文	1959.6 ~ 1961.5
2 期	〃	〃	1961.6 ~ 1963.5
3 期	淀野 三吉	〃	1963.6 ~ 1965.5
4 期	渡辺 操	〃	1965.6 ~ 1967.5
5 期	〃	〃	1967.6 ~ 1969.5
6 期	山田 肇	〃	1969.6 ~ 1971.5
7 期	〃	〃	1971.6 ~ 1973.5
8 期	小室 栄一	〃	1973.6 ~ 1975.3
9 期	〃	〃	1975.4 ~ 1977.3
10 期	皆河 宗一	〃	1977.4 ~ 1979.3
11 期	江島 祐二	政経	1979.4 ~ 1981.3
12 期	〃	〃	1981.4 ~ 1983.3
13 期	大塚 初重	文	1983.4 ~ 1985.3
14 期	〃	〃	1985.4 ~ 1987.3
15 期	坂本 和男	法	1987.4 ~ 1989.3
16 期	〃	〃	1989.4 ~ 1991.3
17 期	〃	〃	1991.4 ~ 1993.3
18 期	福田榮次郎	文	1993.4 ~ 1995.3
19 期	〃	〃	1995.4 ~ 1997.3
20 期	近藤 正毅	理工	1997.4 ~ 1999.3
21 期	〃	〃	1999.4 ~ 2001.3
22 期	林 雅彦	法	2001.4 ~ 2003.3
23 期	〃	〃	2003.4 ~ 2005.3
24 期	永田 雄三	文	2005.4 ~ 2007.3
25 期	居駒 永幸	経営	2007.4 ~ 2009.3
26 期	〃	〃	2009.4 ~ 2011.3
27 期	杉山 光信	文	2011.4 ~ 2013.3
28 期	佐藤 義雄	文	2013.4 ~ 2015.3

IV 2013 年度研究種目別研究實施報告

1. 総合研究第1種実施報告

アジアの政治社会の民主化と 明治大学留学経験についての総合的研究

A Study of East Asia Overseas Students in Meiji University and their Role to Democratize States Societies in their Home Countries

高田 幸男（研究代表者）
山泉 進 鳥居 高 土屋 光芳
村上 一博

TAKADA Yukio
YAMAIZUMI Susumu TORII Takashi
TSUCHIYA Mitsuyoshi MURAKAMI Kazuhiro

本研究は、とくに広義の「民主化」と近代国家の建設に視座を置き、明治・大正期を中心に、明治大学に留学したアジア人留学生が、明治大学と神保町という空間で民主化をどのように学び、帰国後、どのような分野で活躍したのか、その分野において民主主義体制の固定化に寄与したのか、しなかったのか、またその理由は何か、を解明することを目的とする。

なお、共同研究者のうち、鈴木将久政治経済学部教授が他大学へ移籍したため、村上一博法学部教授が後任の共同研究者として参加した。

以下、2013年度の研究活動の実施状況と得られた成果を述べる。

1. 明治大学アジア人留学生関係文献の収集とデータベースの拡充・分析

今年度もひきつづき、各種人名辞典、紳士録、あるいは留学生に関する研究書などの文献を購入あるいは複製し、日本留学、とくに明治大学（明治法律学校、明治大学予科・本科・専門部、別法人の経緯学堂などを含む）に在籍したアジア人留学生を諸文献から抽出し、データベースの拡充を進めた。

まず今年度購入した資料類でとくに大部のものは、ゆまに書房の復刻シリーズ『植民地帝国人物叢書 台湾編全19巻』、同『朝鮮編全20巻』、同『満洲編全25巻』、緑陰書房の『在日朝鮮人留学生資料』全3巻

などがある。また2012年度にひきつづき、戦前の日華学会機関誌『日華学報』の第3期復刻版を購入した。『日華学報』については、後述するように、共同研究者の山泉進が、明治大学校友の師尾源蔵の文章について考察をしている。

データベースの入力作業では、『民国人物大辞典』（2007年）・『中国国民党百年人物全書』（2005年）から、合わせて420人の中国・台湾人日本留学生を抽出し、データベースに収録した。そのうち1割から2割が明治大学への留学であった。

2. 日本国内における研究交流

今年度は、大学史資料センターで計6回の研究会を開催した。その主な内容を挙げると、

李恩元（イ・ウンウォン、研究協力者）「張志弼と衡平運動について」

阿部裕樹（研究協力者）「明治大学における留学生受け入れ体制と留学生数の動向」

山下達也（研究協力者）「植民地朝鮮の学校教員史研究」

紀旭峰（早稲田大学アジア研究機構常勤次席研究員）「大正期台湾人日本留学と早稲田大学所蔵の留学生関係資料について」

このうち、山下報告は、植民地期朝鮮における初等学校教員の変遷について分析したもので、出身校・教員試験による教員の序列化など、文献史料だけでなくインタビューも用いた研究成果は今後の研究の進め方においても参考になった。

また、紀報告は、大正期台湾人の日本留学の双璧である明治大学と早稲田大学を中心に考察を重ね、「法科の明治」と「政治経済科の早稲田」の特徴を指摘するとともに、その台湾へ与えた影響や、日本留学を介して広がった日本人教員や他のアジア留学生との交流についても明らかにした。また、あわせて早稲田大学における留学生関係史料の状況も紹介し、今後の研究に参考となった。その一方で、「個人情報保護」が戦前期留学生研究の障害となっていることも確認した。

李報告と阿部報告については、最終的に論文や研究ノートにまとめられ『大学史紀要』第18号に掲載されたので後述する。

3. 海外調査

今年度は、2014年3月7日(金)から3月10日(月)まで、研究代表者の高田幸男、共同研究者の山泉進、村上一博ほか1名で、韓国ソウル市を中心に調査をおこない、下記の収穫を得た。

第1に、明治大学校友会大韓民国支部支部長朴元錫(パク・ウォンソク)氏(元韓国外国語大学校法科大学学長)・同幹事長嚴泰又(オム・テウ)氏と会見した。まず、2014年度実施予定の大韓民国支部へのアンケート調査について、その実施時期や方法について協議した。その結果、アンケート調査は支部総会でアンケート用紙を配付するより、朴支部長を通じて趣旨説明をおこない、e-mailで配付した方がよいということになった。

第2に、朴支部長より、戦前・戦中期に明治大学へ留学した校友で、インタビューが可能な方が数名いるとの情報を得た。そこで2014年度にインタビューを実施することにした。その際、植民地朝鮮から明治大学法学部に留学した事情について貴重な情報を得ることができた。

第3に、朴支部長自身が執筆した「明治大学韓国同窓会人物誌」の草稿について、加筆・寄稿について打ち合わせをおこなうとともに、朴支部長自身の留学生活についてインタビューした。その際、明治大学朝鮮留学生同窓会『会報』などのコピー、明大韓国留学生機関誌『白雲』創刊号・第2号の実物の提供を受けた。

第4に、嚴幹事長に対しても、留学生活とその後の企業活動についてインタビューをおこなった。日韓間で起業していく過程で、明治大学校友という人的関係が活かされていることが確認できた。

第5に、国立中央図書館で、明治大学を中心とする韓国人日本留学生に関する研究書・人名鑑・新聞記事、留学生が刊行する雑誌等を検索した。韓国併合直前の韓国人留学生に関する博士論文や、韓国文教部(文科省に相当)編『国外留学生名簿』、『大韓国法曹人名大辞典』などの明治大学出身者に関する箇所を複写した。

第6に、書店において『韓国近代刑事裁判制度史』や、『日帝独立運動史研究』等韓国人日本留学生に言及している研究書を購入した。

第7に、韓国人日本留学生に関する見学をおこなった。まず、朴支部長のご教示により、軍事境界線の烏頭山(オドゥサン)へ行き、展望台のかたわらに立つ「朝鮮のガンジー」曹晩植(チョ・マンシク 1884年-1950年)の銅像を見学した。曹晩植は明治大学法学部卒の独立運動家で、戦後は南北統一国家の樹立を目

指したが北朝鮮で殺害された。また、三・一独立運動で独立宣言が読まれたタブコル公園(バゴダ公園)を見学した。

4. 成果の公開

今年度は、以下の成果を公開した。

まず、大学史資料センター『大学史紀要』第18号に「明治大学 アジア留学生研究Ⅰ」と題して特集を組み、下記の論文等を掲載した。

高田幸男(研究代表者)「『アジアのなかの明治大学』を探る」

土屋光芳(共同研究者)「『留学経験』と中国の民主化——清末から汪精衛政権まで」

李恩元(研究協力者)「張志弼と『衡平運動』」

村上一博(共同研究者)「日治期台湾における弁護士制度の展開と台湾人弁護士」

阿部裕樹(研究協力者)「明治大学におけるアジア留学生数の動向——旧制明治大学発足以前を対象として」

山泉進(共同研究者)「『日華学報』に掲載された師尾源蔵の明大留学生に関する文章」

高田幸男(研究代表者)「書評 紀旭峰『大正期台湾人の「日本留学」研究』」を掲載した。

このうち、高田「『アジアのなかの明治大学』を探る」は、本総合研究立ち上げ以前から今年度に至る経緯をまとめた巻頭言である。

また土屋論文は、「留学経験」という新しい分析概念を用い、清末以降に留学した汪精衛(1883年-1944年)と宋教仁(1882年-1912年)、胡適(1891年-1962年)と林語堂(1895年-1976年)、湯良禮(1901年-1970年)と周化人(1902年-1976年)をそれぞれ比較する。そして「留学経験」を「技術知」と「実践知」に分け、その受容・理解のしかたが両者の帰国後の活動に影響を与えたこと、また日本か欧米かという「留学経験」の違いが「民主化」の実行にも影響したとする。

李恩元論文は、植民地朝鮮で被差別民「白丁(ペクチョン)」として重層的な差別を受けていた張志弼(ジャン・ジピル、1887年-?)が衡平運動を起こした主目的は、尊厳と権利における平等であったとする。だが衡平運動の主体は「白丁」に限られ、社会主義や民族主義を目指す社会運動の主流に受容されず、その結果、張と衡平社は社会と国家権力からの圧力に耐えきれず、戦時下で日本帝国主義に融和的になっていったとして、韓国史上初の人権運動の意義を強調する。

村上論文は、1895年4月から1945年10月までの

50年余りに及ぶ日本統治時代に、明治大学に学んで弁護士資格を取得した台湾人学生の人数や、彼らが明治大学で学んだ経緯・学生生活の様子、さらには弁護士活動の実態などを解明するための前提として、台北律師公會會史委員会監修、王泰升・曾文亮編『二十世紀台北律師公會會史（台北律師公會叢書七）』（台北律師公會、2005年）に依拠しながら、台湾の弁護士史を概観している。

阿部論文は、1881年1月の明治法律学校開校から1920年に旧制明治大学が発足するまでを対象として、公刊物に掲載されたアジア留学生数（朝鮮半島・台湾・中国本土からの留学生数）を抽出した研究ノートである。集計の結果、明治大学では1896年に初めアジア留学生を受け入れ、1904年ごろからは毎年百人から数百人程度を受け入れていたことを明らかにしている。

山泉論文は、『日華学報』に掲載された師尾源蔵による記事を紹介する研究ノートである。師尾は1916年に明治大学法科に入学し、軍隊生活を挟んで1924年に政経科を卒業したとされる。卒業後は、郷里である新潟で新聞記者を務めながら明大に学ぶ中華民国留学生の指導・援助にあたったという。師尾が遺した明大アジア留学生に関する記録は、明大に遺された同留学生の記録が極端に少ない現状を鑑みれば極めて貴重であり、明大とアジア留学生の受け入れを考える手がかりになるものである。

さらに、『エムスタイル』57号、2013年5月に「大学史の散歩道 vol.127 韓国でみた明治大学の金ボタンと襟章—朝鮮戦争と韓国学徒義勇軍—」（秋谷紀男、研究協力者）と題して、『エムスタイル』60号、2013年8月に「大学史の散歩道 vol.130 明治大学出身の台湾人弁護士たち」（村上一博、共同研究者）と題して、『エムスタイル』62号、2013年11月に「大学史の散歩道 vol.132 植民地に『権利自由・独立自治』を伝える 泉哲（1873～1943）」（高田幸男、研究代表者）と題して、研究成果の一部を紹介した。

以上のように2013年度は、2012年度に築いた国内外の研究者や海外校友との協力態勢のうえに、多くの成果を得ることができた。2014年度は、これらの成果を元に、史料分析やアンケート・インタビューを実施するとともに、国際シンポジウムを開催し、近代アジアにとって日本留学・明治大学留学は何をもたらしたのか、より幅広い研究者と意見交換をする予定である。

2. 総合研究第2種実施報告

模倣と創造——日本とヨーロッパにおける 文化継承の現象学

Mimesis and Creation the Phenomenology of
Cultural Inheritance in Both Japan and Europe

大石 直記 (研究代表者)

井戸田 総一郎, 合田 正人

OISHI Naoki

ITODA Soichiro GODA Masato

三年間に互った総合研究第2種「模倣と創造—日本とヨーロッパにおける文化継承の現象学」(研究代表者:大石直記、共同研究者:井戸田総一郎、合田正人)も、遂に終了の時を迎えた。この間、実に多くの賛同者の参加を得て、国内外に大きな広がりを持った、壮大な知的世界を切り拓き得たとの自負がある。後は、これをどのように研究成果報告として出版し、世に問うことが出来るかである——。

最終年度は、これまで通りに、定例会の開催をしつつ、討議を繰り返していった。その点では、三年間、一貫した研究スタイルを取ってきた。このかたちでの成果も、活字化して世に問うべき実質を保持し得た。

しかし、本年度の主眼は、その集大成としての、以下の大きな企画を、三つ、私たちは、企画・実践することに置かれた。

- ① 京都セッション」:同志社大学の協賛を得て、10月19、20の両日、終日、多くの発表者を招聘し、大々的な、また、領域を横断するような試みを、恐らくは、どの様な専門学会でも実現できないようにかたちで以て挙行了した。(於・同志社大学)
- ② リ・ディドロ大学との共催として、同大学を中心としたフランスの研究者とセミナーを開催した。(2014.1.21、於・パリ第7大学)
- ③ トラスブル大学へ赴いて、〈文化の継承〉問題として、シンポジウムを開催した。(2014.1.23、於・ストラスブル大学)

2011年度より、「人文科学研究所・総合研究第二種」
として、大石(専任教授、日本文学専攻)を研究代表

者に、井戸田総一郎(専任教授、ドイツ文学専攻)、合田正人(専任教授、現代フランス哲学思想専攻)を共同研究者として標記の共同研究を始動させたが、ここに、最終年度となった2013年度の研究実施報告を行うに当たって、その採択に際して設定した当初の研究動機ないし趣旨を、例年通りに確認するべく敢えて、以下、長く引用することから書き起こしたい。

「…近代以降、文学・芸術を初めとする凡ての表現行為をその根底において支え、価値付けてきたものは、正しく〈オリジナリティ(独創的であること)〉を追い求めようとする志向性であったことは疑い得ない。それは今日なお自明性を帯びた絶対的原理のごとく創造的営み一般を促す駆動因として信じられて、揺るぎがたい位置を与えられ続けている。が、それは、個人を創造主体として絶対化する観念の発生と展開という、すぐれて近代的なといっていい人間認識を、その基盤とすることによって初めて形成されたものである。従って、実はそのような志向性自体が、〈近代〉という時代の個人主義思想を色濃く刻印された歴史的な所産としての性格を帯びているのである。しかしながら、実際に創造的営みがなされるに当たっては、決して独創性ばかりが至高の価値として働くのではない。むしろそこには、近代化の進行とともに後景へと追いやられ、排除されていったかにみえる〈模倣〉ないしは〈ミメシス〉という契機が、個々の具体的な現場にあって、自覚的であると無自覚的であるとを問わず、創造主体の内部に絶えず重要な条件として看過しがたく動的に息づき、働いていると考える必要がある。

本研究では、近代以降の文化的創造においても、実は依然として、陰に陽に枢要な位置を占め続けているはずの〈模倣〉あるいは〈ミメシス〉という契機の緊要なる意義を掘り起こし、これをめぐっての省察を原理的に推し進めるとともに、具体的な事例・現象に極力即することによって、日本とヨーロッパ双方の視角から、近代において〈模倣〉〈ミメシス〉なる要件が生きて働く諸相への問いを深めることを試みていきたい。そのことは、文化が継承されていく際のダイナミズムを、その生態において浮かび上がらせる試行であると同時に、往々にして、過去の長い歴史からの断裂の相の下に捉えられがちな〈近代性〉とはそもそも

もなんであったか、をめぐる根源に遡っての探究でもある。

以上をより具体的に言い換えるならば、ここで試みられるのは、〈模倣〉と文化の連続性という普遍的問題領域へと深く測鉛を下して、フランス思想史およびニーチェを始めとしたドイツ文学思想の双方からの大胆なアプローチを展開しつつ、それらとの正に重層的連関性において、理論的かつ実証的に、日本近代文学の動的様態を捉えていこうとすることであるにはほかならない。目指すところは、西欧にあって古来、そして今なお、絶えず重大な問題であり続けている〈ミメシス〉という契機の積極的導入を試みることによって、近代日本の文学・文化万般における創造的営為の豊かであった具体的様相へ向けての、従来にないかたちでの、広く世界文学的視野からの逆照射を、実践的に、かつ、協同的に試みていくということに置かれる。そこに浮かび上がるのは、東西文化を、いわば、架橋する近代における創造の歴史の動態でこそある。…」(文責・大石)

初年度となった2011年は、主として〈模倣〉ないし〈ミメシス〉問題の原理的探究を企図しつつ、また、問題枠の外延と内包を確定するべく、現代の哲学・思想の領域における根源的で、ホットなテーマを多彩な講師陣を学外から多く招聘するかたちで強い意欲と共に立ち上げることとなった。幸いにも、学外に多くの賛同者を得て、それらの参加者を交えての討議が毎回のよう重ねられてきたが、今年度も引き続き白熱した討議の場を構築しつつ、当初の企図は、さらに一層ハイブリッドなかたちで拡充されつつある。

が、一方、初年度はいささか原理論に偏し、また、西欧近代の思想・哲学におけるミメシス問題に拘泥しすぎた嫌いがあったこともまた事実であった。そこでは、議論の膠着、行き詰まりも意識されなくはなかった。そのような反省の上に立って、二年目を迎えた2012年度は、初年度での原理論的探究の成果を充分に踏まえながらも、議論の枠組みを日本の文化伝統の方へと一旦組み換えつつ押し広げようとし、また更には、より表現の具体性への志向を持たせること、そして公開性と対話性を一層重視したことによって、2011年度とは、いささか趣を異にする講師陣を招いて行われた。具体的には、日本の文学・文化において〈模倣〉行為が、古来どのように創造の現場において機能し、また、新たな美的価値を過去の表現との関係に於いて実現したのかを考察の日程に載せることを念頭に置きつつ、また実践的な表現における問題の追及を別途とした。

が、2012年度の最大の成果としてここに特筆大書しておくべきは、奇しくも生誕一五〇周年を迎えた近代日本の巨人とすべき森鷗外に係わる記念行事を学外に於いて挙行し得たことでなければならない。それは、明治大学と文京区立森鷗外記念館の共同開催となった「光源としての〈森鷗外〉——いま、〈近代〉を問い返す」と題する長時間に及ぶシンポジウム(2013.3.6)であった。企画には大石・井戸田が当たり、延々八時間に及ぶ基調報告および、それを受けての熱い協同討議となった。同記念館館長、作家の加賀乙彦氏の終日に亘る参加も得て、今年度、国内外で行われた同種の企画・行事の中でも、ひととき充実した重厚なものとなったことを誇りとしたい。鷗外の文業を通して、近代を、また、その伝統との断裂と継承の根源的な関係を鋭角に問うことになった。ここによく、元来の研究目的の達成へ向けてのテーマの照準並びに、その射程がしかと定まったとの感懐を抱き得た。

さて、過去二年間の研究成果それぞれの上に立脚し、2013年度は、その統合を、更に一層、問題枠の拡大を大幅に行うことによって、果敢に締めくくろうと試みた。それは、追って、出版されることになる成果報告書の構想を共同研究者の今後の思索の深化および執筆活動の自由かつ闊達な展開へ向けて、より開かれた場を自らのために用意することでもあった。

過去二年に亘る定例会(二か月に一度のハイペースを以て半公開性で実施)を中心とした研究活動のありようは、努めて多くの関連領域の第一線の、ないし、気鋭の研究者を講演者として招くことによって、毎回、濃密かつ自由な思索の磁場を生みだし、共同研究者各々のそれぞれの問題関心を、根底から揺るがしつつ、当該テーマの問題圏域を多くの知性の結集と共に、核大、また、集約することの両極の運動を引き起こすことが目指された。

歴史上、今日に至るまでの多くの思想家たちの繰り広げた、先鋭で原理的な、模倣ないしミメシスをめぐっての論議の問題圏の可能的潜在性を測定していくために、最終年度も、基本的には、同じスタイルが踏襲されたが、そこでの狙いは国際性を意識して、海外の思想家・研究者を招くことに於いて、特色が新たに加えられた。フランスからはセバー氏、チェコからは、ノヴォトニ氏が招聘されて、それぞれレヴィナス、パトチカに関する最新の研究成果を展開してもらい、問題枠は、新たに現象学的な拡大をみた。

ある意味で、飽くことなく拡がりを与えられた本共同研究テーマは、最終的に、共同研究者三名が、東京を離れ、先ずは京都へと赴き、同志社大学とのコラボ

レートによる大々的な研究集会を「京都セッション」と名付けて行うかたちを取り、パリ大学のフランク・ディディエ氏、京都大学名誉教授・上山安敏氏、大阪大学名誉教授・徳永恂氏を特別講演者として特別ゲストとしてお招きし、記念碑的な知的な空間を醸成・演出した。現象学への新展望、碩学によるユダヤ学の成果、表現主義を対象とした図像学的解釈学の試み、と大きな深みをもった縦横な論議に参加者は、ここに共有することになった。科学と神話、文学テキストと解釈学、更には、生誕一〇〇年記念シンポジウムとしてポール・リクールに関する討議の場も設けられた。二日に互っての研究集会は、まさに知の饗宴のごときセッションというには余りにも大きな企画となった。むろん、その根底には、どの様なテーマであっても、模倣行為やミメシスへの〈問い〉が意識されていた。

更に、共同研究者三名は、パリ・ディドロ大学へ飛び、当地の学者たちとの開かれたセミナーを行った。合田は、鶴見俊輔と竹内好をめぐって日本の哲学的可能性について考察し、井戸田・大石は、前年度の鷗外シンポジウムの延長上に論点を転回させ、それぞれが自らの当初の研究目的を、強度ある言葉で語ることになった。付け加えれば、三者は、そのままストラスブール大学へ向かい、明治大学大学院とストラスブール大学大学院の院生交流合同発表会に参加し、その初日に、ストラスブール大学のスタッフとのシンポジウムに臨んだ。

三年間は、さながら、実に長い、東西文化を根源的に貫流する大きな問いをめぐっての、時間的・空間的な、また、あらゆる学問分野を果敢に越境していく知的な旅程の如くであった。さて、この今の時代にあって、反時代的でもあれば尖端的でもあり得る知的活動の共有され、生きられた時間を、われわれは、ここから成果報告書としてまとめあげ、どのようなかたちで世に問うことが出来るか、いわば、真の対話的思索は、これからの各個の、三年に互る冒険的な営為によって鍛え上げられた身体および知性を一層、するどく研ぎ澄ませることによってこそ、意義を見出されることになろう。この間の諸課題の冒険的な打ち立てと、その踏破とによって、本共同研究は、結句、どの様に帰趨をみることになるか。それは、未来に属する事柄である。

いささかの心地よい知的・肉体的な疲労感を総身に覚えながら、長くて短かった、燃焼しきったこの三年間を総括しつつ、2013年度の研究成果の報告に代えることとする。

(擱筆)

3. 共同研究実施報告

L2スピーチプロダクションの発達研究— ダイナミックシステム理論からのアプローチ

Study of L2 Speech Production from a Dynamic
Systems Approach

尾関 直子
廣森 友人

OZEKI Naoko
HIROMORI Tomohito

従来の第二言語習得理論や応用言語学の理論によると、プランニングの時間がなく、プレッシャーがかかる状況下でのスピーチ・パフォーマンス（即興で話す状況）は、言語習熟度（一般的に外部検定試験によって測られる英語力）に大きく影響されると思われてきた。しかし、研究代表者と共同研究者の先行研究から、即興で話すスピーチの正確さ、流暢さ、複雑さには、認知的要因、情緒的要因の影響が大きいことが分かった。認知的要因、情緒的要因などの要因が複雑にスピーチ・パフォーマンスに影響していることを明らかにするために、来年度は、ダイナミック・システム・アプローチ（DSA）を応用して、縦断的調査を行う予定である。今年度は、DSA 関係の文献を読み、DSA の理解を深め、どのような実験を行えば、DSA のアプローチに基づいた実験と言えるのかについて、主として文献調査した。その結果、以下のことが分かった（Baba & Nitta, 2014; Larsen-Freeman & Cameron, 2008; Thelen & Smith, 2006）。

まず、DSA は複雑系の科学を背景として台頭してきた発達理論であり、その特徴は人間行動の複雑な発達プロセスを時間軸に沿って詳細に記述し、それまでには見られなかった行動（変化）パターンを見つけ出すとともに、その変化はどのようにして起こるのか、変化を作り出すメカニズムは何か、どのような条件下でその変化は起きるのか、などを明らかにしようと志向する理論・アプローチである。

伝統的な研究と DSA に基づく研究に見られる特徴的な相違の1つは、「因果関係」に対する見方・考え方にある。従来の研究の多くは、複数の事象（あるいは要因）の間にどのような因果関係が存在するのか「予測する」（predict）ことに関心を払ってきた。例えば、スピーキングの練習量と学習成果の間にどのような関係が見られるのか検証するというのが研究目的の場合、「練習量が多ければ多いほど、学習成果が高い」といったように、両者の間には直線的（liner）な因果関係が見られると考える（ここでは、因果関係とよく似た概念である相関関係との違いについては詳述しない）。

一方、DSA に基づく研究では、事象（要因）間に非直線的（non-liner）な関係を想定する。すなわち、いくら練習量が多くても学習成果が得られないことや、練習量が少なくとも学習成果が高い場合も時には起こり得ると考える。これは結果である学習成果は、他の無数の要因との複雑な相互作用によって定まると考えるからである。このことを Larsen-Freeman and Cameron (2008) は、株式市場を例に挙げながら説明している。たしかに、ある上場企業の株価を予想しようとする場合、その株価は特定の要因のみによって決まるわけではなく、おそらく複数の（あるいは無数に近い）要因によって決まっているに違いない。もし、方程式で株価が予測できるのであれば、数学者はみな大金持ちになっているはずである。したがって、DSA ではスピーチ・パフォーマンスや学習成果などを単純に予測することは不可能であり、唯一できるであろうことは、ある変化が起こった際にその変化を「回顧的に説明・解釈する」（retrodict）ことだけだと考える。

以上のように、DSA では因果関係を予測して一般化を目指すのではなく、ともすれば従来はノイズと見なされてきたばらつき（variability）を重視する。言語の習得と同様、スピーキング能力の発達プロセスは一般的には段階的な変化を示すが、急激に向上したり、時にはスピーキング能力が低下した（と見えた）り、といった非直線的な様相も示す。個々の学習者と周りの学習環境が相互作用しながら、学習者のスピーチ・パフォーマンスや学習行動が規定されていくプロセス

をボトムアップ的、かつ縦断的に捉えようとする DSA は、これまで以上に学習者のスピーキング能力の実態を詳細に描き出してくれるものと考えられる。

つぎに、DSA の基本的な手続きについて述べる。DSA にはいくつかの異なった研究アプローチが存在するが、Thelen and Smith (1998) に基づけば、方法論上の基本的な手続きはおおむね以下のようにまとめられる。

- ① 具体的で観察可能な集合変数 (collective variables) を定義する。
- ② 異なる時期や異なる状態において、集合変数のダイナミックな発達軌跡を描く。
- ③ 集合変数の発達過程における変化点 (phase shift) を特定する。
- ④ 集合変数の変化・発達を発生させるコントロール・パラメータ (control parameter) を特定する。
- ⑤ 集合変数の変化・発達を発生させるシステムに関する具体的なモデルを導き出す。

以下では、本研究のスピーキング調査の参考になるため、DSA に基づいて学生のライティングの語彙数の変化に着目した Baba and Nitta (2014) の調査を取り上げる。この研究では、ライティングの流暢さを測るために約 1 年間、合計 30 回の授業において、毎回 10 分ずつのライティング活動を行い、ワード数を数えて劇的にワード数が変化した時点を調査・分析している。phase shift が起きたかどうかを検証するにあたっては、異なる 4 つの指標を取り上げ、いつ、どのような状況下で学習者のライティングに質的な (時には劇的な) 変化が生じていたのかを調べている。学習者の実際の作文例やコメントなどを用いて、データのトライアングレーションもされており、多くの点で参考になる論文であった。

本研究では当初、学生を統制群と実験群に分け、学期の開始・中間・終了時にスピーキングタスクを使って実験を行い、質問紙調査をする予定であったが、上記研究などを通じた文献調査の結果から、予定していた調査方法では DSA に基づいた研究・調査とは言えないだろうという結論に至った。というのは、計 3 回にわたる調査では、スピーチ・パフォーマンスが変化していることは調査できるが、DSA が提案する「ある状態から、突然の大きな変化を起こし、別の高度な状態に移った」時がいつであるか分からないからである。したがって、今年度は当初の計画を見直し、来年度の実験の詳細の決定、および、実験群の学生が使う

ジャーナルの作成を行った。

来年度には、以下のような量的調査と質的調査を行うことを決定した。学生は統制群、実験群 15 名ずつ参加してもらい、学期の開始・中間・終了時にスピーキングタスクを使い、調査し、研究代表者と共同研究者が先行研究で作成した質問紙調査をする。スピーキングタスクで用いるのは、2 コマから 6 コマの漫画を見て物語を作るというタスクである。実験群の学生には、週 5 日間、約 2 週間にわたり、ジャーナルをみて物語を作る練習をしてもらう (統制群の学生には後述するプレ - ポストテストだけ受験してもらう)。この練習のために学生に渡すジャーナルであるが、ジャーナルにはタスクの実験でよく使われる Heaton の Beginning Composition Through Pictures (2007) から漫画 8 作と Composition Through Pictures (1980) から漫画 2 作、計 10 作選び、ジャーナルを作成している。また、ジャーナルのそれぞれのエントリーには、自己評価欄を設け、うまく言えなかった表現を書いてもらう。

学生は、漫画を見つづつ物語を作り、それぞれが各自の IC レコーダーにスピーチを録音し、その後、そのデータを文字化して、正確さ、流暢さ、複雑さの観点からスピーチ・パフォーマンスを分析する。正確さは、総語数に対してエラーの割合、流暢さは、毎分ごとの語数、毎分ごとのシラバスの数、複雑さは AS-Unit の数、時制、モードの数で測る。その後、統制群の学生と実験群の学生の質問紙調査とスピーチ・パフォーマンスを比較する。また、2 週間にわたるスピーチデータから、どの時点でパフォーマンスが大きく変化しているか、その phrase shift を確認する。

この実験からは、以下のことを明らかにする。

1. 実験群の学生が統制群の学生に比べて、2 週間にわたるジャーナルを使い、スピーチを練習すると、スピーチ・パフォーマンスが向上すると仮定する。そのスピーチ・パフォーマンスは、正確さ、流暢さ、複雑さのどの尺度において、上達したのかをスピーチデータを分析して調査する (量的調査)。
2. Levelt (1989) のスピーチプロダクションモデルのどのプロセスが容易になったからスピーチ・パフォーマンスが向上したのか (すなわち、どのプロセスで phrase shift が起きていたのか) を、ジャーナルの自己評価欄 (自由記述) から調査する (質的調査)。Levelt は、母語話者の発話には、さまざま

なプロセスが関係しあっているが、そのプロセスを conceptualization (概念化), formulation (形式化), articulation (音声化) という3つのプロセスに分けている。概念化においては、意図すること、話そうとすることを考え、それを表現するために必要な情報を集める。形式化においては、意図したものを言語的枠組みに考えて表現する。また、音声化では、その作り出した言語を実際に音声化する。

最後に、以上に述べてきたような調査を行うことの意義について述べる。従来の研究では研究対象を分解した上で、限られた要因に焦点をあてながら、それらの関連や変化を記述・分析してきた。しかし、そのような要素還元的なアプローチでは個々の要因に目が向けられ、全体的な視点が抜け落ちてしまう恐れがある。すなわち、同じ要素でも全体の文脈の中でその振る舞いに変化し、それによってまた全体が変化することもあり得る (Fogel, 2008)。そのような研究に対して、DSA では様々な要因が変化・発達する現象を「1つのシステム」として捉え、そのシステムの中でより強力な影響力を持つ要因がどのようにその変化・発達を成立させているのかを検討する。その実態をモデル化することは、本研究の対象でもあるスピーキング能力の変化・発達プロセスを踏まえた指導実践に対しても有益な示唆を与えるものと考えられる。具体的には、特定されたコントロール・パラメータ (phrase shift に影響を与えていると考えられる要因) を意図的に取り入れた授業実践 (教育介入) を行い、それが本当にスピーキング能力の変化・発達に影響を与えるのか実証的に検証することも可能となる。

DSA に基づくアプローチは、これまでの横断研究・縦断研究 (あるいは量的研究・質的研究) といった2元論とは異なった視点から言語の発達を捉え直すことを可能にする枠組みとして、応用言語学や第2言語習得の研究者らの関心を集めている (Dörnyei, 2014; Ellis & Larsen-Freeman, 2009; Verspoor, de Bot, & Lowie, 2011)。ただし、これまでのところ、DSA を理論的基盤として行われた上記分野での実証研究、とりわけスピーキングに焦点をあてた研究はほぼ見られない。そのような現状を踏まえ、本研究ではDSAのアプローチに基づいた新しいスピーキング研究の可能性について検討したいと考える。近年のスピーキング研究、あるいは広い意味での応用言語学研究は、抽象的にモデル化された「学習者」といった観点から、置かれた社会状況や立場に立脚して具体化された「人」といった観点から学習者像を捉え直そうとしている。

個々人のうちに内在する能力・資質が周りの学習環境と相互作用しながらダイナミックに変化・発達していくプロセスを描き出すことを可能にしてくれる DSA 的アプローチは、今後のスピーキング研究の新たな展開を感じさせる。

引用文献

- Baba, K., & Nitta, R. (2014). Phase transitions in development of writing fluency from a complex dynamic systems perspective. *Language Learning*, 64, 1-35.
- Dörnyei, Z. (2014). Researching complex dynamic systems: 'Retrodictive qualitative modelling' in the language classroom. *Language Teaching*, 47, 80-91.
- Ellis, N., & Larsen-Freeman, D. (Eds.) (2009). *Language as a complex adaptive system*. Malden, MA: Wiley-Blackwell.
- Fogel, A. (2008). Dynamic systems research in developmental psychology. In H. Okabayashi (Ed.), *Dynamical systems theory in psychology* (pp. 202-213). Tokyo: Kanekoshobo.
- Heaton, J. B. (1980). *Composition through pictures*. London: Longman.
- Heaton, J. B. (2007). *Beginning composition through pictures*. Essex, England: Pearson Education.
- Larsen-Freeman, D., & Cameron, L. (2008). *Complex systems and applied linguistics*. Oxford: Oxford University Press.
- Levelt, W. J. M. (1989). *Speaking: From intention to articulation*. Cambridge, MA: Massachusetts Institute of Technology.
- Thelen, E., & Smith, L. B. (2006). *Handbook of child psychology, Volume 1: Theoretical models of human development*. Hoboken, NJ: Wiley.
- Verspoor, M., de Bot, K., & Lowie, W. (2011). *A dynamic approach to second language development: Methods and techniques*. Philadelphia/Amsterdam: John Benjamins.

4. 個人研究第1種実施報告

ブエノスアイレスの作家が バルセロナから語るロンドン

Buenos Aires, Barcelona, Londres:
Jardines de Kensington de Rodrigo Fresán

内田 兆史

UCHIDA Akifumi

2012年度に引き続き、1963年にブエノスアイレスで生まれ、99年にバルセロナに移住、爾来スペインで活動を続ける作家ロドリゴ・フレサンが2003年に発表した、ビクトリア朝時代と1960年代と現代、三つのロンドンを行き来する物語『ケンジントン公園』を土台にしながら、本研究での2回にわたる取材(2012年にはバルセロナと小説の舞台ロンドン、2013年にはブエノスアイレス)によって得た資料を精査することによって、この作家の「アルゼンチン性」を検討した。

バルセロナでのフレサンの、アルゼンチンとの関係における発言には、「[アルゼンチンは]基本的に私がすでに興味を失ってしまった国なんです。おそらくすでに批判的な時期すら通り過ぎてしまいました。何かを批判したり非難したりしているうちは、まだ関係があることを意味しています。私の最近のアルゼンチンとの関係は、、、最近の私の本には登場すらしません。いずれにしてもそれは意識的な、ないしは無理矢理のことではないんです。私がアルゼンチンについて話すべきこと、物語るべきことはもう言い尽くしてしまったように思えるんです」という2007年のインタビュー(スペイン『クラリン』誌)での彼の言葉にあるように、否定的なものが多い。

「私はアルゼンチン人作家なのではなく、作家なんです」という言葉、あるいは、20世紀アルゼンチン文学の金字塔とも言うべきフリオ・コルタサルの『石蹴り遊び』(1963年)についても「読んだことがないんです。(中略)[多くの人が『石蹴り遊び』との共通点があると言うフレサンの『マントラ』(2001年)について]もし読んでいたら、『マントラ』を書くこと

はなかったでしょう」といった発言にはアルゼンチン文学との絶縁の意志も見える。こうした姿勢は、いっぽうでは、ボルヘスの「アルゼンチンの伝統は全面的に西欧文化であり、しかも、われわれはその伝統に対し、西欧のある国々の住民が有するよりも大きな権利を有すると考えている」(「アルゼンチン作家と伝統」という言葉と結びついており、それはそれできわめてアルゼンチン的であると考えられる。

とはいえ、実際にはこうしたボルヘスやコルタサルとの実質的な関係を明らかにする資料がいくつか見つかった。ひとつはボルヘスについてであるが、先に引用したインタビューにおいてフレサンは、「作家であるよりは読者である」と何度も口にしてきたボルヘスになぞらえるように、自らを「執筆する読者」と呼んだうえで、「ボルヘスは、良きにつけ悪きにつけ、アルゼンチンの読者のDNAに刻み込まれています。アルゼンチン文学が、たしかに私に与えてくれたもののひとつは、伝統 *tradición* から裏切り *traición* へと向かうことでした。私たちはみな、それぞれの書架から生まれ出たこどもなのです(中略)。アルゼンチンのフィクションは無限です」と、ボルヘスからさらに一歩進んだ発言をしているのだ。たしかに自らがアルゼンチン文学の継承者であることを述べているのではないだろうか。

1914年に生まれ、51年以降をフランスで暮らしたコルタサルについては、その代表作である『石蹴り遊び』こそ読んでいないというフレサンだが(とはいえ、2013年の『石蹴り遊び』刊行50周年記念企画に出席・発言するなど、読んでいないという言葉をもどの程度信じていいかは疑問である)、実際にはコルタサルに関する記事を少なからず書いている。そのひとつで、2006年にコルタサルの映像資料が整備されることになった際の取材に基づくエッセイのタイトルは「写された顔」"Cara tomada"だが、これは、コルタサルの初期の代表的な短篇である「奪われた屋敷」"Casa tomada"から取られたものであるはずで、ほかにも文中にコルタサルの作品のタイトルがいくつもパロディとしてちりばめられている。さらに報告者は今年度、2005年に出た増補改訂版の『ケンジントン公園』の精読を行った際、後書きへの註、というささやかな文章の中に、数行にわたる「奪われた屋敷」の結末のパ

ロディを発見した。コルタサルがジュール・ヴェルヌの作品のタイトルをもじって『八十世界一日一周』というエッセイ集を出していたことを考えると、やはりこうしたアルゼンチン文学の自由な伝統を引き継いでいるように思えてならない。

2013年度はまた、アルゼンチンでロドリゴ・フレサンより後の世代の作家たちに関する資料収集を行った。それらの検討は今後の機会に譲るが、70年代中盤以降生まれの若い代表的な作家たちのなかにも、ある者はマドリードに、グラナダに、ニューヨークに、ベルリンにと、アルゼンチンの外で暮らしている者が少なからずいることが確認できた。アルゼンチン文学のもつ複眼的な視線やある種の冷たい幻想性が、そういった生活からも育まれていることを予想させる発見だった。

グローバル都市における 「アートワールド」の構造 —日本のアイデンティティ構築に関する研究

The Structure of Art Worlds in Global Cities:
a Study of Japanese National Identity

藤田 結子

FUJITA Yuiko

調査の目的

本研究は、グローバリゼーションのなかの文化とアイデンティティに関する理論的考察を行うことを目的としている。グローバル化が急速に進む現在、日本発の文化的商品・作品が世界中で関心を集めている。この国境を越えるモノの移動にくわえて、国境を越える人の移動が顕著になっている。1980年代後半以降、ファッションやデザイン、現代アート等の文化生産分野で働くために、多数の人々が日本から欧米諸国へ渡っている。このような人々は、過去の移住者の時代と比べて、格段に発達した交通・コミュニケーション手段を利用して2国と繋がりつつ、トランスナショナルなネットワークを形成し、長年活動している。本研究では、この現象について、文化のグローバル化の観点から、(1)文化生産者のアイデンティティ、(2)欧米の「アートワールド」の構造、という2つの側面の考察を試みる。とくに、「グローバル都市における文化生産の場で、どのように『日本』『日本人』という

ナショナルなアイデンティティが構築されているのか」という研究の問いを設定し考察を行った。

調査の方法

研究の問いを考察するために、欧米で活躍する日本人の文化生産者を対象に事例調査を実施した。2012年度は、ファッションと現代アートに関わる人々に調査協力を依頼した。具体的には、アーティストやデザイナー、記者・編集者、批評家、キュレーター、コレクター、バイヤーなどの職業を持つ人々である。

2013年度は、料理業界を調査対象に加えることとし、フランス料理に関わる人々に調査協力を依頼した。主に、シェフ、ソムリエ、サービス担当などの職業を持つ人々とした。上記の人々に約2時間程度のインタビューを実施した。そして、(1)自己のアイデンティティとその作品に対する考え(2)文化生産者間のネットワークなどに焦点をあてて話を聞いた。また、制作過程を観察し、カメラ、ビデオカメラを用いて記録した。

インタビューデータに関しては、(1)録音されたインタビューのトランスクリプションを業者に委託する、(2)自分自身で音源とその記述された内容を照らし合わせて確認する、(3)トランスクリプションの内容をコード化してパターンを分析する、の順でデータの分析を行った。

調査結果

以上の結果、次の傾向が明らかになった。

(1) 国際移動の目的

デザイナー、アーティスト、料理人に共通して見られた国際移動の目的は、その後のキャリアに役立つ「文化資本」の獲得であった。すなわち、現地で活動することを通して直接得る経済的利益(=収入)というよりも、文化産業の中心地である欧米都市で活動したという経歴がもたらす利益である。そのため、日本である程度のキャリアがある人々も、現地では無給や最低賃金以下で働いたりすることも珍しくない。欧米の有名なメゾンやギャラリーで経験を積んだ、星付きのレストランで修業した、ということが、その後の就職を助け、展覧会や店への集客を促すと考えられている。その際、美術大学や専門学校の卒業生や、同業者間のネットワークが、1つの移住システムとして機能していた。

(2) ナショナルなアイデンティティの構築

まず作品に表現するアイデンティティに関しては、

デザイナーとアーティストの大半は、特定のナショナルなアイデンティティ（例「日本らしさ」「イギリスらしさ」）を表現しようとは試みない。むしろ国を越えた「普遍的な」「創造的な」作品を創ろうとめざす傾向が強かった。他方、料理人の場合、「伝統的な」フランス料理をめざす者と、「日本らしさ」を取り入れた新しい料理を創作しようとする者に分かれた。レストラン業界の人材はグローバル化しつつあるが、ナショナリティが意識や活動に影響する重要な要因となっていた。

その一方で、自分自身のアイデンティティは、共通して「日本人」であった。近年、移住者の「トランスナショナルな」「コスモポリタンな」アイデンティティの構築が指摘されているが、文化生産に関わる移住者の場合、常にナショナルな文化の境界を意識させられる。そのため、長年現地にいても日本人としてのアイデンティティを維持しやすいようである。

(3) アートワールドの構造

上記のファッション、アート、料理の世界では、白人が組織の中心となっている。そのため、日本人にとっては、人種がネットワーク形成や共同的な活動で障害となりやすい。さらに、白人を中心とする「アートワールド」の構成員には、白人性を「標準」とした価値観が根強い。本調査のデザイナーやアーティストは、ナショナルな境界を超えて、新しい価値や独創性を生み出そうと努力していたが、日本人を含む「有色人種」の作家の作品は、人種的な、あるいはナショナルなアイデンティティと関連づけられる傾向が強かった。料理人業界においても、常に「フランス人」「日本人」という境界が画定される傾向が見られた。

ローレイ受容の変容ーハイネ受容と反ユダヤ主義を中心に

Die Verwandlung der Loreley:
die Rezeption Heines und die Antisemitismus

関口 裕昭

SEKIGUCHI Hiroaki

本研究は、ハイネと世界的に有名になった彼の詩「ローレイ」を中心におきつつ、19世紀前半から現在に至るまでのドイツ語文学において、反ユダヤ主義やユダヤ性の記述の変遷を考察するものである。

ハインリヒ・ハイネ（1797～1856）はデュッセルドルフに生まれたユダヤ系ドイツ人である。ユダヤ人の血をひいていたがために、ドイツでは思うような職に就けず、また評価も得られなかったため、後半生はパリで生活し、ドイツとフランスの懸け橋となるジャーナリストの先駆的存在となった。ハイネの作品におけるユダヤ性や当時の反ユダヤ主義に関する研究は、一世紀以上にもわたるハイネ研究史でも比較的新しく、まだ十分に解明されていない点が多い。

本研究では、ハイネのユダヤ性を解明する観点から、まず初期の未完の小説『バッヘラッハのラビ』（1825～40）、晩年の詩集『ロマンツェーロ』に考察の対象を絞り、パリにおけるハイネの交流関係なども調べながら研究を進めてきた。またハイネから大きな影響を受け、作品でもハイネをしばしば引用しているユダヤ系ドイツ語詩人パウル・ツェラン（1920～1970）やその仲間である同郷のプロヴィーナ出身の詩人たちもその考察の対象に含まれる。さらに2013年度に入ってから、現代ドイツ美術を代表するアンゼルク・キーファー（1945～）もその研究の対象に入ってきた。キーファーはハイネやツェランからの影響を強く受けながら、ドイツ性とユダヤ性の間に立って、その葛藤の歴史を反映させた作品を発表している。

2013年度は上に述べた大きな視野から、ドイツ語圏におけるユダヤ性と反ユダヤ主義をめぐる言説、さらには美術的な表現がどのように変遷したかについて研究した。現在、その成果を一冊の本にまとめ、年内に刊行できるように準備を進めている。以下、その書物に収録される予定の成果も含めた、13年度に発表した論文、口頭発表をあげてみる。

- ①「アンゼルク・キーファーとパウル・ツェラン1」（『月刊 みすず』no.613, 2013年3月）
- ②「アンゼルク・キーファーとパウル・ツェラン2」（『月刊 みすず』no.614, 2013年4月）
- ③「アンゼルク・キーファーとパウル・ツェラン3ーインゲボルク・バッハマンという「境界」を越えて」（『月刊 みすず』no.615, 2013年5月）
- ④「アンゼルク・キーファーとパウル・ツェラン4ーインゲボルク・バッハマンのユートピアの彼方に」（『月刊 みすず』no.616, 2013年6月）

キーファーは1969年、「占領」というヒトラー式敬礼をした自分を冊絵した作品に基づく一連の作品でデビュー。ナチズムやゲルマン神話に深く関わる作品を発表して毀誉褒貶をよんだ。その反省からか、1980年代にはユダヤ性をテーマにする作品を制作し始め、「死のフーガ」をテーマにした一連の作品「ズラミート」

や「お前の金髪のマルガレーテ」で名声を確立した。この連載では、キーファーとツェランを対位法のようにして作品を比較しながら、ドイツ性とユダヤ性共生と葛藤の歴史を考察するものである。この後に続く章では、ライン河をテーマにしてさらにこの問題を考察していく。そこで、ライン河畔のローレライの岩の歴史とハイネの詩の解釈とその後の作品の受容、さらにこの詩と関連が深く、執筆時期も近い、ユダヤ人迫害を扱った小説『バッヘラッハのラビ』について詳しく論じ、その作品とキーファーおよびツェランとの関連について述べた。これは上述の書に掲載予定であるが、「ハイネ逍遥の会」(ハイネ研究会)において口頭発表する予定である。またこれを独立させて、論文として発表したいと考えている。

⑤展覧会「ジゼル・ツェラン＝レトランジュ」(「西洋版画の流れ ブリュエゲルからピカソまで」の一環として、2013年9月14日～12月1日、神奈川県立美術館鎌倉別館)の企画、作品提供、カタログの解説「〈息の結晶〉——ジゼル・ツェラン＝レトランジュの銅版画」執筆。

ツェランの妻で版画家ジゼル・ツェラン＝レトランジュの本国で初めての本格的な展示であり、大きな反響を呼んだ。これに関連して次の成果が生まれた。

⑦「ジゼル・ツェラン＝レトランジュの銅版画の世界」(『月刊 みすず』no.620, 2013年10月)

⑧対談 〈息の結晶〉——ジゼル・ツェラン＝レトランジュの銅版画をめぐって(関口裕昭+水沢勉(神奈川県立美術館館長)、2013年10月10日、東京ドイツ文化センター)

また、ドイツの作曲家アリベルト・ライマンがオペラ「リア」公演のために来日した折には、彼が作曲したツェランの詩について小さな講演を行った。

⑨「パウル・ツェランの詩について」(2013年11月4日、シンポジウム「ライマンの「リア」」ドイツ文化センター)

今後の予定は、先述した書物(仮タイトル『翼ある夜』)の刊行と、次の二つの口頭発表が決まっており、その準備をしているところである。

6月15日 日本比較文学会 第76回 全国大会「砂、石、書物——ツェラン、ジャベス、オースターにおけるユダヤ詩的想像力の系譜」

6月28日 ハイネ逍遥の会「ライン河をめぐる表象の系譜——ハイネ、ツェラン、キーファー」

最後にあげた口頭発表は独立させて、明治大学の紀要に発表することを検討している。

ボーダー文学研究—キューバの 離散文化をめぐって

Border Literature: Research on Cuban Diaspora Culture

越川 芳明

KOSHIKAWA Yoshiaki

アフロキューバ文化研究の一貫として、2013年夏と2014年春の二度にわたり、フィールドワークを行なった。

2013年夏の調査に関しては、東部サンティアゴ・デ・クーバとハバナの二カ所で行なった。

サンティアゴ・デ・クーバでは、8月12日～19日に、ふたつの調査を行なった。

ひとつは、20世紀の初めに当地にやってきた日本人フジシロ・ケンイチ氏に関係する調査である。サンティアゴ・デ・クーバにただ一人で移民してきたフジシロ氏にまつわる研究書、*Un japones en Santiago de Cuba* (Santiago de Cuba: Ediciones Santiago, 2013)を手に入れ、研究書を出した出版社の編集関係者に取材した。さらに、その資料を読み解いた上で、フジシロ氏の孫にあたる著者 Lidia Fujishiro にコンタクトを取り、ロング・インタビューを行なった。この件に関して、次なる課題は、研究書の資料収集に関与したとされるハバナ在住のアジア文化研究者メルセデス・タニア氏にインタビューしたり、フジシロ氏の実家(千葉県夷隅郡大多喜)を訪れたりして、当時の移民の歴史的な状況を考慮した上で、フジシロ氏の移民をとらえることである。

サンティアゴで行なったもうひとつの調査とは、ベンベイの儀式のときの歌の収集である。エル・コブレの合唱団、Voces de Milagro(奇跡の声)による「エスピリチスモ」の歌を11曲収集した。具体的には、次の通りである。1 Eróe, Eróe 2 Babalú Aye Ecuá 3 Dios te salve María 4 Aguanilé Oke-Londo 5 Oremos por el santísimo 6 Ecuá 7 Cristo 8 A la derecha Opullé 9 Sueño 10 Negro Cimarrón 11 Padre Nuestro

ハバナでは、8月19日～9月8日に、ふたつの調査を行なった。

ひとつは、アフロ信仰、Santeríaの司祭 babalawoの修行についてである。司祭になるためには、7日間

の修行が義務づけられている。しかし、それらは秘儀であるために、公表できない。唯一、最後の日の iyogye と呼ばれる儀礼は一部公開されている。イヨジェの日には、7日間こもった部屋から出て、土の上に七カ所の畦をつくり、穀物の稲や豆の種を植えるという、象徴的な「種植え」の儀礼が行なわれる。外では、それを家族や親戚、友達、恋人など関係者が見守り、祝福する。

この日、修行者は晴れて司祭になり、人々の救済という仕事に従事することになるが、仕事の内容と方法は、多岐にわたる。さまざまな儀式を取り仕切る MC、二十種類以上の薬草の入った薬草水で病気を治す医者、Ifá 体系にもとづいて人の運勢を引き出す占い師、犠牲にする動物を屠る屠畜師として、頭と体の両方を使い、ひとりでさまざまな仕事をこなさねばならない。

MC としての司祭は、儀式のために Yoruba 語の祈りと歌を暗唱しなければならない。基本となる祈りは、Mojuba、自分自身の運勢に固有の祈り、Oshe bile の祈り、Ogbe di の祈り、Ogbe sa の祈りなどである。

占い師としての司祭にとって、Ifá 占いの基本となる 16 通りの Oddun の名称と優劣を覚えることも重要である。すべての運勢、256 通りの組み合わせの理解につながるからだ。

さらに、各種の厄払いの儀式エボで、体を浄めるさいの体の部位ごとに発する Yoruba 語も重要である。

ハバナで行なったもうひとつの調査は、入門の儀式 Mano de Orula である。

この儀式は、三日かかるが、とりわけ最終目に行なわれる儀式に注目した。まず午前中に、入門者および家族全員で、太陽に捧げる Nangare の儀式、それから、四つのココナツの薄片を使った Obi 占い、軽い朝食のあと、Ebó（入門者の頭にココのすり身を乗せて白い帽子／スカーフをかぶせる）、Inkin（ココナツの実から出来た Ifá 占いの道具）を使った Ifá 占いを入門者ひとりずつに施し、運命や守護霊がどうであるか、オルーラに聞く。確定した運命は、新米の司祭からベテランの司祭へと順番に、入門者に説明が加えられる。

2014 年春の調査は以下の通りである。3 月 8 日～14 日は、サンテリアの司祭になる修行儀礼の調査である。これは、7 日間にわたる秘儀である。この修行に関して、ただひとりパドリーノだけでなく、いろいろな司祭が入門者のために関与し、司祭のネットワークを形作っていることが分かった。

3 月 4 日～7 日、3 月 15 日～22 日は、Ifá の占いの調査を行なった。占いの際にも、特定の段取りを踏み、さまざまな Yoruba 語の祈りの言葉をつかい、運勢を決定して、それを依頼者に伝えていく。そのひとつ、エコレを使った Ifá 占い (Osorde) の場合は、次の通りである。1 Moyuba の詠唱 2 占う司祭の自己紹介 (名前、運勢) を Yoruba 語で述べ、3 その運勢の祈りを告げる 3 Unishe Intri Osorde、依頼者の名前、somode 守護霊 (サント) の名前、awojakajun (女性であれば ikofafun) 依頼者の運勢を告げる。4 次の祈り。Kiti iku arun iña ofo araye ogu tiyatiya, bobo osobo unlo ire bata ire ariku ire ashekun ota ire guan tolokun ire oma ire owo oyaletesi, ebo fi ebo ada。5 エコレとイボを両手に持ち、依頼者の体を浄める。頭から額、顎、うなじ、右肩、左肩、腹、右膝、左膝、右足、左足、右手、左手、手をひっくり返して右手、左手の順に、Ago leri, kaeru baboru, arakubo tuto, eshumi bako, koyoakua otun, okoakua osin, keteoboñun, elese entele, elese entele kamafaseta, ikan buruku, ikanburuku lode, awo otun, awo osin, ariku arikubagbawa と唱える。6 依頼者は、渡されたエコレとイボを一緒に手に持ち、オルーラに向かって自分の質問したいことなどを無言で話す。7 司祭は、エコレを持ち、円の上、下、右、左の順に、Leri unpon, Elese unpon, Atenakana, Atenabayawansa と唱え、もう一度、円の上から、同じ順に、Atiwaye, Atiwarolun, Atilode, Atikantle, Ire uemi と唱える。8 司祭は、エコレを持ち、依頼者の頭に持っていき、Orula Odun Toyale Fole (オルーラ、良い運勢をください) と唱える。8 司祭は、Ifá leo と唱え、他の司祭が Adashe と応じる。そして、エコレの第一投を振る。それがその日の第一の運勢である。9 Ota (白い石) を依頼者の頭に持っていき、Orula Ire Ifa Weri と唱える。その後、Ota でエコレの右側の四つの実に触れながら、Otaló Siwayu と唱える。そして、Oyu (黒い「牛の目」) でエコレの左側の実に触れながら Oyumaro Beko と唱える。10 Ota が出たら、その時点の占いは si (決定) であり、Oyu が出たら、no (キャンセル) である旨を伝えて、そのふたつを依頼者に渡し、両手の中で振り、片方に一個ずつ持つように指示をする。11 司祭は、つづけて二回エコレを振る。二度目に melli (左右同じ目) が出たら、三度目は振らない。二度振って優勢なほうの手をひらかせる。Ota であったら ire (吉) であり、Oyu であったら osobo (凶) であり、それぞれの一覧表にしたがって、オルーラに当座の運勢を聞いていく。

人間知性昂進のためのオルガノンとしての メディア百科学

Media Encyclopedia as an Organon for
the Enhancement of Human Intelligence

浜口 稔

HAMAGUCHI Minoru

少数の権威による知識が失効しつつある。とりわけ、東日本大震災と福島原発事故以降、有識者がマスメディアを通じて発信する知識は疑われるようになった。STAP細胞騒動でクローズアップされた大学や研究所、学術誌の権威失墜は隠れもない。情報の隠蔽や歪曲、倫理の崩壊は今に始まったことではないが、それが顕在化した文脈が違う。データが容易にアップされダウンロードできるインターネットがわれわれを取り巻く現実としてあるからだ。情報の利用者が提供者にもなるフォークソノミック的状况から知識社会の現状と未来を捉え直す必要もある。エンサイクロペディアもウェブに置かれて以降は、常時加工可能な流動的知識として利用されている。「紙」の印刷媒体により保証されてきた決定版的知識（紙は証文や契約書を生んだ信頼度の高いメディアであった）は、電子媒体に切り替えられた途端、力を失ったと言っている。

そんな状況下での知識は、じつは社会心理学的に再考されるべきものである。言語学においても変化が生じている。「語用論」は人間のコミュニケーションを「ことばを介した社交」と捉え、「認知言語学」は言語表現を身体と認知の関係において焦点化する。人間心理と五感・身体との関係はヴァーチャル・スペースでの情報や学知の流通を考察する際にも不可欠である。その点で言語研究は、現実世界とウェブ世界との関係性を解き明かすときの「メディア百科学」的問題群の一環として位置づけられる。

それを踏まえ、筆者は、言語思想史、博物学、図書館学などを含むメディア・情報学的関連書を渉猟した。もう一つの活動の柱として、知識を身体性に立脚したものにする意味で、国内外の施設、すなわち、図書館、博物館、設立途上の資料館を訪問するなどして、来館者の動線と目線に配慮した展示と空間設計を検証するフィールドワークを数々行った。

この二つの研究方法をまたぐキーワードは、やはり「社交」である。ここに言う「社交」とは、硬直化し

た知識が外的な要因により人間の知識を解体し、散逸した知識を繋いで新分野を創出する、本研究課題の概念概念の一つである「3つのC」、すなわち、〈Collect=Connect=Create〉を促進する触媒空間（これを筆者は「メディア」と呼ぶ）と深く関係する。ウェブ2.0以降のインターネットの様相をソーシャル・メディアという言い方で特徴づけることがあるが、リアルであろうが、ヴァーチャルであろうが、人間と情報の関係を「社交」概念で捉える構図そのものには変わりはない。

インターネット、グーグル、フェイスブックの原点をその線で捉えると、見えてくるのは、古代アレクサンドリア学園都市の図書館・博物館・研究所、新時代の知識を広く大量に伝播させた印刷機械、代数学・幾何学・天文学・博物学などの諸々の知識を集約して地図・地球儀を製作したカートグラファーや印刷業者、地図を最先端のツールにして海洋覇権を確立した（たとえば、オランダやイギリスの）商人たち（そして軍隊）、人と物の流通を加速させた郵便制度の確立、海路、陸路、空路へと拡大していった交通革命、つまりは広い意味での情報空間を演出した「メディア」の変容の歴史である。触媒空間としてのメディアは、書物でもDVDでも教室でも図書館でも劇場でも船でも都市でも、なんでもいいが、それは空っぽのコンテナではない。人間の心身が行き交う社交場である。筆者はメディアを、知性・感性を高揚させる、上記「3つのC」が機能する触媒テクノロジーだと考えている。

その関連で、イギリス王政復古期の科学的気運を活写した Majorie Hope Niclson, *Samuel Pypes's Diary and New Science* の翻訳（『サミュエル・ピープスの日記と新科学』）にも手を染めた。この本の主役のロバート・ボイル、ロバート・フック、ウィリアム・ペティらが所属し、実質率いてもいた〈王立協会〉を英語で Royal Society と言う。その王立の「社交場」で催された実験と講義の後、協会員たちは河岸を変えてコーヒーハウスやバブで、さらなる〈Collect=Connect=Create〉の連鎖のもとに置かれた。著者ニコルソンに「語り部役」を担わされた門外漢サミュエル・ピープス（海軍省官僚、王立協会員、のちに協会総裁）は、この「コーヒーハウス」というメディアが醸す雰囲気魅せられるのだが、当時それを「格安大学」（Penny University）と呼ぶこともあったのだ。

翻訳の過程でイングランドの宿敵であったオランダが急浮上してきたので、「ネーデルラント植民地政策と印刷技術革新に見る博物思想の研究」を目的にオランダ及びベルギーの諸都市（アムステルダム、アント

ワープ、ライデン等)の博物館施設を順覧した(2014年2月18日~28日)。国内フィールドワークとして屋我地島沖繩愛楽園と宮古島の南静園に幾度か足を運んだ。ハンセン病問題をどう語り継ぐかは、資料館(コンテンツ)+展示物/閲覧者(コンテンツ)=メディア中の動線と目線に配慮した空間設計をどれだけ意識化できるかにも関わる重要な問題でもある。それに関連して、8月25日~9月2日には世界のハンセン病史に名を残す殉教者ダミアン神父の事績を紹介する「モロカイ島のダミアンとマリアン、歴史遺産センター」を訪問し、ハワイ先住民関連諸施設と併せて調査した。それぞれ出張報告で詳しく論じたので、ここはこれだけにとどめる。ただ、ハワイでの調査はオランダでの調査とも繋がって、ヨーロッパの植民地政策と博物思想にかかわる問題にも直面することになった。これは次なる課題として引き継ぐことになる。

以上、前年度に続き、知性と感性の新生面を切り開く仕掛けを「メディア百科学」的に追求するための様々な研究や調査を幅広く行うことができた。この2年の研究成果は論考にして報告するが、併せて、次年度5月に刊行する上記翻訳書、6月に催すギャラリー展示+セッション(「いのち、ひたすらーハンセン病と絶対隔離がもたらしたこと」)も、本テーマのひとつである展示思想の実践として公表する予定である。

白樺派の作家作品研究—文学出発期における郡虎彦・柳宗悦・長與善郎・小泉鉄

A Study of the Works of "Shirakaba (White Birch)"
School of Japanese Literature: the Starting Period of
the Literature of Kori Torahiko, Yanagi Muneyoshi,
Nagayo Yoshiro, and Koizumi Magane

宮越 勉

MIYAKOSHI Tsutomu

郡虎彦の「エレクトラ梗概」(『白樺』創刊号、明43・4)は、ホフマンスタールの戯曲「エレクトラ」を読みその梗概を記したもので、のちの郡文学の耽美的趣向の先鞭となったといえるが、原拠として何を讀だかがおおよそ見当のつくものとなった。それは志賀直哉が定期購読していたアメリカの雑誌『Current Literature』に掲載されていたものであったとみられる。郡の明治43年4月4日付志賀直哉宛て書簡記事

によって、郡が志賀からこの雑誌を借りていたことが判明したのである。郡はその後、幾つかの小説を書き発表していくが、本多秋五がいうように、「松山一家」(『太陽』、明43・11)が最も優れていると思う。血や狂気のテーマを扱うが、作中の親子関係に注目して新見を出したいと考えている。やがて郡は、小説から戯曲に移行するが、レーゼドラマといえる「幻想曲」(『白樺』、明44・1)が再読した結果、近代人の頹廢した神経を若い女の乳房をヒ首でメッタ刺しするという殺人幻想に見るべきものがあると思った。あるいはアンドレーエフの「霧」からの影響も若干感じられるが、現代に通じるものがあり、注目作として詳細に論じたいと思っている。郡虎彦(長く萱野二十一のペンネームを使用)の「道成寺」(『三田文学』、明45・4)をもとにした帝国劇場での上演の失敗は、小山内薫の演出のまずさ、とりわけ照明の未熟さに起因していたようである。なお、志賀は、期待したが幻滅を感じ、有楽座の「マグダ」(ゾーダーマンの作)にも不愉快を感じていたことがその日記から読み取れた。志賀は、小説一本道で、戯曲を書かなかつたが、戯曲は芸術として成功しないとこの時点あたりで感じたのかもしれないと想像したりしている。ただ、「道成寺」上演で島崎藤村だけが郡に好意的であった。のちに渡欧した郡が藤村にパリで好意的に交際された所以も分かったように思われた。郡は世界的文学を目指し渡欧する。従来は志賀の意地悪にあったためなどとされているがこれは全くの誤解で、志賀宛の郡の書簡で、その別れを切々と惜しんでいることが判明した。

柳宗悦に関しては、中見真理の近著『柳宗悦』(岩波新書、2013・7)を読んだ。ポイントを要約して言えば、これまでは柳宗悦といえば、「民芸の柳」のイメージが強く、民芸という枠を解き放つと、「複合の美」の平和を求めた思想家であったとしたものである。その「複合の美」とは、帝国日本による植民地等への文化的同化政策に抵抗するとともに非戦の姿勢を貫き、世界全体がより豊かになるよう、地域、民族(朝鮮・台湾・アイヌなど)、それぞれの資質を発揮、互いに活かす、そういう思想を持っていた、とするのである。国際関係思想史が専門の研究者からの柳宗悦の新しい像の提示として刺激的で教えられるものが多々あった。が、本稿は、柳の文学出発期に焦点を当てるものなので、柳が当初は科学や宗教により関心を寄せていたものが、中島兼子(のちの高名なアルト歌手)と交際、結婚するうちに、芸術への関心、論理だけの学問になおさら飽き足らなさを感じていった過程を詳しく見たいと思っている。

柳宗悦の『白樺』誌上初登場の「近世に於ける基督教神学の特色」(明43・6)は、イエス・キリストを神ではなく人とした新しい神学と哲学、科学、文芸の融合を説いている。次に、心霊研究の論文「新しき科学」(上)(下)(『白樺』、明43・9、10)をこの頃流行していた心霊研究と併せ考察するとともに、のちの我孫子在住期に神秘思想を説いた「神秘道への弁明」(上)(下)(大6・9、10)などの論文に注目し考察したいと思っているが、柳の初期の代表作はやはり「キリアム・ブレイク」(『白樺』、大3・4)という長大論文(137頁分)であり、この論文のポイントを私なりに捉えたいと思っている。また、バーナード・リーチとの関係、我孫子生活の意味にも触れたいと思う。

長興善郎については、長興晩年の執筆である自伝『わが心の遍歴』(筑摩書房、1959・7)を読んだ。実伝だとする。文学をやる切っ掛けの一つに、中学の頃、或る友の家で、ドイツ新理想主義の頭目ともいべきアルノルド・ベックリンの画集を見せてもらい驚きと喜びの感激があったことを述べている。白樺派連中は皆、西洋美術に詳しくあったこともいい、『白樺』が半ば美術雑誌の性格を持つことから、文学と西洋美術の相互関連の考察が必要と思った。また、夏目漱石の『それから』(明42)に共感と満足を得たことが、文学創作に入る一つの切っ掛けとなったことを述懐している。友人らには、長興はまじめな童貞と見られていたが、実は遊郭行があったことを告白している。志賀と武者小路の誘いで『白樺』の同人に創刊から約一年遅れで加わったが、志賀を「純粹に芸術一点張りのように技巧を重大視する」とし、武者小路を「人生第一義の思想的な話が突っこんで出来る」としている。

長興善郎は平澤仲次のペンネームで、まずは短篇小説「春宵」(『白樺』、明44・5)、短篇小説「赤い衣装」(『白樺』、明44・8)を発表した。いずれも、特定の女性への思慕が中心に描かれたものだが、「赤」のイメージが要所に出現する。「赤」色が広がりエンディングとなる『それから』との関連をこれらの作品の読みのポイントとすべきではないかと思っている。「電車」(『白樺』、明44・10)は、初秋のある一日、小さな弟を連れ向島の百花園に秋草見物に出かけた主人公が、その帰りの電車のなかで、「mutual aid」(相互の助力、ここにクロポトキンの影響ありか)ということの価値を感じたり、赤ん坊の泣き声に不快を感じたりしていると、電車が急停車し、前の方の電車で事故死した人があることを知り、それを好奇心から見たりするが、別の電車に乗り移り、今度は、三十前後の色っぽい女に心ひかれ、性欲のことを考えたり(キリスト

教の姦淫罪を何度も犯しているという)、芸術家は奇人であるべきという想念への囚われなどを描き、帰途の途についた、という内容の好短篇であると思う。「西京行き」(『白樺』、明44・12)は、「京都に居る二三の友」から「紅葉」に招かれ、「自分」は京へ「四日の旅」をした、という書き出しで、事実そのままを書いたものである。だから、「小説」ではなく「散文」と『白樺』誌上の目次欄に記載されていた。この長興の小品を巡って、志賀直哉と武者小路実篤の間に論争、志賀が武者に対し凶行まで思うことがあったことが志賀の「ノート」類や『暗夜行路草稿』13から明らかとなっている。これは小説観の問題で、志賀は「西京行き」に客観性がほしかったと主張し、武者はどんどん主観で行くのがよいとして志賀作品に興味がないようなことまで言ったことから、志賀が武者を殺そうとまで一時は激高したというもので、なんとかその後仲直りは成ったということがあったのである。ここは、問題はそれほど単純ではなく、小説におけるモデル問題が絡んでいたというのが現在のところの私の見解である。「小品二つ」(『白樺』、明45・3)は、一つ目が「負傷」と題されたもので、電車での或る日の登校、下校の様子が描かれ、主人公「私」の心理がうまく書いていると思われるし、二つ目の「年齢」は、「赤裸の人」になりたい、実は長年の「秘密」として友人達に知られていない自身の実年齢、落第などがあって、子の年、明治二十一年八月六日の生れだと告白したものであった。「亡き姉に」(『白樺』、明45・4)は、追憶小説という感じで、作中の「自分」が六つの時、鎌倉海浜院のそばに別荘があり、家族で避暑に行ったのだが、姉の藤子(本名のまま使っている)が溺死した出来事を中心に描いている。「要一のまぼろし」(『白樺』、明45・5)は、当時の20代の文学を志す青年の内面がよく描かれていて、構成上でも、現実のことが、「まぼろし」(作中の言葉でいえば「幻想的實在」)のところでサンドイッチされ、面白い作になっていると思われる。本多秋五は「稀代の快作」と高く評価している。本多は志賀の「范の犯罪」との関連で見ているのだが、本多の観点とは別に、この作には、象徴表現があり、長興が文学をやることに不安を感じながらも白樺派という若き集団に尻尾の方で属しているという自覚が見え、小説としての瑕瑾はあるものの、注目すべき作と見ている。「四日三晩の旅」(『白樺』、大元・9)は、主人公三郎の、日光、湯本への旅から、都会のよさの再認識、そしてなんと吉原に初めて遊んだことを描いていて、長興の場合、後年の『わが心の遍歴』と併せ検討すると、この作は、意外にも虚構色の薄い、事実

に多く即した小説ではなかったのか、と見られるのである。「兎」(『白樺』、大元・11)は、この号の巻頭に置かれた小説である。「自分」という一人称小説であり、「中学の二三年生で十五六の頃」のこと、姉の嫁ぎ先である西那須野に行き、兎猟をし、自らの手で生命のある兎を殺してしまった、その苦痛を描いていて、初期作品では従来評価の高いものとなっている。なお、この作から、平澤仲次ではなく本名の長與善郎を使用した。「針箱と小説」(『白樺』、大2・1)は、武者小路実篤の『世間知らず』(洛陽堂、大元・11)と密接に関連する作品である。この作を自伝的なものと見ると、武者小路実篤と結婚する竹尾房子への長與の見方、武者の影響から逃れて独立独歩で行こうとする長與の決意も読み取れ、意義あるものと思われた。「一日のうち」(『白樺』、大2・5)は、山の手育ちの主人公芳郎が昼は下町の浅草に出掛けそのがさつな雑踏に興をひかなかったこと、夜は演奏会に出掛け西洋音楽に興奮を覚え、またルーベンスの或る絵に充実した肯定の美を認めたことを描いている。「厄年」(『白樺』、大2・7)は、S島(サハリン島)旅行に友達と出掛けたことを描いている。少し冗漫の作のようにも思えた。「妹」(『白樺』、大2・8)は、中篇と呼べる分量を持ち、主人公が解剖学をやっている科学者、医者、物質主義者として設定され、この人の目から、まん中の妹節子を中心に見ていて、一元描写的であり、そこが風変わりで面白いものがある。「動物」(『白樺』、大2・9)は、肉体美を誇る一人の女性しか出て来ない特異な作で難解であるが、現代的視点から見れば隠れた傑作とも思えるものだと感じられた。長與の初期短篇に関する先行研究は少ない。従来では長與初期短篇では「亡き姉に」と「兎」の評価が高いのだが、むしろ私としては、「電車」、「要一のまぼろし」、「四日三晩の旅」、「動物」、これらの作を大いに評価しようと思っている。

長與善郎は、白樺派では20代後半で長篇小説を二つも書いた作家である。「盲目の川」(『白樺』、大3・4～9)、「彼等の運命」(『白樺』、大4・2, 3, 6, 10, 11)の考察は必須のことであり、先行研究が皆無に近い状況にもあるが、今後の課題となっている。

小泉鉄は、第二次『新思潮』同人として出発した。感想二篇、脚本「ぼんやりした画」の三作を掲載しただけであるが、観念的傾向が強いように見られ、またタイプとして武者小路実篤に近い自我の強い人という印象を持った。『白樺』には、長與と同じく一年遅れの明治44年から同人となった。ゴーギャン作紀行の「ノア・ノア」(明45・1, 2, 4, 7, 8, 大2・1, 10)は独逸語からの重訳であるが、本邦初の訳で、前川堅

市訳『ノア・ノア』(岩波文庫)、岩切正一郎訳『ノア・ノア』(ちくま学芸文庫)を参照しながら、その文章の味わいを考察したいと思っている。小泉鉄には感想・論文の『白樺』掲載が多いが、短篇小説では「Bの死」(『白樺』、明44・10)は、難解なものだが、志賀直哉の初期習作「きさ子と真三」(明39)の内容に近いものも内包していると思われ、精細に考察したいと思っている。また、小泉鉄には「自分達二人」(『白樺』大3・1)と「三つの勝利」(『白樺』、大4・1～10)の長篇小説があり、これまた先行研究は実に乏しいものなのだが、小泉鉄の青春のありよう、長篇小説の作法のあり方などをその考察の中心にしたいと思っている。

金融商品の認知と投資行動に関する 実証研究

An Empirical Study Regarding the Effect of the Investors' Perception on Their Investment Behaviors

佐々木 美加

SASAKI Mika

本研究は、消費者が金融商品のリスクをどのように認知するかによって、彼らの投資行動が影響を受けるというプロセス(佐々木, 2011, Sasaki, et al., 2014)を実証的に明らかにしようとするものである。2012年度の個人研究において、金融リスクへの態度尺度を開発した(佐々木ら, 2012)。今年度の個人研究では、(1)この金融リスクへの態度尺度の妥当性を検討し、(2)金融リスクへの態度と投資行動の関連を実証的に明らかにした。

(1) 金融リスクへの態度尺度の妥当性の検討

佐々木ら(2012)では、金融に関する知識と投資行動が関連することを考慮し、知識を豊富に持つ金融業従事者と非金融業従事者の両方を調査対象とし、均等割り付けで調査を行った。一方、2013年度の調査は、金融リスクへの態度尺度の妥当性を検討することが目的であるため、サンプルはできるだけ実態に近いものが望ましいと考えられる。そのため、金融業従事者が全体の3%程度であるという実態に合わせ、割り付けを行った。

調査は、2013年6月に、調査会社(マイボイスコ

表 金融への態度尺度が金融商品の運用意思に与える影響

	国債	社債	株式	投資信託	保険	確定拠出年金	金	MMF	預金
結果未知性不安			-.13*	-.30**				.	
統制不能感			.20**	.16**					.10*
社会経済状況考慮			.16**	.15**				.12**	
個人的能力欠如	-.21**	-.29**	-.32**	-.21**		-.12**	-.20**	-.26**	
安全性・確実性志向	.32**						.16**	.17**	.43**
HRHR 志向	.13**	.18**	.30**	.24**	.20**	.19**	.22**	.34**	
コスト重視		.22**	.17**	.15*	.11+	.17**			
信憑性依拠	.12*	.15**		.14**	.18**	.16**	.13*		-.12+
R ²	.22	.32	.43	.35	.18	.19	.18	.29	.17
F	35.2**	48.8**	63.3**	40.1**	29.7**	33.4*	35.4**	51.0**	34.7**

**P<.01, *P<.05, +P<.10

ム(株))を通してweb上で行われた。調査対象は、30代~60代の社会人500人(男性250人,女性250人,平均年齢47.92歳,SD=10.89)であった。金融業従事者は、実態に合わせて全体の3%となるように割り付けを行った。調査項目は、佐々木ら(2012)のリスク態度尺度項目の下位次元の「金融リスク認知尺度」の18項目、「個人的社会的経済要因」15項目、「投資態度」22項目であった。質問項目は、すべて6件法(全く当てはまらない~非常に当てはまる)であった。

金融リスクへの態度尺度の項目が、前回調査と同じ尺度構成になるかどうかを確認するため、因子分析を行った。まず金融リスク認知尺度(佐々木ら,2013)18項目について、因子分析(最尤法、プロマックス回転)を行ったところ、3因子構造が妥当であった(E=11.28, 1.57, and 1.06, 累積寄与率77.27%)。第1因子は、『手数料懸念』の8項目($\alpha=.95$)、第2因子は、『結果の未知性不安』の6項目($\alpha=.93$)、第3因子は、『統制不能感』の4項目で($\alpha=.92$)、佐々木ら(2012)の分析結果と全く同じ構成であった。

次に、個人的社会的要因(佐々木ら,2012)の15項目について、因子分析を行ったところ、3因子が妥当であった(E=6.08, 3.02, and 1.30, 累積寄与率69.34%)。第1因子は、『社会経済状況考慮』6項目で構成されていた($\alpha=.92$)。第2因子、『個人的能力欠如』の4項目で($\alpha=.92$)、『個人的社会的経済要因』と因子名を変更した。第3因子は、『金融情報考慮』の5項目で構成されていた($\alpha=.78$)。

最後に、投資行動(佐々木ら,2012)の22項目について、因子分析を行ったところ、4因子が妥当であ

た(E=10.83, 3.09, 1.23 and 0.86, 累積寄与率69.35%)。第1因子は、『安全性・確実性志向』の9項目で構成されていた($\alpha=.95$)。第2因子は、『信憑性依拠』の5項目で構成されていた($\alpha=.89$)。第3因子は、『ハイリスク・ハイリターン志向』の4項目で構成されていた($\alpha=.84$)。第4因子は、『コスト重視』の4項目で構成されていた($\alpha=.83$)。

これらの結果から、調査対象をN=500に増やし、実態により近い割り付けで調査を行っても、佐々木ら(2012)の金融リスクへの態度尺度と同じ因子構造が確認された。また、各尺度を構成する下位尺度の信頼性も高かったことから、金融リスクへの態度尺度の妥当性がある程度確認されたといえるだろう。

(2) 金融リスクへの態度と投資行動の関連

金融リスク態度が実際の投資行動にどのような影響を与えるかを、(1)と同じ調査の中で行った。調査では、投資意思の程度を測定する設問が設定されていた(6件法:全く運用したくない~非常に運用したい)。なお、投資程度を尋ねられる金融商品は、予備調査で、著しく認知度が低いものを除外して選定した9つの金融商品(表参照)である。これらの金融商品への投資意思の程度を目的変数、リスク態度尺度を説明変数として重回帰分析(ステップワイズ法)を行った。分析の結果、表に示すように、金融リスクへの態度尺度が、特定の金融商品の運用の意思決定に有意な影響を及ぼしていることが示唆された。

【引用文献】

佐々木美加 2011 金融リスクの認知構造に関する心理

学的研究—集団討議データの内容分析から— 明治大学教養論集, 第 462 号, 47-65.

Sasaki, M., Nakabayashi, M., Okubo, S., Inaho, S., Komatsubara, A., & Kawabata, D. 2014 Comparing Attitudes of Financial Experts and Consumers toward Financial Products. *Tohoku Psychologica Folia*, 71, in press

佐々木美加・中林真理子・大久保重孝・玉利祐樹・吉川肇子・千田亮吉 2012 金融商品の購買意思決定 (1) —金融リスク認知と商品選好— 日本心理学会第 76 回大会 ワークショップ

佐々木美加・中林真理子・大久保重孝・竹村和久 2013 金融商品の購買意思決定 (2) —金融・保険リスク認知と購買行動— 日本社会心理学会第 54 回大会 ワークショップ

縄文時代における土器製塩の展開と多様性

Study on Reconstruction of Salt Production Process in Jomon Period

阿部 芳郎

ABE Yoshiro

1 研究の実施概要

最終年にあたる本年度は、初年度の成果を踏まえ、大きく 2 つのテーマで分析を実施した。

第 1 は遺跡より採取した分析資料の理化学分析である。初年度において遺跡内における製塩痕跡の多様な存在形態を確認したので、これらの知見を基にして分析資料の分析方法を検討した。

分析資料の採取地は縄文時代遺跡では千葉県四街道市八木原貝塚と松戸市牧之内貝塚、東京都北区西ヶ原貝塚、茨城県美浦村法堂遺跡である。また、比較資料として文京区東京大学構内遺跡出土の江戸時代の焼塩壺を分析した。

第 2 点として、遺跡より回収された残滓の在り方から製塩の工程を復元し、それを複製土器によって実験をおこない、その妥当性について検討した。

2 分析の概要

(1) 遺跡出土資料の分析

①八木原貝塚は千葉県中央部の印旛沼南岸に立地する縄文時代後晩期の貝塚である。この貝塚は後期

中葉から後葉にかけて形成されたもので、この貝層および貝層上部の土層と製塩土器のプロトタイプとして考えられる土器の内面土壌の採取を実施した。本遺跡は縄文時代には古鬼怒湾の一部であった印旛沼水系の遺跡であり、霞ヶ浦との水系上のつながりがある遺跡である。

②牧之内貝塚は千葉県松戸市に所在する後期前葉の貝塚であり、行政調査による記録保存調査が実施されており、住居内貝層からサンプルを採取することができた。遺跡は東京湾東岸に注ぐ河川の奥部に立地するもので、貝塚の魚介類は東京湾東岸の干潟で採取されたと考えられるものであり、製塩の起源地とされてきた霞ヶ浦とは生態系を異にする。

③西ヶ原貝塚は東京都北区に所在する中期後半～後期後葉の貝塚遺跡であるが、晩期まで集落は継続して形成され製塩土器が出土する遺跡として著名である。今回は行政による記録保存調査で、建物址覆土中より製塩土器が出土し、分析サンプルを採取した。

④法堂遺跡は霞ヶ浦西南岸に立地する後期後葉から晩期中葉の遺跡で、かつて明治大学考古学研究室によって発掘がおこなわれ、大量の製塩土器とともに製塩炉と考えられる遺構が検出されている。発掘の際に採取された土壌サンプルと未洗浄の製塩土器片が保管されており、これらを分析資料として利用した。

⑤東京大学構内遺跡は江戸時代の大名屋敷跡として著名であり、発掘調査によって江戸時代の「焼塩壺」が発見されている。本研究では、文献上において確実に塩を内蔵した素焼き土器を縄文時代製塩土器と比較するために、2 点の「焼塩壺」を分析資料に供した。

(2) 海浜部における動植物の生態調査

本研究の推進によって製塩土器の出土遺跡から被熱した環形動物遺体（ウズマキゴカイ）やアシなどの水草に着生する微小貝等が検出されたことから、いわゆる「藻塩法」の存在が縄文時代にまで遡ることが推測されたものの、具体的な産状についての情報がなお不足しているため、複数の海浜地域においてこれらの生態調査を実施した。

①千葉県勝浦市吉高漁港

海洋に面したリアス式海岸であり、防波堤内側の水域内にアマモの群棲する状況を観察することができた。またアマモの葉上にウズマキゴカイの着

生する状況を確認することができた。

- ②千葉県木更津市小櫃川河口湿地および干潟
東京湾東岸に位置し、小櫃川の河口に形成された
広大な干潟である。夏季後半には沖合に繁茂して
いるアマモが枯れて砂浜に大量に打ち上げられる
状況が確認できた。
これらの産状から、縄文時代のアマモの採集形態
を類推することができた。

- ③千葉県夷隅市夷隅川河口湿地
太平洋に面して広く河口に形成された後背湿地に
おいて、微小巻貝の生態を観察し、同時にアシな
どが自立したまま枯死した環境においてカワザン
ショウガイなどが大量に生息している状況を確認
した。

以上の生態調査の結果、遺跡内より検出された微小
生物遺存体は、不特定の海浜植物に付着するのではな
く、特定の環境下において生息している状況が確認で
きた。これらの事実を基にして遺跡内にもち込まれた
背景を考察する必要がある。

(3) 土器製塩実験の実施

製塩の工程に藻灰が利用された可能性が類推された
が、これらの資源が土器を用いる製塩に具体的にどの
ように利用されたかという点に関しては、古代の文献
からの類推がなされているにすぎない。そこで、藻灰
を利用した土器製塩実験を実施した。

これらは海水の直煮以外にパターンを変えて灰を用
いた煮沸実験をおこない、塩の結晶化の過程を再現す
るとともに、実験土器と内容物の理化学分析を実施し
た。

3 課題と展望

今回の研究は、遺跡から回収した分析資料の理化学
的な分析成果から、従来の縄文時代土器製塩の技術的
な特性を解明するための基礎的な整理をおこなったも
のである。とくに遺跡内の分析サンプルは多様な遺跡
形成過程の作用を受けており、サンプリングの方法な
どに、さらなる工夫が必要であることが判明した。し
かし、そうした課題を残しながらも、従来の通説には
きわめて脆弱な根拠が拠り所とされた部分が存在する
ことが明らかにできた。

今後は遺跡内における物質資料の変容の過程とその
メカニズムを解明することにより、製塩活動にかかわ
る痕跡をより客観性の高い手法で分析することが望ま
れる。これらの課題については近い将来に再び取り組
みたいと考えている。

成人女性の労働者としての主体形成と職業 能力形成—省察的実践の視点から

Forming Adult Women's Subjectivity and
Competency as Workers: Perspective of Reflective
Practitioner

平川 景子

HIRAKAWA Keiko

本研究では、働く女性にとって職場と家庭以外の場
所で仲間と交流することが職業・労働に関するエンパ
ワメントとなりうること、そのためのコーディネー
ターとしての力量を女性たち自身が高めていくことを
めざしている。具体的には、「働く女性の『グループ
23』(以下「グループ23」)」という女性団体が、東
京23区の女性たちと交流しネットワークしていく過
程において、財政的・人的支援を行った。詳細につい
ては稿を改めることとしたいが、ここでは、2013年
度の取り組みと、2年間にわたる実践のなかから明ら
かになってきた課題のいくつかを取り上げる。

1 2013年度の取り組み

(1) お茶べり会、通信(4,5号)、ブログ

「グループ23」では、設立の時点から、働く女性自
身が労働問題を解決していく力を育てていくことが必
要と話し合ってきた。そして、職場や家庭の人間関係
とは異なるグループの中で女性が仕事や家族の悩みを
語ることが、職場・仕事の問題解決を支えていくと考
え、毎月23日をめぐに「働く女性の『お茶べり会』」
を開催してきた。

「お茶べり会」は誰でも参加できるが、「グループ
23」の通信とブログによる周知だったので、毎回5~
10人程度の少人数での集まりだった。ここに、雇用
や労働条件に深刻な悩みを抱えている女性が、ウェブ
サイトを探して参加してきた。職場や家庭などのよう
な利害関係がなく、女性労働問題に対して共感的な聴
き手を得て、新しいメンバーが自分の問題を語り、そ
れを聞いているメンバーは自分のかつての経験を語り
だしたり、問題を一緒に考えたりした。

この取り組みからは、日本の労働組合が企業内労組
中心で、パートや派遣などの非正規労働で働く女性た
ちが組織化されない現状において、女性が働き続ける
ことを互いに支えあうことへの具体的な展望を見出す

ことが出来る。低賃金・不安定就労におかれている女性たちこそ問題のただなかにあるが、上述のように既存の労働運動から排除されているのみならず、コミュニティ・ユニオンなどにおいてもその組合費を払い続けられないという現実がある。このため、個別紛争解決の最初の手がかりとして、当事者が組織を維持するのではなく、〈通過点〉あるいは〈プラットフォーム〉のような場が必要だと考える。これは女性が働く現実を知るためのアンテナの機能、女性たちのこれまでの経験と知識のデータベースの役割をも果たすものであった。

(2) 組織拡大の取り組み

「グループ23」では、「お茶べり会」をはじめ定例的な取り組みに加え、組織拡大のためのイベントを企画・実施した。

- ① 学習会 「労働相談ができる組織づくり」(4/19)、働く女性の連続学習会 (9/6)、バスハイク事前学習会 (9/24)、「没後100年田中正造ゆかりの地と鉈毒被害の地を歩く」バスハイク(11/10)、学習会「派遣法「改正」のサバイバルーこのまま一生ハケンはいや!ー」(3/18)
- ② 他団体との交流 江戸川LAN「なんでも無料相談会」での相談業務参加 (5/19)、大阪の「働く女性の人権センター いこ☆る」「せんしゅうユニオン」事務所訪問 (2/22～23)
- ③ 「働く女性の基本手帳」作成・送付

これらは計画・実施・通信等での報告まで、「グループ23」のメンバーで話し合い取り組まれたが、先のお茶べり会など定例的な取り組みとの両立が難しく、より一層メンバーの拡大が課題となった。

2 持続可能な組織運営の課題

(1) 財政

これまで「グループ23」のほとんどの支出を人文研個人研究費によってきたが、組織の基盤（通信印刷発送・活動の場の確保・アルバイト人件費等）を外部資金で賄ってしまうと、その収入が失われた場合、組織を維持できなくなってしまう。一方で、必要な経費から会費（組合費）を算出すると個人の負担が高額になってしまう。これらの財政問題は、規模の小さいコミュニティ・ユニオンやNPOなどで共通する課題であり、組織の独立性と継続性を維持するために何を大切にし、何を外部に依存するべきかという、組織の哲学を、グループの中で議論し続ける必要がある。

(2) 専従者とコーディネーター

本研究費の主要な課題として、女性団体のコーディネーターを担う人にアルバイト料を支出して、上記の活動を支えることをめざした。しかし現実には、アルバイトは短期間で終了してしまっ

た。これは、研究費からの支出が、「グループ23」のメンバーが支えあってその労働に支出するという関係ではなかったため、グループ全体でその労働を維持しようという動きにつながらなかったことも、原因と考える。

（パートタイムであれフルタイムであれ）専従者が必要かどうかということも、組織のあり方にかかわる重要な課題であり、議論を続ける必要がある。

以上のように、「グループ23」の活動は、女性労働の主体形成にかかわる取り組みとして展開してきたが、基盤となる組織運営、特に財政と人的な運営について、本研究費の終了とともに課題が明確になっている。

英文学およびイタリア文学における オペラ・リブレットの韻律と音楽表現の相関性

The Interrelationship between Metrical Systems in English and Italian Opera Librettos and Musical Expression

辻 昌宏

TSUJI Masahiro

今年度は、オペラの創成期において、どのような韻律が使用されたかとその後の発展を調べた。その結果、オペラが最初に実験的に貴族の館で上演されていた時期のオペラは、古代ギリシアの劇の復興をめざして制作されたという点が強調され、それはそれで間違いではないのだが、実際にどのような韻律を用いてリブレットが書かれたかという点においては牧歌劇の影響が大きいということがわかった。

16世紀に盛んに上演されていた牧歌劇は7音節詩行と11音節詩行の両方を場面に応じて使い分けたり、場合によっては1つの場面のなかで混ぜて使っているのである。これは牧歌劇の幕間に上演されるインテルメッツ（インテルメディアとも呼ばれる）という軽い内容の幕間劇（のちには、これが独立した劇として上演されるようになる）においても、同様の韻律の用い方をされていた。

オペラが「発明」される直前に上演されていた牧歌

劇やインテルメッツォでは、すべてにではないが、ところどころで音楽が付されていたので、オペラをつくるときにこれらが参照されたのである。

イタリアの詩（まだイタリアという国家は成立していないので、イタリア語で書かれた詩という意味である）の伝統の中では、ソネットのように短い詩は11音節詩行だけで書かれているものも少なくない。しかし、音楽を付すときには、いつも11音節というよりは、7音節の詩行が混じていたほうが、変化をつけやすいのは明らかだろう。

こうして11音節詩行と7音節詩行を混成させる形で、初期のオペラのリブレットは書かれた。それは18世紀のオペラ・セリアの全盛期のリブレッタスタであるメタスタジオの時代にも引き継がれている。メタスタジオはさすがに6音節詩行や8音節詩行、5音節詩行も使用しており、用いている韻律の種類は多くなっているが、彼がアリアで最も頻繁に用いているのは7音節詩行なのである。というわけで、韻律は多様性の確保という点では変化しているが、もっとも頻繁に用いられる形という点では伝統を保持していたといえるのである。

イタリアのペーザロのロッシーニ財団は、ロッシーニの自筆楽譜をはじめとする資料を保有しているだけでなく、ロッシーニのオペラ作品の楽譜およびリブレットの批評校訂版を逐次、刊行している。これがロッシーニ・オペラ・フェスティバルでの上演に用いられるし、その直前には批評校訂版の編者による学術的な講演もあるので、ロッシーニ財団とオペラ・フェスティバルは、いわば車の両輪のようにロッシーニのオペラ・セリアの再評価に貢献している。

しかしながら、ロッシーニのケースはかなり例外的で、たとえばドニゼッティに関しては、こうした批評校訂版の組織的な刊行は、緒についたばかりであり、いつ完成するのか予定もたっていない状況であることがわかった。

英語でリブレットが書かれたオペラに関しては、もっとも資料が整っているのは、作曲家ベンジャミン・ブリテンが作曲家として参加したものである。しかし、リブレットを書いた著名な文学者のなかには、W. H. オーデン（彼の場合は共作がほとんどである）のほか、E. M. フォスターがいる。イギリス・オペラの場合、国際的に認知されるのは、20世紀においてはブリテンの《ピーター・グライムズ》（初演1945年）からであった。イギリスでは、パーセルとヘンデル（ドイツ出身だがイギリスに帰化した）以降は、国際的に認められるようなオペラ作曲家は長らく登場しなかつ

た。パーセルの場合には、当時の文学の巨匠であるジョン・ドライデンがオペラ《アーサー王》のリブレットを書いている点は見逃してはならないところだろう。

20世紀の詩人であるオーデンとストラヴィンスキーは《放蕩者のなりゆき》においてアリアとレチタティーヴォを截然と区別して使用している。レチタティーヴォもピアノを用いるレチタティーヴォ・セッコとオーケストラ伴奏のつくレチタティーヴォの両方を用いているのである。レチタティーヴォの部分は散文で、アリアの部分は韻を踏み、音韻数も規則的となっており、意識的にイタリア・オペラの古典的な形式にのっとったものになっているが、そのことの意味をより広い文脈で考えていきたい。

ソフトテニス・グランドストロークの バイオメカニクスの分析

Biomechanical Analysis of Ground Stroke in Soft Tennis

加納 明彦

KANO Akihiko

1. 目的

ソフトテニスにおけるグランドストロークは、勝敗に大きな影響を及ぼす基本技術である。特にラリーが続く場面ではコースを打ち分ける技術要素が重要となる。そこで、本研究の目的はソフトテニスにおけるフォアハンド・グランドストロークをクロス（利き手の反対サイド）、ストレート及び逆クロス（利き手のサイド）の各方向に打球する際の打動作を三次元的に解析し、それらのバイオメカニクスの特徴を明らかにすることとした。

2. 方法

(1) 被験者

被験者はM大学体育会ソフトテニス部に所属する後衛の男子大学生5名であった。彼らの年齢、身長、体重の平均値と標準偏差値はそれぞれ 20.2 ± 0.63 歳、 175.8 ± 6.88 cm、 68.2 ± 3.51 kgであった。また彼らは全日本インカレまたは東日本インカレに出場という戦績を有するものであった。

(2) 実験方法

動作の撮影は屋外テニスコートで行った。被験者はベースライン中央付近に立ち、相手コートから出され

たボールを、験者の指示に従ってクロス、ストレート及び逆クロスの各方向に打球した。それぞれの方向に5本ずつ、計15本の試技をランダムに行った。その時の打動作をコート外の右・左前方及び右後方に設置した3台の高速ビデオカメラ（DKH社製PH-1416C）により、毎秒250コマで撮影した。なお測定値の較正のため、実験前に撮影範囲（幅3.0m、奥行き4.0m、高さ2.5m）の20箇所に自作したコントロールポイント（6ポイント）を垂直に立てて撮影した。

(3) 分析方法

撮影した映像はPCのディスプレイ上に映し出し、ボール、ラケットヘッドとグリップエンド、ラケット面の上端と下端の各点をデジタル化して二次元座標値を求めた。三次元座標値の算出は3台のカメラから得られた測定点と較正点の二次元座標値を用いてDLT法により行った。得られた三次元座標値はバターワース型ローパスデジタルフィルタにより、遮断周波数50Hzで平滑化した。なお、今回は分析が終了した水平面（YZ平面）と矢状面（XY平面）におけるラケットヘッドの軌跡、ボールインパクト時のラケットヘッド速度、ラケットヘッド移動角度、ラケット角度（水平面におけるラケットヘッドとグリップエンドを結んだ線がY軸となす角度）、ラケット面角（矢状面におけるラケット面がZ軸となす角度）について、被験者の中で最も戦績が良かった1名について報告する。

3. 結果と考察

図1はラケットヘッドの軌跡を上方から見た図である。図2は同様に右側方から見た図である。表1はボールインパクト時のヘッド速度とその方向、ラケットの傾きとラケット面の傾きを示している

クロス打ちはストレート打ちに比べて、より右側にテイクバック（外に開いたテイクバック）した後、より左方向にスイングしながら、下向きのラケット面でインパクトに至っている。その後はより上方向へフォロースルーしていた。一方、逆クロス打ちはストレート打ちに比べて、テイクバックをより背中側に回し込み、右側にスイングしながらラケット面を立てた状態

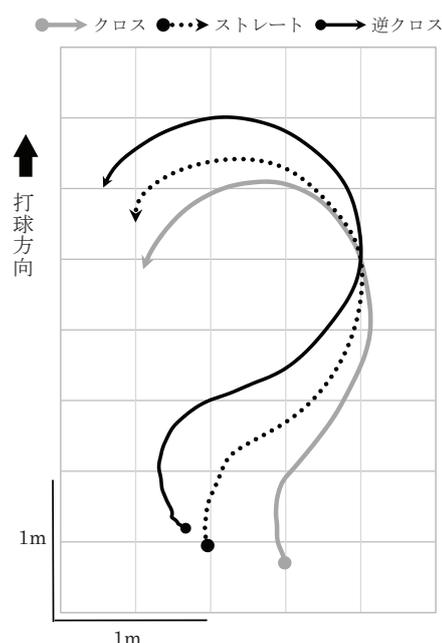


図1. ラケットヘッドの軌跡（XY平面）

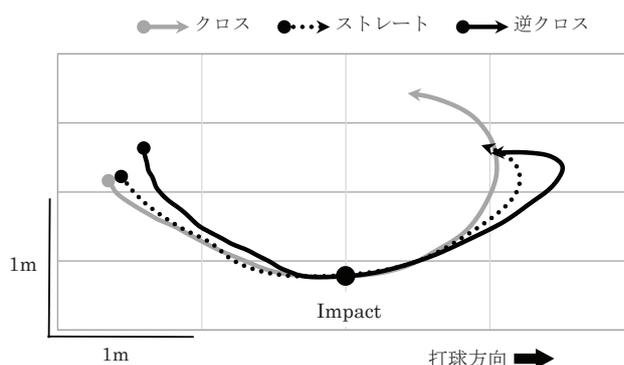


図2. ラケットヘッドの軌跡（YZ平面）

でインパクトし、低いフォロースルーを示した。

以上から、クロス打ちはボールに対して順回転を掛けたドライブ打ちであり、逆クロス打ちはボールに回転を掛けないフラット打ちの特徴を示した。また、ストレート打ちはこれらの中間的な特徴を有していることが明らかとなった。

表1. ボールインパクトにおけるラケットの運動学的特徴

打方向	ヘッド速度 (m/s)	ヘッド移動角 (XY平面) (d)	ヘッド移動角 (YZ平面) (d)	ラケット角 (d)	ラケット面角 (d)
クロス	27.8	-16.7	22.6	15.7	21.8
ストレート	29.2	-8.2	19.8	3.6	19.3
逆クロス	32.3	8.8	18.8	-15.3	5.7

トスカナ大公国における封建貴族層

I Feudatari nel Granducato di Toscana

北田 葉子

KITADA Yoko

本年度は、ヴェルニオ伯バルディ家を中心に研究を行った。当家については、すでに2011年度から、16世紀のグアルテロット・デ・バルディとトスカナ大公国の君主コジモ1世との関係を中心にフィレンツェ国立古文書館において史料調査を進めていた。本年度はまずこの史料調査をもとに、イタリア語で論文を執筆した。この論文では、以下のことを明らかにした。コジモ1世とグアルテロット・デ・バルディは、コジモの幼少期から関係はあったと思われるが、コジモが君主に即位したばかりの時期に、バルディ家はその封土の地の利を生かして、フィレンツェを襲撃した亡命者軍と戦う君主に協力したことで、君主と友人関係ともいえる深いきずなを作りだした。その後も両者は親密な関係を継続し、グアルテロットが一族内の紛争のために次々と親族を殺害せざるを得なくなった時も、コジモ1世が彼を支持し、援助を与えていた。さらにバルディ家はもともとはフィレンツェ市民でありながら、ヴェルニオという山岳地帯の領主になった結果、いわば「山の封建貴族」としての生活スタイルを身につけ、一族内の紛争においても、ときには自ら親族を殺害するという行為に及んでおり、一般のフィレンツェ人とは異なった文化を持っていた点も明らかにした。これまでほとんど研究されてこなかった封建貴族の生活や、彼らとメディチ家の君主の関係を明らかにした点で、本論は大きな意味を持っていると考える。この論文は、現在、イタリアの学術雑誌に投稿中である。

さらに本年度は夏季休暇中に再びフィレンツェの国立古文書館を中心に史料調査を行った。16世紀半ばまでのバルディ家の史料について最終チェックを行った後、16世紀半ば以降のバルディ家およびアリドーシ家を中心に、Mediceo del Principatoという史料群を調査した。この史料群には多くの貴重な書簡、とくに君主や君主の書記に宛てた書簡が含まれており、バルディ家やアリドーシ家のメンバーが彼らに宛てた書簡を入手することができた。現在、これらの書簡を読み込み中である。コジモ1世時代以降は、詳細な目録

が存在しないため、史料調査に時間がかかり、現時点では1574年までの史料しか調査できていないが、16世紀いっぱいまでは、書簡などの史料調査を継続していく予定である。

トスカナ大公国の封建貴族層を正しく理解するためには、イタリアおよびヨーロッパ全体の貴族層の動向についても理解しておく必要がある。16世紀以降、ヨーロッパの貴族は徐々に均質化し、国境を越えた一つのステータスとしての貴族が出来上がっていくからであり、そのような全体の動きの中に、トスカナ大公国の貴族を位置づける必要がある。現在、ヨーロッパ全体で貴族層についての研究は盛んであり、本年度も新たな知見を得ることができた。たとえば、パッティギーグは近世のマルタ騎士団員の信仰や男性らしさについてモノグラフィーを著したⁱ。マルタ騎士団はしっかりとした貴族証明ができなければ入団できないため、ヨーロッパじゅうの貴族が自らの地位の証明のために利用する機関であり、トスカナ大公国の封建貴族層も騎士団員を輩出している。国際的なマルタ騎士団の存在は、ヨーロッパ規模で形成される貴族というステータスにも大きな影響を与えたと考えられることから、そのメンタリティを知ることは、重要である。

またトスカナ大公国については、ベイカーの15世紀から16世紀のフィレンツェ人の変化を扱った著作が興味深いⁱⁱ。共和国から君主国への変化を断絶ではなく、ソフトな「移行」と位置付けたこの著作によって、フィレンツェ社会に封建貴族層がどのように受け入れられえたかを理解することができた。

ⁱ E. Buttigieg, *Nobility, Faith and Masculinity. The Hospitaller knights of Malta, c. 1580-1700*, London and New York, Continuum, 2011.

ⁱⁱ Nicholas Scott Baker, *The Fruit of Liberty*, Cambridge (Massachusetts) and London, Harvard University Press, 2013.

エルンスト・シュナーベルの ラジオ・フィーチャー研究

Eine Untersuchung über die Radio-Features
Ernst Schnabels

渡辺 徳美

WATANABE Narumi

1945年5月、ドイツが敗戦するや否や、それまでヒトラーのプロパガンダ機関であったドイツ各地の放送局は連合国軍の手に渡り、米英仏露の占領政策における最も重要なメディアとなった。ドイツ人は廃墟で空腹を抱えながら、ナチによって12年間禁じられていた外国文学や反ナチの書物、外国の情報や音楽にも餓えていた。出版社も劇場もすぐさま再始動することができなかつたのと対照的に、ラジオはそうした聴取者の要求に戦後間もない時期から応えていた。

北ドイツの港町、ハンブルクはイギリス軍によって占領され、放送局もその管理下に置かれた。しかし、放送局には民主的思想を持った作家や劇場関係者、ジャーナリストなどのドイツ人が集められ、比較的リベラルなイギリス人の下で教養や娯楽を提供する文化的な番組作りに精を出していた。こうした状況のなかで、BBCが1930年代に放送し始めたfeatureというラジオ放送の一形式が伝わり、ドイツのラジオでもドキュメンタリーとラジオドラマの特徴を併せ持つ「フィーチャー (Feature)」が放送されるようになった。ラジオというメディアのあらゆる機能を使用して主題に関する情報を多角的かつ効果的に伝達しようとするフィーチャーは、まさに情報に飢えていた戦後のドイツ人が求めていた放送であった。それ故に、戦前から放送されていたラジオドラマが1950年代に盛時を迎える前に、まだ名称も定まっていなかったフィーチャーが人気を博したのだった。

さて、私の研究課題はこのラジオ・フィーチャーのドイツにおけるパイオニア、エルンスト・シュナーベル (Ernst Schnabel, 1913-1986) のフィーチャー制作の技法を解明することである。作家シュナーベルは、ハンブルクの北西ドイツ放送の文芸部長や会長として才能豊かな「グルッペ47」の作家たちとラジオを結びつける役割を果たしながら、自らも率先してフィーチャーを書き、その文学的可能性を追求した。フィーチャーはラジオドラマとともにドイツの戦後文学にお

ける重要な表現形式として発展していくのであるが、彼はそれに最も貢献した。私はシュナーベルの多彩なフィーチャーをタイプ毎に分析し、具体的な制作方法を探る作業を続けている。今年度は、以下のような「聴取者参加のフィーチャー」と「旅のフィーチャー」を取り上げた。

1. 聴取者参加のフィーチャー

シュナーベルは1947年、戦後ドイツの厳冬をテーマとする作品を制作するために、ラジオ放送を通じて聴取者に「1月29日」に体験したことや考えたことを書き送るように呼びかけた。放送局に届いた三万五千通の「生の声」を素材にして制作されたフィーチャーが『1947年1月29日』(初放送:1947年5月16日、北西ドイツ放送)である。作家は聴取者が書き送った手紙の真実を残しながらドラマやルポルタージュといった場面を多数創り出し、それらをモンタージュしている。150人以上もの俳優によって次から次へと繰り返されるシーンの内容を一言で表現すれば、戦争による心身の傷が癒えないまま困窮生活を送っているドイツ人の嘆きである。放送を聞いた当時の聴取者は厳冬のなかで苦悩する自分自身の立ち位置を確認したに違いない。大成功を収めたこの作品と同様の手法で、1950年と1977年にも、その時々世相を映し出すフィーチャーが制作・放送された。ドイツで新たに入手した資料も手掛かりにして、戦後のドイツ大衆史を扱う三つのフィーチャーの制作方法をさらに解明するつもりである。

2. 旅のフィーチャー

作家が自ら旅に出て、訪れた国や町について伝えるフィーチャーも戦後のドイツで人気を集めた。それは、ナチ時代は隣国でさえ情報の乏しい遠い国であったからであろう。ドイツが「奇跡の経済復興」を遂げたあと、ドイツ人は競って休暇の旅に出かけ始めたが、その前にラジオから流れてくる旅のフィーチャーに胸躍らせていた。戦前に船乗りとして世界中を航海していたシュナーベルにとって、旅のフィーチャーは十八番と言えるジャンルであった。ヨーロッパ各地やアフリカのコンゴをテーマとした作品など沢山あるが、なかでも短期間の内に世界を一周して制作した『ひとつの星とのインタビュー』(初放送:1951年4月10日、北西ドイツ放送)は秀逸で、大胆な試みによって紡ぎ出された新しい形の紀行文学と見なすことができる。作家は地球という星を複眼的に観察し、自分が見たものを聴覚メディアによって効果的に伝達するために、フィーチャーの神髄とも言えるモンタージュ芸術を見事に創造している。

生成文法における長距離依存に関する 局所性について

Locality on Long-Distance Dependency in
Generative Grammar

石井 透

ISHII Toru

理論言語学（生成文法）での最も基本的な作業仮説は、人間の精神／脳の中に「言語機能」が存在するというものである。「言語機能」とは、その他の認知システムと相互作用を起こしながらも言語専用の自律したシステム（すなわち、「心的器官」）であり、これによって、「人間が精神／脳の内に持っている言語能力」という意味での「言語」の獲得が可能であると考えられている。すなわち、一言で言えば、生成文法とは、「言語機能」の構造と機能に関する理論であると言える。言語が音と意味とを結びつけるシステムである以上、「言語機能」はインターフェイスレベルと呼ばれる表示レベルを通じて少なくとも2つの外部システム（すなわち、音に関するシステムと意味に関するシステム）と触れ合っていると考えられる。「言語機能」は音と意味のシステムとのインターフェイスレベル（それぞれを、音声形式・論理形式と呼ぶ）を作り出すシステム、さらに言えば、語彙項目の集合を音声表示と論理形式に写像するという計算を行うシステムであると考えられる。この言語機能が持つ重要な特性の一つと考えられているのが、「移動／内的併合」を含む長距離依存に関する「局所性」であり、生成文法初期から現在まで常に中心的な研究課題であり続けている。

原理・パラメータモデル下で Chomsky (1986) によって提案された「障壁理論」は、80年代前半までの局所性条件に関する研究成果が結集されたものである。そこでは、「下接条件」、「取り出し領域条件」及び「空範疇原理」という、それまで提案された異なる局所性条件が、「障壁」という概念の下で統一化された。しかし、90年代初頭に提唱された「極小モデル」では、言語機能の諸特性は、言語が仲介する「概念—思考系システム」（意味に関するシステム）及び「感覚—運動系システム」（音に関するシステム）からの「要請」によるものか、あるいは、言語機能に埋め込まれている最適性の帰結のどちらかであるとされ、障壁理論で用いられていた「(適正) 統率」や D 構造・S 構造な

どは廃棄された。そこで、極小モデルの下での局所性の説明を目指し、これらの概念に依らない様々なアプローチが提案されている。主なものとしては、「相対的最小性」またはその発展形である「最小連結条件」、「欠如要素介在制約」を用いたアプローチ、「位相」を用いたアプローチ、島領域は後段併合 (late Merge) されるとするアプローチ、島領域は不活性化された要素であるとするアプローチ、「概念—思考系システム」の「要請」によるアプローなどがある。

本研究では、これまでの局所性に関する研究を基礎として、これまでの研究においては殆ど扱われてこなかった音韻部門で適用される移動規則（所謂「文体規則」）によって作られる長距離依存の局所性について検討した。音韻部門で適用される移動規則が存在するという主張はこれまでも多く提出されており、その中には、日本語のような言語での語順自由さを説明するために用いられる「かき混ぜ規則」は、音韻部門で適用される移動規則（文体規則）の一種であるという主張も含まれている。しかし、「かき混ぜ規則」が音韻部門で適用されるという主張は、語順変換は統語的な要求によって行われる操作ではなく表層的な現象であるということが主たる証拠であり、それ以外の幅広い証拠および理論的影響を検討した論文は殆ど見受けられない。現在仮定されている言語モデルでは、音韻部門で適用された規則は、統語部門での制約および意味部門で意味解釈に影響を及ぼさないことを予想するが、このことを証拠に挙げて証明した研究はこれまで存在しない。そこで本研究では、「かき混ぜ規則」の多重適用（同じ節中から2つ以上の構成素を「かき混ぜ規則」によって移動する場合）を検討し、「かき混ぜ規則」には統語部門で統語構造に適用される「統語的かき混ぜ規則」と音韻部門で韻律構造に適用される「音韻的かき混ぜ規則」が存在し、「かき混ぜ規則」が多重適用される場合には音韻部門での韻律構造に適用されると主張した。そして、「かき混ぜ規則」が多重適用される場合には、数量詞の作用域、再帰代名詞・代名詞の解釈、慣用句の解釈、付加詞の解釈などの意味解釈に影響を与えないばかりではなく、「複雑名詞句制約」、「付加詞条件」、「左枝分かれか条件」などの局所性条件、及び、主格名詞句に対しては「かき混ぜ規則」が適用されないという条件などの統語制約にも従わないことを発見した。局所性条件に関しては、その一部は統語部門ではなく音韻部門での制約ではないかという主張がこれまでされてきたが、「かき混ぜ規則」の多重適用についての上記の事実は、少なくとも本研究で扱った局所性条件に関しては、統語部門で適

用される統語制約であることを実証するものである。

多民族都市レスターのホワイト系移民たち

White Immigrants in the Multi-Ethnic City of Leicester

佐藤 清隆

SATO Kiyotaka

本研究計画は、これまで進めてきている多民族都市レスターを中心に「イギリスの多民族・多宗教統合と《共生》の問題」を歴史的に考察しようとする研究プロジェクトの一環として、南アジア系、ブラック系移民の研究に続き、ホワイト系移民（ラトヴィア系、アイルランド系、ユダヤ系、ポーランド系など）の歴史と文化を研究しようとするものである。

申請者は、2001年度の在外研究以来、イギリスにおける代表的な多民族都市のひとつであるレスターに足を運びながら、フィールドワークを続けてきている。全人口28万を数えるこのレスターには、数多くの南アジア系、ブラック系、ホワイト系移民が居住し、2001年の国勢調査ではエスニック・マイノリティが全体の36.1%も占めている。そして、南アジア系、とりわけインド系移民は約72,000人（29.7%）である。そして、レスターの特色のひとつは、こうしたインド系移民がレスター社会のなかで政治・経済・文化の面で目覚ましい活躍を遂げている点にある。

しかし、レスターには、こうしたインド系移民だけでなく、マイノリティながら、さまざまなブラック系、ホワイト系移民も居住し、多民族都市レスターの一構成要素をなしている。そして、彼らも、新たに自らの文化やアイデンティティを再構築すると同時に、レスターの多民族統合や共生とも深くかかわりながら暮らしている。それゆえ、こうしたブラック系、ホワイト系移民の歴史や文化を明らかにし、多民族都市レスターの形成と発展を再考してみる必要があるのである。本研究で、ブラック系に続き、ホワイト系移民の歴史と文化を明らかにしようとするのは、まさにそうした理由からである。

現代の多民族都市レスターに直接つながるという意味では、その移民の始まりはホワイト系で、19世紀前半以降のアイルランド系、19世紀後半以降ユダヤ系、そして第二次世界大戦以降のポーランド系、ラト

ヴィア系移民などである。そして、その後、南アジア系移民が大量に入ってくるのである。

本年度は、こうしたホワイト系移民のうち、とくにアイルランド系とラトヴィア系を中心に、文献資料だけでなく、インタビューや現地調査も利用しながら研究を進めてきた。そこから明らかになってきたことは、ほぼ以下の点である。

【アイリッシュ系移民】

第一に、レスターのアイルランド系コミュニティは、すでに1815年頃までには形成され始めるが、その後1991年頃までの移民の流れは、ほぼ三つの時期に分けられる。第一期は、1910年頃までの穏やかな横ばい状態の流れで、1910年でも千人を超えず、いわば「連鎖移住」の形成期といえる。第二期は、1970年頃にピークを迎える増加の時期であり、1971年には約4,920人にまで増えている。第三期は、1970年代以降の減少の時期である。1991年には3,100人と急激な減少傾向を示している。第二に、彼らの居住地区は、1940年代～50年代では、近くに職があり、安い家賃で借りられる古いテラス・ハウスのある「インナー・シティ」のハイフィールズ地区やベルグレイヴ地区であったが、1980年代以降はレスター全体に分散して住む傾向が強くなる。第三に、彼らアイルランド系コミュニティやアイデンティティの再構築についてであるが、ローマ・カトリック系の教会や「アイリッシュ・センター」がその役割を果たしていた。前者はレスターだけで10以上存在し、大きな役割を担ってきている。後者には「エメラルド・センター」などが存在するが、アイルランド系の一部の人たちによってのみ運営されている。もう一つ加えれば、アイルランド系パブもその一翼を担ってきたといえる。第四に、イギリスのアイルランド支配の歴史や北アイルランド問題に裏打ちされた、アイルランド系移民に対するレイシズムの存在である。それは、インタビューでは「アイリッシュ・ジョーク」のなかで語られることが多い。

【ラトヴィア系移民】

第一に、彼らの多くは、第二次世界大戦後、ドイツの「難民キャンプ」へ強制移住させられ、その後1940年代後半のイギリスの移民政策（「ヨーロッパ志願労働者計画」）のなかで、「難民」として渡英してきた人たちである。あるデータでは、1950年で約1万2千人である。他に、当時、この計画で「難民」として渡英してきた移民のなかには、エストニア、リトアニア、ポーランド、ウクライナ系なども含まれている。第二に、彼らの多くは、渡英後、農業、炭鉱、織物工業、病院などで働くが、3年間の契約終了後、ラトヴィ

ア系の多い地域へ移転し、1950代から徐々に自分たちのコミュニティを形成し、発展させていく。それらは、「ラトヴィアン・センター」(レスターの近くにもある)、「ラトヴィアン全国組織(UK)」、「ラトヴァン・ウェルフェア・ファンド」などである。また、それらは、ラトヴィア語や彼らの歴史・文化を教える学校の創設だけでなく、サマー・キャンプ、フェスティバル、コンサートなども開催していた。三つ目は、ラトヴィアが、第二次世界大戦中、ソビエトやナチ・ドイツに占領され、その後も1991年の独立までソビエトの支配下にあったこととかかわる。戦中、占領を経験し、戦後母国への帰国を断念してイギリスへ移民してきたラトヴィア系の人たちにとっても、その歴史は彼らにラトヴィア人としてのアイデンティティを再構築させる大きな要素の一つとなっていたのである。彼らのインタビューでは、その思いが強く語られている。第四に、彼らの多くは、移民先のイギリスにおいても、ブラック移民ほどでないとしても、同じホワイト系ながら、当初は「ホスト社会」からのレイシズムを経験していたのである。

最後にもう一つ忘れてならないのは、21世紀に入り東ヨーロッパ諸国(ラトヴィアもその一つ)がEUに加盟するなかで、彼らの一部がイギリスに、そしてレスターに渡ってきていることである。彼らは、戦後すぐに渡英してきたラトヴィア系移民たちとは異なる文化を持つ「新移民」である。今後、彼らの動向にも注視していく必要がある。

次年度は、さらにユダヤ系やポーランド系などのホワイト系移民についても、研究・調査を進めていく予定である。

北海道における旧石器時代・基準資料の再構築

Reconstructing the Basis of Paleolithic Studies in Hokkaido, Japan

藤山 龍造

FUJIYAMA Ryuzo

本研究の目的は、(1)白滝服部台遺跡の出土資料を今日的な視点から再検討し、これによって(2)北海道における旧石器時代の研究基盤を構築し直すことである。

研究の主旨

更新世が終末に近づくなかで、北方系の細石刃石器群を携えた人々は、サハリンから北海道を経由し、東日本全域へ拡散してゆく。その実態解明を進めるうえで、列島の入口たる北海道の研究は大きな意味をもつ。とはいえ、古くからの基準資料が満足に報告されていないことも相俟って、編年を含めた基礎研究として充分ではない。新たな資料が蓄積されつつある今日こそ、基準資料まで遡って検討し直し、研究基盤を整備してゆくことが不可欠である。

白滝服部台遺跡は1961年に調査され、それ以来、長きに渡って北海道を代表する中核的な資料であり続けてきた。とりわけ白滝型細石刃石器群のまとまった資料に限られるなかで、数少ない基準資料のひとつと言ってよい。しかしながら、石器群の全体像が満足に公表されておらず、いまひとつ実態が不明なままである。調査から半世紀以上が経過した現在から検討し直し、学界全体で情報を共有してゆくことは、将来的な研究に向けた大きな財産となる。

こうした問題意識のもと、2013年度は大きく2つの角度から研究を進めた。ひとつは、(A)50余年前の調査記録を精査し、これまで詳細が不明であった石器群の出土状況を把握することである。もうひとつは、(B)個々の出土資料を丹念に観察し直し、将来的な資料化に向けた全容把握を進めることである。これらの研究では考古学研究室に所属する学生と共同で作業を進め、研究資源のみならず教育資源として活用することを目指した。

(A) 石器群の出土状況

調査時の記録に基づいて出土資料の垂直分布と水平分布を精査し、本遺跡の石器群が6つの集中域から構成されていることを明らかにした。これらは古相の第1集中域(白滝型を中心とする細石刃石器群)と新相の第2集中域~第6集中域(舟底形石器・有舌尖頭器を中心とする石器群)に分離することができる。しばしば複数の石器群が混在する北海道において、明確な単位を把握しうる良好な資料と位置づけることが可能である。

上記の作業を通じて、石器群の全容把握を進めるための土台が整いつつある。このうち白滝型を中心とする細石刃石器群は第1集中域、とくに1a群、1c群と称する一角に限定されており、その単位を明確に把握しうる極めて稀有な資料と言って良い。一般に、白滝型の細石刃核そのものに対する理解は進んでいるが、石器群としての把握はほとんど進んでいない。その全

体像に接近しうる点で、本遺跡の資料群は実に大きな意味をもっている。

(B) 石器群の全容把握

続いて、過去50年にわたる調査・研究の蓄積を踏まえつつ、石器群の再検討に着手した。なかでも注目されるのは、従前の器種認定の見直しである。たとえば槍先形尖頭器と細石刃核に関しては、幾つか分類上の逆転が見られた。また、一部のグレイバーは細石刃核の未成品と評価することが可能である。とくに峠下型細石刃核の関連資料が数多く確認された点は、白滝型との共伴関係を考えるうえで熟考に値する。

旧来の一般的な理解では峠下型と白滝型の細石刃核には時間差が想定されているが、本遺跡では安定的な共伴関係を予測することも可能である。先述したように、白滝型の細石刃核とその関連資料は第1集中域、なかでも1a群と1c群のみで確認されている。両地点のあいだには接合関係が複数見られることから、ほぼ同時期の所産と考えてよい。さらに、峠下型の細石刃核も1a群と1c群のみで確認されるなど、あまりにも類似した分布を示している。

そもそも、両型式の時間差は白滝型の良好な一括資料がほとんど見られないなかで想定されたものである。だが、上記の分布状況に注目するとき、時期を違えた偶然の重複とは考えにくく、それらを恣意的に分離する図式には疑問を呈さざるを得ない。詳細な議論は今後の課題として、両者が同一地点から出土している事実注目すれば、旧来の見解はいったん振り出しに戻して、土台の部分から再考してゆく必要がある。

まとめ

以上のように、白滝服部台遺跡の再検討は、特定遺跡に留まる瑣末な問題ではない。古くからの基準資料を整備し直すことは、それらを基礎とした既往の研究の補強に繋がることもあれば、見直しに繋がることもある。新規の調査を実施し、資料の蓄積を進めることも不可欠であるが、それらを読み解くための準拠枠そのものを見直しを必要とする。日本列島北端の先史社会を究明するうえで、上記の基礎研究はひとつの基盤と言って良い。

無論、本研究は依然として途上にあり、さらなる検討が必要となることは言うまでもない。今後は考古学の基礎とも言うべき分類や図化などを進めつつ、研究の枠組みづくりを継続する予定である。あいにく剥片類が十分に回収されておらず、接合資料の分析を含めた今日的な研究は進めにくい。それでも、関連遺跡と

の比較を含めた詳細な検討を継続し、成果を公表・共有してゆくことによって、北海道の先史研究に少なからず寄与しうるはずである。

「古事記」の民俗学的方法に基づく 注釈と研究

Annotation and Study of KOJIKI Based on the Folklore

居駒 永幸

IKOMA Nagayuki

本研究の課題は、折口信夫が確立した民俗学的方法を再評価し、それを語釈・文脈理解に生かした古事記注釈を目指すというものであった。従来の文献に閉じられた研究方法では古事記の文脈や表現の解読に限界があるという認識のもと、歌と散文のあいだの表現空間を民俗学の成果に基づいて読み解く作業を意図している。

前半に当たる2013年度は、上記の課題を具体化するために、「古事記神話の歌と散文」という観点から調査と研究を実施した。日本古代文学と奄美沖縄の民間文芸は、筆者にとって互いに刺激し合う関係にあるのだが、とりわけ継続的に調査してきた「宮古島狩俣の神歌と神話」は、本研究の「民俗学的方法」において中核的位置にある。その神歌とは祖先の神や人物の行動・事蹟を内容とする叙事歌である。神歌には一定の表現構造や様式があり、それをモデルとして古事記の歌を解読するための視点や方法が可能になるのである。

狩俣の神歌はタービ・フサ・ニーラーグという種類に代表され、その中でも特に神聖なタービは神・人物を称えるカンナーギ（神名あげ）部、行動・事蹟を歌唱する叙事部、村立て（村の創成）の神の言葉であることを保証する結末部の三構造が見られる。このような神歌の内容を、より細部におよんで語り直すのが神話である。そのような仮説の検証のため、2013年度は神歌と神話の関係について現地宮古島における伝承者への聞き取り調査を実施し、その調査から神歌の表現構造と様式、神歌と神話の補完関係が次第に明らかになってきた。

なお、本研究の方法論においてその基盤となるべき「宮古島狩俣の神歌と神話」については、本学人文科

学研究所叢書の一冊として『歌の原初へ』という書が2014年4月に刊行される。

このような歌表現に対する普遍的かつ根源的な方法論を確立する作業とともに、古事記神話の歌は大和(奈良)や出雲・日向地方などと深く結びつて詠まれているので、その注釈にはそれぞれ該当地域での現地調査を通して得られる風土学的知見が必要である。この風土学は歌と神話の文学環境を明らかにする民俗学的方法の一領域と見ることができる。

例えば、出雲神話の八千矛神をめぐる沼河比売、須勢理毘売の恋の歌に「神語り」がある。これは古事記の中で屈指の叙事的な歌であるが、その叙事構造と表現様式については、「神歌と神話」に基づく民俗学的方法によって注釈していくとともに、大和と出雲という神話的關係についても読み解いていかなければならない。出雲国の大国主命である八千矛神は、古志国のヒスイの女神、沼河比売に求婚し、それがために正妻の須勢理毘売から激しく嫉妬される。この場合、大和・出雲・古志という地名は一種の神話的コード(象徴的意味)になっている。この神話的コードを読み解くためには、政治的意味はもちろん、宗教的あるいは信仰的意味という民俗学のアプローチが不可欠の要件となる。

このような民俗学的方法による古事記注釈には、現地の宗教的痕跡や信仰的記憶を注意深く掘り起こす作業が求められる。2013年度はその作業のために該当地域において神祭りの民俗調査を実施した。島根県松江市の美保神社で毎年12月に行われる「諸手船神事」の調査はその一例である。この神事は大国主命の国譲り神話を祭式化したものだが、その中に諸手船が岬の先まで漕ぎ出し、また神社近くの船着き場に戻ってくるという行為がある。これは大国主命が岬の客人社に祭られる御子神、事代主命に国譲りを委譲するという神話的意味がある。美保神社の祭神、三穂津姫命は大穴持命(大国主命)と奴奈宣波比売(奴奈川姫命)の子、御穂須須美命が美保郷に坐ますという出雲国風土記の記述の御穂須須美命である。ここには「諸手船神事」という宗教的痕跡と奴奈宣波比売(奴奈川姫命)という信仰的記憶を認めることができる。

このような例は本研究における2013年度の研究成果の一部であるが、2014年度の「古事記神話の歌と散文」の注釈と研究は、この成果の上に展開されることを確認して2013年度の研究実施報告とする。

植民地前半期に構想された「アフリカ独自の近代化」における「発展」概念の史的考察

Historical Analysis of the Idea of 'Progress' Represented in the Discussion of Africanized Modernisation during the Early Colonial Period

溝辺 泰雄

MIZOBE Yasu'o

本研究の目的は、アフリカにおいてヨーロッパの植民地宗主国による「近代化＝西洋化」が開始された植民地支配の初期及び中期(20世紀初頭から1930年代半ば)に、単なる「西洋化」ではない「アフリカ独自の近代化」と「自立的な発展」の可能性を模索したアフリカ人現地知識人層の「発展(Progress)」概念の分析をおこなうことにある。具体的考察対象として、イギリス領ゴールドコースト(現在のガーナ共和国)、シエラ・レオネ、及びナイジェリア南部の現地知識人が発行・出版した新聞及びパンフレット類を分析対象とする。その中でも、ゴールドコーストで「急進派ナショナリスト」と位置づけられているS.R.B.アッター＝アフマ(生年1863年-1921年、以下アフマ)の思想を中心に検討する。アフマはその著作(Gold Coast Nation and National Consciousness, 1911)において、西洋の模倣ではなくアフリカ従来の「簡素な生活に戻ること(Back to the Simple Life)」がゴールドコーストの進歩・発展への鍵であると主張した。同時代の他の知識人らの思想との比較を通して、「退歩こそが進歩である(Retrogression is the only Progression)」という一見矛盾した彼の思想に見られる「独自の近代化」の分析をおこなう。

19世紀末、西欧列強諸国は「西洋化＝文明化」の大義名分の下、アフリカを分割・統治した。その際統治側が「文明化」の具体的方策として標榜したのは、学校教育の普及、衛生環境の改善、そして西洋的「近代政治・経済・司法システム」の導入であった。1世紀以上経った現在、欧米諸国は「グローバル化」の名の下、アフリカの開発・支援を進めている。ここで重視されていることも、学校教育の普及、保健・衛生環境の改善、そして民主的な政治・経済・司法システムの導入である。つまり、アフリカでは100年以上(旧英領西アフリカにおいては200年以上)にも渡って西洋的価値基準に則した「開発」が試みられてきたこと

になる。しかし、報告者のこれまでの研究が示したように、そうした試みが開始された当初から、強制的な「西洋化」が現地を受け入れられることはなかった。そこで植民地初期の現地知識人層が模索した「西洋化」ではない「独自の近代化」の内容分析とその可能性を改めて聞きたいと考える。その理由は、200年以上にも渡って繰り返されてきた「西洋化＝文明化＝発展」論を断ち切る手がかりが、植民地初期の現地エリート思索の中に見いだせるのではないかと考えるからである。

上記の研究目的に基づき、研究初年度にあたる2013年度に報告者が設定した調査・研究課題は次の2点に集約される。

1. 20世紀前半のイギリス領西アフリカ植民地（主としてイギリス領ゴールドコースト）におけるナショナリズム運動の展開とそこでの議論で表出した「発展」概念の整理・検討
2. 現地ナショナリズム運動の展開に影響を与えた同時代・同地域の政治経済状況の再検討

上記2点の調査・研究課題を達成すべく本年度報告者は主として以下の研究活動を実施した：

- (1) ガーナ共和国・国立公文書館（PRAAD）における史資料調査
- (2) 国立民族学博物館における現地開発に関する文献調査
- (3) 上記（1）と（2）で収集した史資料の整理・検討

(1) について報告者は、2013年5月19日から同月30日までの日程で、現地調査を実施した。PRAADアクラ本館における調査では、非売品の調査報告書である Marfo Nketiah Gyasi, 'A Descriptive List on the Papers of the Gold Coast Aborigines Right Protection Society 1869-1963'. [PRAAD, Accra, PW45] を複写及び筆写にて、全ページの内容を記録することができた。本書が対象とする「黄金海岸原住民権利保護協会（Gold Coast Aborigine Rights Protection Society: GCARPS）」は英領ゴールドコーストの当時の現地知識人の主要人物がメンバーとして在籍し、現地ナショナリズム運動を牽引した政治組織である。同組織の現存する関連文書の概要と収蔵状況をまとめた本書は、本研究において極めて重要な情報を提供するものである。合わせて、報告者は同館において植民地統治関連文書 ADM シリーズの内容確認も

進めた。中でも極秘文書である ADM29/63/92 (14/3/1932) : [Confidential] Aborigines Rights Protection Societyなどを参照し、同組織が植民地政府当局との間で頻繁な意見交換を行っていた事実も確認することができた。

(2) については、2013年11月14日から17日の日程で文献調査を実施した。ここにおいては、植民地期イギリス領アフリカ植民地関連の複数の文献の内容を確認するのに加え、現地知識人層のほとんどがキリスト教への改宗者であったことから、現地における宗教事情に関する文献なども参照した。

報告者は現在、(3)として上記国内外での史資料調査で得た情報の整理・検討をおこなっている。これらの情報とともに、2014年度に実施予定の資料調査の結果を踏まえて、研究最終年度となる来年度末に研究報告を作成・発表する予定である。

5. 個人研究第2種実施報告

矢田寺「欲参り」信仰と 「矢田地蔵毎月日記絵」の絵解き

The Faith of “Yoku-mairi – Visiting to the Temple to Receive a Particular Benefit” and the Painting-Recitation of “Yata Jizo Maigetsu Nikki E – the Picture of Monthly Diary Preached about Divine Grace of Yata Jizo” in Yatadera Temple

渡 浩一

WATARI Koichi

昨年度より調査・写真撮影を熱望していた、矢田寺蔵・奈良博寄託の大型掛幅絵「矢田地蔵毎月日記」は、結局、痛みが激しく展観不能ということで、奈良博より調査・写真撮影の許可をもらえなかった。そこで、やむを得ず次善の策として、奈良博の画像データベースより、1989年撮影の全図1枚のみのモノクロ写真を入手することにし、あわせて同データベースより矢田寺南僧坊蔵「矢田金剛山寺地蔵堂再興勸進状」（後に翻刻があることが判明）・「矢田山金剛山寺寺役記」（未翻刻）の写真も入手した。写真は画像分析しやすいデジタル化されたデータで入手できたが、モノクロでしかももとはフィルム写真なので、やはり残念ながら一定の限界があるものであった。また、「矢田金剛山寺地蔵堂再興勸進状」と「矢田山金剛山寺寺役記」は、データベースにあるものは首尾のみだったので、後3月に矢田寺南僧坊に赴き、全体を直接、調査・写真撮影させていただいた。両資料に関しては、「欲参り」（月詣）に関する記述があるかもしれないとの期待を込めての調査・写真撮影であったが、残念ながら期待は裏切られた。

「欲参り」や「矢田地蔵毎月日記絵」の絵解きに直接言及する地誌類・在地資料などの郷土資料をもとめて、8月に大和郡山市立図書館で、3月に奈良県立図書館情報館でも資料博搜に努めたが、残念ながら、そうした資料を見出すには至らなかった。しかし、間接的資料ながら、大和郡山市立図書館で、近世における矢田寺の出開帳関係の記事が残る資料『西矢田宮座年代

記』（柳澤文庫古文書クラブ編集・発行、非売品、2011年）に出会えたこと、奈良県立図書館情報館で、『奈良県史 金石文』のなかに、「欲参り」の成立に大きな影響を与えたと考えられる逆修信仰が行われていたことを物語る中世末の石造遺物が矢田寺に複数存在することを確認できたことは収穫であった。

矢田寺には毎月の「欲参り日」を記した近世初頭から明治時代にかけての版木数種が伝存しているし、「毎月日記絵」も数種伝わっているの、矢田寺が「欲参り」を喧伝していたことは間違いないと考えられるが、「欲参り」に直接言及する郷土資料や矢田寺の資料をいくら博搜しても見出せないということは、もしかすると「欲参り」は在地において定着した信仰習俗ではなかったのかもしれないとの考えを持つに至った。そこで注目したのが、「矢田地蔵縁起」において「月詣」（「欲参り」の起源）の創始者とされる「武者所康成」の出身地ということになっている五條市今井にある笠辻地蔵の縁起伝承であった。なぜなら、同縁起伝承は、「月詣」の苦勞を憐れんだ矢田地蔵が毎月遠路参詣しなくてもいいようにと同地に影向し祀られたのが「笠辻地蔵」とし、「武者所康成」は矢田寺への「月詣」をする必要がなくなるという内容だからである。しかも、この縁起伝承は近世の地誌類や『宇智郡誌』（大正時代）に見出されるばかりでなく、昔話としても地元伝わっており、かなり流布していた様子が窺える。「月詣」の必要性を否定する伝承が地元において流布していたとすれば、「欲参り」が地元で定着することは難しかったと考えられる。

以上は、昨年度の報告書にも概ね記載したことだが、そのような考えに基づき、「笠辻地蔵」とその縁起伝承について詳しく調査すべく、8月の地蔵盆の折に調査に赴き、笠辻地蔵堂に集まった地元の古老の方たちなどにいろいろ話をうかがった。その結果、笠辻地蔵の信仰は昔に比べ衰退傾向にあるとはいえ今でも生きていること、その縁起伝承も口承で伝わっていることが確認できた。また、その折の調査が機縁となって、9月には、「笠辻地蔵堂」の真向かいにあり、地蔵堂の管理に中心にかかわってきた関谷家に伺い、同家に伝わる「笠辻地蔵尊縁起」（絵巻）を調査・写真撮影させていただくことができた。「笠辻地蔵尊縁起」は「矢田地蔵縁起」との関係も深く、笠辻地蔵の縁起

伝承だけでなく笠辻地蔵堂の由来についての記述もある近世後期の注目すべき資料で、約30年まえに拝見したことがあったが、改めて未紹介・未翻刻の資料であることが確認できたので、全文翻刻と詳細な紹介をするつもりである。そのなかで、「欲参り」と「笠辻地蔵」の縁起伝承との関係についても考察してみたい。

最後に、2年間の研究期間は終了するが、今後の課題・展望について述べておきたい。3月の矢田寺南僧坊における調査において、近隣の河合町の地蔵堂に「矢田地蔵毎月日記絵」の異本と思しきものが伝存すること、近くに「欲参り日」を刻んだ幕末の石碑が存在することを知った。また3月の奈良県立図書情報館における調査において、明治期の矢田寺関係の未翻刻の公文書が多数存在することを知った。これらを踏まえ、河合町の地蔵堂の「矢田地蔵毎月日記絵」の異本、近世の金石文、明治期の矢田寺関係の未翻刻の公文書のそれぞれの調査を当面の課題として今後もこの研究に取り組んでいきたい。また、矢田寺南僧坊のご住職のお話や矢田寺境内の石造遺物等から、矢田地蔵信仰は大阪のいくつかの地蔵講と深い関係にあったことを知った。そこで、「欲参り」信仰は、もしかしたら在地の信仰習俗ではなく大阪の地蔵講と結び付いた信仰習俗だったのかもしれないとの着想も得た。今後はそうした観点からも調査・資料博捜を続けたみたいと考えている。

日本近現代文学に描かれた ハンセン病の研究

Study of the Hansen's Disease Drawn on Japanese
Modern-Times Literature

池田 功

IKEDA Isao

2年間の最初の1年目のテーマを、ハンセン病療養所や資料館等を訪問し、調査研究と資料収集をすることと、ハンセン病を扱った文学作品及び研究書の収集とその分析をすることとした。

前者に関してであるが、8月6日～8月10日の4泊5日、4つの療養所や資料館を訪問し資料収集を行った。まず御殿場にある私立神山復生病院記念館である。ここは遠藤周作の『わたしが・棄てた・女』の舞台となりモデルとなった女性がいた病院である。学芸員の

方から説明を受け、なおかつモデルとなった井深八重が書いた「道を経て」等の資料のコピーをいただくことができた。次に岡山県にある国立邑久光明園に行き、旧校舎を利用して作られた資料展示室を見学し、園内を散策し碑や監禁室等を写真に収めた。

3日目に、国立長島愛生園を訪問したが、ここは島一つがそのまま療養所になっていてその大きさに驚きを感じた。歴史館があり、倉敷から来たという40人ほどの見学者と一緒に学芸員から丁寧な説明を受けた。この療養所は人権学習の場となっていることを知った。現在もなおこの療養所には、元患者が263人いて平均年齢は83歳であるという。歴史館では、ビデオで元患者たちの生々しい証言が語られていて、何人もの方のものを視聴した。

私の研究テーマは文学作品の研究であり、この長島愛生園にいた歌人明石海人の足跡をたどり資料を収集することであった。海人は目白寮にいたのであるが、そこは現在更地になっていて記念碑が建てられていた。ここは収容棧橋や監禁室に比較的近いところであった。海人は入寮直後精神状態がかなり不安定になると、光ヶ丘に登り海を見ていたことが知られている。この光ヶ丘にも登ってみたが、この島一番の高台であり、瀬戸内海が一望できる場所である。

ここには精神科医であり長島愛生園でも勤めていた神谷美恵子の「神谷文庫」があり、そこに行き事務の方から説明を受ける。現在ここは愛生誌の編集室が置かれていること、また海人の資料が大量にあることを知り、海人関係の資料を見せていただきコピーをとった。そして海人の歌集『白描』の復刻本や関連の書籍を買い求めた。

さらに島全体を歩き、監房、納骨堂（吉永小百合の植樹があった）、一郎道（韓国人療養者が道を切りひらいた）、新良田小学校跡、上陸地点などを見学した。どこに行ってもスピーカーからラジオなどの音が流れていて不思議に思ったが、視覚障害者の方の道案内になっているということであった。また、事務職員の方や施設従業員の方たちが、比較的若い方が多く、また道で会うと必ず挨拶するのもにもびっくりした。

4日目は、香川県にある国立大島青松園に行った。ここは無料の官船でしか行くことができない島にある。高松港から20分から30分で大島に着く。あらかじめ連絡しておいた福祉課の事務の方に青松園の歴史や現在の説明を受け、パンフレットや資料をいただく。ここの事務の皆さんもまた親切であった。高台にある納骨堂に行く。ここには1909年（明治42）の開園以後2000人程の方の遺骨が納められていることを知る。

火葬場と観音像に行き、風の舞のモニュメントを見る。「せめて死後の魂は風に乗って鳥を離れ自由に解放されますように」という言葉が印象に残った。

その後12月23日～26日まで、沖縄の資料館及び療養所に行った。まず那覇市にある公益財団法人沖縄県ゆうな協会に行く。このゆうな協会はハンセン病の啓発宣伝をすることを目的につくられ、またハンセン病医療に生涯を尽くした犀川一夫の資料館もある。事務の方から親切に説明を受け資料をいただき、また犀川の『聖書のらい』など多くの書籍や関連本を購入した。

国立療養所愛楽園に行く。ここは名護市の屋我地島にあり、そこに行くこと自体が非常に大変なことであり、当時の隔離政策が伝わってくる。事務の方から説明を受け、資料館の資料をいただいたりコピーしたりした。その後療養所をめぐって、戦争中の防空壕、墮胎児が棄てられたという海岸、監禁室、図書館などに行った。

このように2013年度は6つの療養所や資料館に行き、その歴史や現状を知ることができ、多くの資料を得ることができた。また、文学テキストに関しても、明石海人の全集や研究書などを買い求め、それらを分析することができた。

シェリング「自由論」成立

System und Freiheit in Schellings Freiheitsschrift

柴崎 文一

SHIBASAKI Fumikazu

本研究は、中期シェリングの代表的著作『人間的自由の本質』（1809年、以下『自由論』）における、「体系」と「自由」に関するシェリングの議論を批判的に検討しようとするものである。シェリングの哲学には、当時シュレーゲルなどから、人間の「自由」及び「悪」の可能性を考えない非道徳的汎神論だという批判が与えられていた。それゆえ、『自由論』はこうした批判に応えるために書かれたものであるとする見方がある（Fuhrmans 1965）。確かに序論にあたる部分で、しばしばシェリングがシュレーゲルの批判に反論していることから見て、シェリングが、こうした批判を強く意識していたことは事実であろう。しかし、このような批判に応えることは、一つの外面的な動機であり、「自

由」と「悪」の問題に答えることは、シェリング哲学自体の必然的發展過程であったと筆者は考えている

シェリングは、『自由論』に先立つ『哲学と宗教』（1804）において、魂の「墮落」の根拠を、「可能性」におけるものと、「現実性」におけるものとに分けている。そして、「可能性」の根拠は「絶対者」の“自由”の中に求められ得るが、「現実性」の根拠は、あくまでも「墮落したもの」自身における“自由”の中にあるとされる。しかし、一つの「墮落」という出来事をめぐって、そのうちに“可能性に関するもの”と“現実性に関するもの”との二つの根拠を考えるということが実際に可能なことなのだろうか。たとえ「現実性」の根拠が、「墮落したもの」自身の“自由”のうちにあるのだとしても、その“自由”の根拠そのものは「絶対者」のうち求められなければならないのであるから、結局、「墮落」という出来事は、全て「絶対者」の働き自身のうちにその根拠を持つことになってしまうのではないだろうか。そして、もしその通りであるとすれば、魂の墮落によってもたらされたと考えられるこの世の様々な「悪」や「苦悩」の源泉も、実は「絶対者」のうちにあるということになってしまうのではないだろうか。しかし、これらの疑問点に関するシェリングの答えを、我われは『哲学と宗教』の中に得ることは出来ない。そして、この問題こそ、『自由論』における「体系」と「自由」の関係をめぐる論究へとつながって行くことになるのである。

『自由論』においてシェリングは、彼の「体系哲学」の内に「人間的自由」の成立根拠を基礎づけようとする。シェリング哲学における「体系」とは、「絶対者」から始まり「絶対者」へと帰還して行く必然性のダイナミックな展開過程全体を意味するものに他ならない。しかし、このような必然性の体系において、果たして人間の「自由」というものが基礎づけられ得るだろうか。この「問い」は、さきのシュレーゲルなどから与えた批判が示すものと同一のもののように見えるが、『哲学と宗教』において提起された、絶対者の「自由」と相対者（人間）の「自由」をめぐる議論との関連において見るなら、実際には、シェリング自身の「体系哲学」の内から必然的に発せられるものであるということは明白である。何故なら、それが“可能な”ものであろうと、“現実的な”ものであろうと、「墮落」の根拠は常に「自由」との関係において捉えられるものであり、「自由」の本質と「体系」における必然性との関係を解明することは、「体系哲学」を完成させるために、シェリング自身が解決しなければならない不可避の課題だからである。

シェリングの「体系哲学」において「絶対者」は、実体かつ過程として捉えられる。そのため「絶対者」は世界を超越する者であると同時に、世界のあらゆる時と場所に偏在する者でもあると考えられる。この点から、シェリングの「体系哲学」は、汎神論としての性格を帯びることになる。シェリング自身、「汎神論」という言葉で意味するものが、「諸事物の神の内における内在を説く教説」であり、「端的に見られた絶対者への関係においては、一切の対立が消失してゆく」ということであるならば、自己の立場を「汎神論」と呼んでもかまわないとしている（VII, S. 339, 409.）。しかし、当時「汎神論」は、「宿命論」と結びつく非道徳的な教説とされており、「汎神論」の立場に立ちながら、しかもその中で「人間的自由」の立場をも基礎づけようとするなら、まず彼は、自己の立つ汎神論的立場が「宿命論」ではないことを示す必要がある。シェリングによれば、「汎神論」にはスピノザ主義の誤った解釈に基づいた三つの謬見が存在するとされる。シェリングはこの三つの謬見を正すことによって、彼の提唱する「汎神論」が「宿命論」ではないことを論じる。

さらにシェリングは、彼の提唱する汎神論的立場と「人間的自由」とが全く矛盾しない概念であることを説く。シェリングによれば、「人間」は、汎神論的立場から見ると、「神」からの帰結者であり、かつ全面的な「依存者」と見なされる。また「人間」は、「神」からの帰結者として、現実には、自立的で自由な存在者でもあるとされる。なぜなら、もし依存者、もしくは帰結者が自立的ではないとしたら、「神への依存」や「神からの帰結」という出来事自体が現実性を持たないものになってしまうからである。言い換えれば、「依存性」という概念が現実成立し得るためには、かえって「自立」および「自由」の概念が必要だとされ、このような観点からシェリングは、彼の「体系哲学」の内に「人間的自由」の成立根拠を基礎づけようとするのである。

本年度の研究では、以上の諸点に関し、シェリング自身のテキストに即した詳細な検討と考察を行った。

【引用文献】

Fuhrmans, Horst (1965) : *Einleitung und Anmerkungen in Schellings Freiheitschrift*, Stuttgart.

Schelling, Friedrich Wilhelm Joseph: *Sämtliche Werke von F. W. J. von Schelling*, Stuttgart 1856-1861

附

1. 人文科学研究所規程・要領・内規・基準
2. 2013 年度募集人文科学研究所各種募集要領
3. 2014 年度人文科学研究所所員名簿
4. 人文科学研究所叢書一覽
5. 人文科学研究所公開文化講座講演集一覽

1. 人文科学研究所規程・要領・内規・基準

明治大学研究・知財戦略機構規程（抜粋）

2005年5月18日制定

2005年度規程第1号

（組織）

第12条 研究企画推進本部に、次の機関を置く。

- (1) 研究企画推進委員会
- (2) 基盤研究部門

（基盤研究部門）

第14条 基盤研究部門は、社会科学研究所、人文科学研究所及び科学技術研究所（次条において「3研究所」という。）をもって構成する。

基盤研究部門にかかわる研究所要綱

2007年3月7日制定

2006年度例規第27号

（趣旨）

第1条 この要綱は、明治大学研究・知財戦略機構規程（2005年度規程第1号。以下「規程」という。）第16条の規定に基づき、研究・知財戦略機構会議の下に置かれる研究企画推進本部の基盤研究部門を構成する社会科学研究所、人文科学研究所及び科学技術研究所（以下「研究所」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 研究所は、明治大学（以下「本大学」という。）における研究の基盤を担い、その専門分野について精深な研究及び調査を行い、学術の進歩発展に寄与することを目的とする。

（所員）

第3条 本大学の専任教授、専任准教授及び専任講師は、第1条に規定するいずれかの研究所の所員となる。

2 研究所は、必要に応じて、第9条に規定する運営委員会の議を経て、所員以外の者を次条に規定する事業に参加させることができる。

（事業）

第4条 研究所は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種研究の助成
- (2) 研究の高度化推進支援
- (3) 研究会、講演会等の開催
- (4) 紀要、年報、叢書等の刊行
- (5) その他必要な事業

（運営組織）

第5条 研究所の運営組織は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|-----|
| (1) 社会科学研究所 | |
| 社会科学研究所長 | 1名 |
| 社会科学研究所運営委員 | 16名 |
| (2) 人文科学研究所 | |
| 人文科学研究所長 | 1名 |
| 人文科学研究所運営委員 | 17名 |
| (3) 科学技術研究所 | |
| 科学技術研究所長 | 1名 |
| 科学技術研究所運営委員 | 14名 |

（研究所長）

第6条 前条各号に規定する研究所長（以下「研究所長」という。）は、専任教授である所員のうちから、当該研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）の推薦により、研究・知財戦略機構長の承認を経て理事会が任命する。

2 研究所長は、研究・知財戦略機構長の統督の下に、当該研究所の業務を統括し、研究所を代表する。

3 研究所長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

4 研究所長は、必要に応じて所員総会を開催することができる。

（運営委員）

第7条 第5条各号に規定する研究所運営委員（以下「運営委員」という。）は、当該研究所の運営委員選出に関する内規の定めるところにより、専任教授、専任准教授及び専任講師である所員のうちから選出

し、研究・知財戦略機構長が委嘱する。

(任期)

第8条 研究所長及び運営委員の任期は、2年とする。
ただし、補欠の研究所長及び運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 研究所長及び運営委員は、再任されることができない。

(運営委員会)

第9条 次に掲げる事項について審議するため、各研究所に運営委員会を置く。

(1) 第4条に規定する事業及びその事業計画に関する事項

(2) 研究所長候補者の推薦に関する事項

(3) その他各研究所の運営に関する事項

2 運営委員会は、研究所長及び運営委員をもって構成する。

3 研究所長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

4 運営委員会は、運営委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き議決することができない。

5 運営委員会の議事は、出席した運営委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(基盤研究部門連絡会)

第10条 各研究所間の連絡及び調整を行うため、基盤研究部門連絡会(以下「連絡会」という。)を置く。

2 連絡会に関し必要な事項は、各研究所長の同意を得て、規程第15条に規定する基盤研究部門長が定める。

(申請)

第11条 第4条第1号に規定する研究を担当しようとする者は、所定の研究申請書に必要事項を記入し、定められた期日までに、研究所長に提出しなければならない。

(研究員)

第12条 前条の規定により、研究申請書を提出し、研究を認められた者(以下「研究員」という。)は、研究費の助成を受けることができる。

2 研究員は、当該年度の研究実施計画書を定められた期日までに、研究所長に提出しなければならない。

3 研究員は、研究費の使用状況報告書を当該年度末日までに、研究所長に提出しなければならない。

4 研究員は、研究終了後、研究成果を研究所長に報告しなければならない。

5 研究員は、前2項に規定する義務を果たすまでは、新たに研究員になることができない。

(報告)

第13条 研究所長は、研究員の研究事項及び研究費について研究・知財戦略機構長に報告しなければならない。

(研究成果の公表)

第14条 研究所は、所員の研究成果を公表するため、紀要、年報、叢書等を刊行する。

2 研究所は、別に定めるところにより、各運営委員会の承認を得て、所員以外の者の紀要への投稿を認めることができる。

(事業報告)

第15条 研究所長は、毎年度第4条に規定する事業について研究・知財戦略機構長に報告しなければならない。

(図書・資料・機器備品)

第16条 所員が研究のために収集した図書、資料及び機器備品は、すべて大学に帰属するものとする。

(事務)

第17条 研究所にかかわる事務は、研究推進部が行う。

(経費)

第18条 研究所の経費は、次の収入をもって支弁する。

(1) 大学予算によって定められた経費

(2) その他の収入

(要綱の改廃)

第19条 この要綱を改廃するときは、研究・知財戦略機構会議の議を経なければならない。

(雑則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、要綱の施行に関し必要な事項は、研究・知財戦略機構会議の議を経て定める。

附 則 (2006年度例規第27号)

(施行期日)

1 この要綱は、2007年(平成19年)4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に廃止前の研究所規程により研究所長、運営委員及び研究員となっている者の取扱いについては、なお従前の例による。

(通達第1517号)

附 則 (2007年度例規第9号)

この要綱は、2007年(平成19年)9月10日から施行する。

(通達第1563号)(注 事務機構改革の実施による部署名称等の変更に伴う改正)

附 則（2009年度例規第9号）

この要綱は、2009年（平成21年）6月10日から施行し、改正後の規定は、同年4月22日から適用する。
（通達第1808号）（注 事務機構第二次見直しによる部署名称等の変更に伴う改正）

附 則（2009年度例規第33号）

この要綱は、2010年（平成22年）2月3日から施行する。
（通達第1861号）（注 紀要への投稿を所員以外の者にも認めることに伴う改正）

明治大学社会科学研究所・人文科学研究所・
科学技術研究所学術研究叢書出版に関する規程

昭和59年10月22日制定

昭和59年規程第90号

（趣 旨）

第1条 この規程は、明治大学（以下「本学」という。）が設置する社会科学研究所、人文科学研究所及び科学技術研究所（以下「研究所」と総称する。）が、学術の発展に寄与するため、所員による研究の成果を学術研究叢書（以下「叢書」という。）として出版することに関し、必要な事項を定めるものとする。
（出版の可否）

第2条 叢書の出版については、当該研究所運営委員会の議を経て、学長の承認を得た上で、研究所長が決定する。

（出版契約）

第3条 叢書の出版に際しては、著作者及び出版社の間で出版契約（再版契約を含む。）を行う。

2 契約に当たっては、研究所の叢書であること及びそれに伴う諸条件を契約書に明記し、当該研究所長を経て、理事長の承認を得なければならない。

（企画・編集権）

第4条 叢書の出版に関する企画・編集権は、研究所が有する。

（著作権）

第5条 叢書の著作権は、著作者に帰属する。

（著作権使用料）

第6条 叢書の初版に係る著作権使用料は、本学に帰属する。

2 叢書の再版（増刷を含む。以下同じ。）に係る著作権使用料は、著作者に帰属する。

（資料費）

第7条 本学は、叢書の著作者に、所定の資料費を支払う。

（経費の支弁）

第8条 叢書の出版に必要なときは、担当理事の許可

を得て、叢書の著作権使用料収入の範囲内で、所要の経費を支弁することができる。

（事 務）

第9条 叢書の出版に関する事務は、研究推進部が行う。

（その他）

第10条 この規程に定めるもののほか、叢書の出版に関して必要な事項は、当該研究所運営委員会の議を経て、学長の承認を得た上で、研究所長が決定する。

附 則

この規程は、昭和59年10月22日から施行する。

（通達第449号）

附 則（1992年規程第13号）

（施行期日）

1 この規程は、1993年（平成5年）4月1日から施行する。

（叢書の再版に係る著作権使用料に関する規定の適用）

2 改正後の第6条第2項の規定は、この規程の施行日（以下「施行日」という。）前に出版契約が行われた叢書が施行日以後に再版される場合における当該再版に係る著作権使用料についても、適用があるものとする。

（通達第709号）（注 著作権使用料の取扱いを著作権法に基づいたものにするための当該条項の新設及び字句の改正）

附 則（2007年度規程第21号）

この規程は、2007年（平成19年）9月10日から施行する。

（通達第1562号）（注 事務機構改革の実施による部署名称等の変更に伴う改正）

附 則 (2009 年度規程第 7 号)

この規程は、2009 年 (平成 21 年) 6 月 10 日から施行し、改正後の規定は、同年 4 月 22 日から適用

する。

(通達第 1807 号) (注 事務機構第二次見直しによる部署名称等の変更に伴う改正)

人文科学研究所運営委員選出に関する内規

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、基盤研究部門に関わる研究所要綱 (2007 年 3 月 7 日制定、2006 年度例規第 27 号) 第 7 条の規定に基づき、人文科学研究所運営委員 (以下「運営委員」という。) の選出について、必要な事項を定めるものとする。

(選出方法)

第 2 条 運営委員の選出は、選挙によるものと人文科学研究所長指名によるものとする。

(選出区分)

第 3 条 運営委員の選出区分は、第 4 条第 1 号から第 7 号に定める区分および第 5 条に定める区分とする。

(選挙による選出区分および選出員数)

第 4 条 運営委員は、次の各号に掲げる選出区分に応じて、当該各号に掲げる人数を選出する。

- | | |
|--|-----|
| 1 日本文学および文芸学の分野 | 2 名 |
| 2 英米文学の分野 | 3 名 |
| 3 独文学、仏文学、中国文学、露文学、スペイン文学および演劇学の分野 | 3 名 |
| 4 日本史学、東洋史学および西洋史学の分野 | 1 名 |
| 5 考古学および地理学の分野 | 1 名 |
| 6 教育学、哲学、倫理学、博物館学、図書館学、美術、心理学および社会学の分野 | 3 名 |
| 7 保健体育学の分野 | 1 名 |

(所長指名による選出区分および選出員数)

第 5 条 所長指名による運営委員の選出は、運営委員が第 4 条第 1 号から第 7 号に規定された定員の 2 倍の人数を限度として推薦し、その中から所長が 3 名を指名し、運営委員会の承認を得るものとする。

(選挙による選出区分の選挙方法)

第 6 条 選挙は、単記無記名投票とし、第 4 条の規定に従い、得票数上位の者をもって当選者とする。この場合において、得票数が同数の場合は、年長者を当選者とする。

2 第 4 条第 1 号から第 3 号及び第 6 号までの運営委員については、前任者の任期に応じ、毎年度改選するものとする。

3 選挙の管理については、運営委員会がこれを行う。

(欠員の補充)

第 7 条 欠員が生じた場合は、運営委員会の承認を得て、当該選出区分から補充することができる。

(被選任資格者名簿)

第 8 条 運営委員会は、選挙年度の 10 月 1 日現在をもって、被選任資格者名簿を作成する。

(報 告)

第 9 条 人文科学研究所長は、各選挙区分から選出された運営委員候補者について、学長に報告するものとする。

(改 廃)

第 10 条 この内規の改廃は、運営委員会の議を経てこれを行う。

附 則

1. 本内規は、昭和 36 年 5 月 25 日から施行する。
2. 改正内規は、昭和 59 年 9 月 30 日から施行する。
3. 改正内規は、昭和 61 年 12 月 15 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この内規は、1996 年 (平成 8 年) 5 月 8 日から施行する。

(被選任資格者名簿の作成に関する特例)

2 この内規の施行後、最初に行われる改正後の第 2 条第 1 号から第 3 号までの運営委員を増員するための選挙に係る被選任資格者名簿の作成については、改正後の第 4 条中「選挙年度の 10 月 1 日」とあるのは、「1996 年 (平成 8 年) 4 月 1 日」とする。

(委員の任期に関する特例)

3 この内規の施行後、前項の規定により最初に選出される運営委員の任期については、研究所規程第 8 条第 1 項の本文の規定にかかわらず 1998 年 (平成 10 年) 3 月 31 日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この内規は、2004 年 (平成 16 年) 1 月 21 日から施行する。

(委員の任期に関する特例)

2 この内規の施行後、改正後の第 5 条の規定により最初に増員される人文科学研究所運営委員の任期は、研究所規程第 8 条第 1 項の本文の規定にかかわ

らず2006年（平成18年）3月31日までとする。

要綱の制定による変更)

附則

附則

(施行期日)

(施行期日)

- 1 この内規は、2007年4月1日から施行する。
(研究所規程の廃止、基盤研究部門に関わる研究所

- 1 この内規は、2013年11月12日から施行する。
(選出員数の変更)

人文科学研究所各種小委員会内規

人文科学研究所の充実をはかり、各種事業の推進を円滑にするため、次のとおり小委員会を設ける。

小委員会は、運営委員若干名により構成し、運営委員会の諮問を受けて審議し、運営委員会に答申するものとする。なお、小委員会には、運営委員会の議を経て、所員若干名を加えることができる。

1. 将来計画委員会

運営委員全員を将来計画委員とし、研究所の改善に関する長期計画を、立案・審議する。

2. 出版刊行委員会

研究所の機関誌およびその他の刊行物につき、次の事項を審議し、刊行する。

- (1) 紀要の刊行
- (2) 年報の刊行
- (3) 叢書の刊行
- (4) 所報の発行
- (5) その他

3. 公開文化講座開催委員会

公開文化講座の開催につき、次の事項を審議する。

- (1) 総合テーマの選定
- (2) 開催日時および講師司会者の選定
- (3) 講演集の刊行
- (4) その他

4. 選書委員会

研究所の図書資料の充実につき、次の事項を審議する。

- (1) 基礎資料の選定、購入計画
- (2) 図書・資料の整理
- (3) 目録の作成
- (4) その他

5. 制度検討委員会

研究所の諸規程および各種研究制度の改善につき、次の事項を審議する。

- (1) 研究所規程の検討
- (2) 内規の検討および案文の作成
- (3) 研究制度の検討
- (4) その他

附則

1. この内規は、昭和57年12月1日から施行する。
2. 昭和60年5月改正内規は、昭和60年5月10日から施行する。

(注 出版刊行委員会、将来計画委員会の新設、および叢書刊行委員会、所報発行委員会の解消)

3. この内規は、1992年（平成4年）4月1日から施行する。
(注 小委員会構成員の変更、不要条項の削除、字句の修正と条数の異動)

人文科学研究所個人研究、共同研究及び 総合研究の取り扱いに関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、基盤研究部門に関わる研究所要綱（以下「要綱」という。）第4条第1号に定める各種研究の助成のうち、人文科学研究所が実施する個人研究、共同研究及び総合研究の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(研究種目)

第2条 個人研究とは、特定の研究課題について、人文科学研究所（以下「本研究所」という。）の所員が単独で実施する研究をいう。

(2)個人研究は次の2種類とする。

第1種 2年 70万円以内（各年度）

第2種 2年 20万円以内（各年度）

2. 共同研究とは、共通の課題について、2名以上の所員が共同して実施する研究をいう。

(2)共同研究の期間は、2年とし、助成額は各年度100万円以内とする。

3. 総合研究とは、第1種は3専攻分野以上、4名以上の所員、第2種は2専攻分野以上、3名以上の所員をもって一定期間研究し、研究所の業績として位置づけられ、かつ当該研究分野に新しい知見を加える研究をいう。

- (2) 総合研究は次の2種類とする。
- 第1種 3年 300万円以内（各年度）
第2種 3年 200万円以内（各年度）
- (3) 総合研究の研究員の構成が1専攻分野の所員によるものであっても、総合研究の趣旨に添う場合は、人文科学研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議を経て認められることがある。
- (4) 総合研究は、その研究内容に応じて、社会科学研究所および科学技術研究所の所員を研究員として参加させることができる。
- (5) 総合研究の遂行上、本学に共同研究者を得がたい場合は、「要項」第3条第2項の定めにより所員以外の者を運営委員会の議を経て、研究担当者として認めることがある。
- (6) 総合研究の課題は、所員の選定したもののほか、運営委員会が企画・設定したものとする。
- (7) 総合研究には、研究代表者として所員1名を置かなければならない。研究代表者は、当該総合研究を総括する。
- (8) 役職等のため、責任担当時間を軽減されている者は、研究代表者となることができない。

(募集)

第3条 研究所長は、運営委員会の議を経て、個人研究、共同研究及び総合研究を募集しなければならない。

(申請)

第4条 所員は、運営委員会が定めた募集要領により、個人研究、共同研究及び総合研究を申請しようとする場合は、所定の申請書により申請しなければならない。

- 2 所員は、個人研究、共同研究及び総合研究に重複して申請することはできない。
- 3 研究遂行のため、海外調査出張を行う場合は、予め申請書に記載しなければならない。
- 4 前項の海外調査出張の旅費等の取り扱いについては、別に定める。
- 5 長期在外研究に従事する者は、当該の在外研究期間中は、研究員となることができない。

(交替の禁止)

第5条 研究員（所員以外の研究員を含む）は、当該研究期間中交替することはできない。但し、運営委員会が特に交替を認めた場合は、この限りではない。

(審査)

第6条 申請された個人研究及び共同研究の審査は、これを運営委員会が行う。

2 総合研究の審査は、研究所長及び研究所長が指名

する本研究所運営委員若干名の審査委員をもって組織する審査委員会（以下「審査委員会」という。）が、これを行う。

- 3 当該総合研究に直接利害関係を有する審査委員は、その審査に加わることができない。
- 4 審査委員会は、研究代表者又は研究代表者が指名する者の出席を求め、研究の目的、実施計画等について聴取することができる。

(採否)

第7条 運営委員会は、審査により個人研究及び共同研究の採否を決定する。

- 2 総合研究については、運営委員会が審査委員会の審査結果を審議し、採否を決定する。
- 3 研究所長は、個人研究、共同研究及び総合研究を申請した所員に文書で採否を通知する。

(研究費の助成)

第8条 運営委員会は、個人研究、共同研究及び総合研究の採用を決定した課題について、別に定める助成基準により、助成額を決定する。

(研究実施状況の報告)

第9条 個人研究、共同研究及び総合研究を実施する研究員は、毎年度末に研究の実施状況を、400字詰原稿用紙（以下「原稿用紙」という。）で、個人研究は5枚前後、共同研究及び総合研究は10枚前後にとりまとめ研究所長に提出しなければならない。

2 個人研究、共同研究及び総合研究の実施状況は、年報に掲載する。

(研究成果概要)

第10条 研究員は、研究期間終了後直ちに、研究成果概要を所定の用紙により研究所長に提出しなければならない。

(研究成果の公表)

第11条 研究成果の公表を書籍又は学術雑誌等で行なう場合は、必ず本研究費助成の研究成果であることを本文中に明記しなければならない。

2 研究成果の公表を口頭発表で行なう場合は、必ず本研究費助成の研究成果であることを発表時に表明しなければならない。

(研究成果の提出)

第12条 個人研究の研究成果は、研究終了年の9月末までに、第1種は原稿用紙100枚前後、第2種は40枚前後にとりまとめ、研究所長に提出しなければならない。

2 共同研究の研究成果は、研究終了年の9月末までに、原稿用紙120枚前後にとりまとめ、研究所長に提出しなければならない。

3 総合研究の研究成果は、研究期間終了後2年以内に、第1種は原稿用紙600枚前後、第2種は500枚前後にとりまとめ、研究所長に提出し、3年以内に本研究所の叢書として刊行しなければならない。

(研究成果の評価)

第13条 研究所長は研究員から提出された研究成果について評価を行わなければならない。

2 運営委員会が必要と認めた場合は、研究成果の評価について、当該研究分野の専門家の意見を聞くことができる。

3 研究所長は、研究員から提出された研究成果の評価を文書で研究員に通知する。

4 研究所長は、研究成果として相応しくないと評価した場合、研究員に対して、改めて研究成果の再提出を求めることができる。

5 研究成果の再提出を求められた研究員は、運営委員会が決定した期間の内に研究成果を研究所長に提出しなければならない。

(研究成果の発表)

第14条 研究員は、評価を受けて研究成果として認められた研究成果を発表しなければならない。

2 個人研究・共同研究の研究成果は、これを本研究所の紀要又は欧文紀要に掲載する。

3 総合研究の研究成果は、これを本研究所の叢書として刊行する。

(研究成果の活用)

第15条 研究員は、研究成果を講演会・シンポジウムの開催、又は教育・研究に積極的に活用しなければならない。

(研究費の返還)

第16条 運営委員会は、個人研究、共同研究及び総合研究の研究成果提出期限を経過しても、研究成果が提出されなかった場合は、当該研究員にその事由を聴取し、運営委員会の決議を経て研究費の返還を求める。

(内規の改廃)

第17条 この内規の改廃は、運営委員会の議決によらなければならない。

(附 則)

1 この内規は、2003年4月1日から施行する。

2 旧内規により現に研究員となっている者の取扱いは従前による。

(附 則)

この内規は、2007年4月1日より施行する。

(研究所規程の廃止、基盤研究部門にかかわる研究所要綱の制定)

(附 則)

1 この内規は、2013年4月1日から施行する。

2 改正後の第14条の規定は、2013年度以降に採択された研究から適用する。

(代替論文の廃止に伴う改正)

人文科学研究所研究種目別研究実施報告及び成果報告一覧

2004年4月1日改正

研究種目	研究期間	助成額	研究組織	研究実施報告		研究成果報告			
				原稿枚数	提出期限	掲載誌	提出期限	原稿枚数	掲載誌
個人研究	第1種	70万円以内 (各年度)	単独	5枚前後	毎年度末	年報	100枚前後	研究終了年の 9月末日	紀要
	第2種	20万円以内 (各年度)	単独	—	—	—	40枚前後		
共同研究	第1種	100万円以内 (各年度)	2名以上	10枚前後	毎年度末	年報	120枚前後	研究終了年の 9月末日	紀要
	第2種	300万円以内 (各年度)	3専攻分野以上 に渡り4名以上	10枚前後	毎年度末	年報	600枚前後		
総合研究	第1種	200万円以内 (各年度)	2専攻分野以上 に渡り3名以上	—	—	—	500枚前後	研究期間終了 後, 2年以内	3年以内 に叢書と して刊行
	第2種	100万円～ 120万円	単独	—	—	—	50枚前後		
特別研究	第1種	70万円～ 100万円未満	単独	—	—	—	40枚前後	研究終了年の 9月末日	紀要
	第2種	70万円未満	単独	—	—	—	30枚前後		
	第3種	70万円未満	単独	—	—	—	—		

注(1) 原稿枚数は、400字詰め原稿用紙に換算した枚数を示す。

(2) 図、表、レジュメ等も原稿枚数に含む。

(3) 特別研究第1種において、6ヶ月以上の移住をともなう学外研究機関の利用、海外渡航、野外調査等を必要とするものについては、150万円を限度として助成することができる。

研究所客員研究所員に関する内規

1. 明治大学研究所規程第3条第2項に定める客員研究所員についてはこの内規による。
2. 研究所における総合研究の推進上必要あるときは、学外の研究者を客員研究所員として当該研究に参加させることができる。
3. 資格条件は、学術・研究・教育機関において現に専任者として勤務している者およびこれに準ずる者で、各研究所運営委員会が審査し、その推薦にもとづいて学長が委嘱する。

付 則

1. 本内規は、昭和42年5月1日から施行する。
2. 昭和49年改正内規は昭和49年2月18日から施行する。(明治大学外国人研究者取り扱いに関する規程昭和49年1月12日施行にともない外国人に関する適用削除)
3. 昭和61年改正内規は昭和61年12月15日から施行する。
4. 2002年改正内規は2002年12月16日から施行する。(研究所規程改正)

明治大学特別研究者制度規程

昭和59年11月12日制定

昭和59年規程第91号

(目的・趣旨)

第1条 明治大学(以下「本大学」という。)は、専任教員の研究活動を促進し、教育・研究水準の向上を図るため、明治大学特別研究者(以下「特別研究者」という。)の制度を設ける。

(特別研究者)

第2条 特別研究者は、授業その他の校務を免除され、一定期間研究に専念する。

(資 格)

第3条 特別研究者になれる者は、専任教員として就任した年度から継続して5年以上勤務した者とする。

- 2 第2回目以降の資格については、この規程により特別研究者となった年度の翌年度から起算し、継続して6年以上勤務した者とする。

(研究期間)

第4条 研究期間は、1年以内とし、毎年度4月1日から開始する。

- 2 研究期間は、その長短にかかわらず、1回分として取り扱う。

(割当数)

第5条 特別研究者の割当数は、別表のとおりとする。

- 2 ガバナンス研究科、グローバル・ビジネス研究科及び会計専門職研究科においては、3研究科合わせたの割当数とし、これに係る調整は、専門職大学院長が行う。
- 3 別表中の調整分については、学長が学部長会の意

見を聴いて調整し、割り当てる。

(申 請)

第6条 特別研究者に応募しようとする者は、所属する学部長、法科大学院長又は専門職大学院研究科長(以下「所属長」という。)に所定の申請書を提出する。

(決 定)

第7条 特別研究者は、当該教授会で候補者を選び、学部長会を経て、学長が理事会へ推薦する。

(研究成果の報告)

第8条 特別研究者は、研究期間終了後、速やかに所定の研究報告書を、所属長を経て、学長に提出しなければならない。

(研究期間終了後の勤務)

第8条の2 特別研究者となった者は、研究期間終了後、最低3年間、本大学の専任教員として勤務しなければならない。

(事務所管)

第9条 特別研究者に関する事務は、研究推進部が行う。

附 則

- 1 この規程は、昭和59年11月12日から施行する。
- 2 明治大学特別研究員暫定取り扱い要領(例規第69号)は、廃止する。
- 3 この規程施行前に明治大学特別研究員暫定取り扱い要領で特別研究員となった者(昭和60年度特別研究員を含む。)は、この規程による特別研究者と

みなす。

- 4 昭和59年11月12日改正前の研究所規程第7条の国内研究員又は同規程第8条の特別研究員となった者は、この規程による特別研究者として、1回取り扱われたものとみなす。

(通達第451号)

附則(昭和62年規程第1号)

この規程は、昭和62年5月1日から施行する。

(通達第560号)(注 事務組織暫定規程の施行に伴う改正)

附則(昭和63年規程第7号)

この規程は、昭和63年11月28日から施行する。

(通達第608号)(注 別表の割当数の4年ごとの調整に伴う改正)

附則(昭和63年規程第12号)

この規程は、1989年(平成元年)4月1日から施行する。

(通達第617号)(注 理工学部設置に伴う別表の工学部の名称の改正及び年度表記を西暦に改める)

附則(1991年規程第7号)

(施行期日)

- 1 この規程は、1992年(平成4年)4月1日から施行する。

(割当数に関する経過措置)

- 2 この規程施行の際、現に改正前の別表の規定による学部・短期大学の割当数については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(通達第678号)(注 別表の割当数の4年ごとの調整に伴う改正)

附則(1995年度規程第5号)

(施行期日)

- 1 この規程は、1995年(平成7年)7月18日から施行する。

(研究期間終了後の勤務に関する経過措置)

- 2 この規程による改正後の第8条の2の規定は、1998年度(平成10年度)以後の年度の特別研究者から適用し、1995年度(平成7年度)から1997年度(平成9年度)までの特別研究者については、なお従前の例による。

(割当数に関する経過措置)

- 3 この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により割り当てられている学部・短期大学の特別研究者の数については、なお従前の例による。

(通達第811号)(注 特別研究者の研究終了後の勤務を義務付け、及び割当数を1998年度から2001年度までの4年間現行どおりとするための当該条項及

び別表の改正)

附則(1999年度規程第11号)

(施行期日)

- 1 この規程は、1999年(平成11年)10月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により割り当てられている学部・短期大学の特別研究者の数については、なお従前の例による。

(通達第1020号)(注 別表の割当数の4年ごとの調整に伴う改正)

附則(2004年度規程第16号)

(施行期日)

- 1 この規程は、2005年(平成17年)1月19日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により割り当てられている特別研究者の数及びその取扱いについては、なお従前の例による。

(通達第1331号)(注 情報コミュニケーション学部、大学院ガバナンス研究科、グローバル・ビジネス研究科、会計専門職研究科及び法科大学院の開設並びに割当数の4年ごとの調整に伴う改正)

附則(2007年度規程第21号)

この規程は、2007年(平成19年)9月10日から施行する。

(通達第1562号)(注 事務機構改革の実施による部署名称等の変更に伴う改正)

附則(2008年度規程第33号)

(施行期日)

- 1 この規程は、2008年(平成20年)10月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規定の施行の際、現に改正前の別表の規定により割り当てられている特別研究者の数及びその取扱いについては、なお従前の例による。

(通達第1737号)(注 国際日本学部及び専門職大学院の開設並びに割当数の4年ごとの調整に伴う改正)

附則(2009年度規程第7号)

この規程は、2009年(平成21年)6月10日から施行し、改正後の規定は、同年4月22日から適用する。

(通達第1807号)(注 事務機構第二次見直しによる部署名称等の変更に伴う改正)

別表 学部・研究科の割当数

学部	年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	4年間計
法 学 部		3	2	3	3	11
商 学 部		3	3	3	4	13
政 治 経 済 学 部		3	4	3	3	13
文 学 部		3	4	4	3	14
理 工 学 部		5	5	5	5	20
農 学 部		3	2	2	3	10
経 営 学 部		2	2	2	2	8
情報コミュニケーション学部		1	1	1	1	4
国際日本学部		1	1	1	1	4
法科大学院法務研究科		1	1	1	1	4
ガバナンス研究科						
グローバル・ビジネス研究科	1	1	1	1	1	4
会計専門職研究科						
調 整 分		2	2	2	2	8
計		28	28	28	29	113

(注) 別表記載の割り当て数については、おおむね4年ごとに調整する。

特別研究者に対する研究費助成に関する基準

(趣 旨)

第1条 この基準は、基盤研究部門にかかわる研究所要綱第4条第1号に基づき、特別研究者に対する研究費助成に関する必要事項を定めるものとする。

(助成基準)

第2条 特別研究者に対する助成は、次の基準による。

1. 特別研究 第1種

100万円以上120万円までとする。

ただし、①6ヶ月以上の移住をともなう学外研究機関の利用、②海外渡航、③野外調査等を必要とするものについては、150万円を限度として助成することができる。

2. 特別研究 第2種

70万円以上100万円未満とする。

3. 特別研究 第3種

70万円未満とする。

(申 請)

第3条 特別研究費の申請は、原則として、特別研究実施前年度の所定の期日までに所定の申請書を所属する研究所へ提出する。

(調 整)

第4条 特別研究の申請件数及び申請額が三研究所間で不均衡を生じた場合は、三研究所長が調整を図るものとする。

(決 定)

第5条 特別研究申請の採否および研究費交付額は、各研究所運営委員会が定める運用上の細則に基づき、審議決定する。

(基準の改廃)

第6条 この基準の改廃は、各研究所運営委員会の議を経なければならない。

附 則

この基準は、昭和62年6月17日から施行する。

附 則

この基準は、2009年(平成21年)7月22日から施行する。(注:海外渡航費の比率を研究費の40パーセントを上限とすることに伴う改正)

附 則

この基準は、2013年(平成25年)5月1日から施行する。(注:海外渡航費の上限を撤廃することに伴う改正)

人文科学研究所の特別研究者に対する研究費助成に関する基準の運用細則

(趣 旨)

1. この細則は、特別研究者が「特別研究者に対する研究費助成に関する基準」(以下「助成基準」という。)に基づき、人文科学研究所から研究費の助成を受ける場合についての必要事項を定める。

(研究種目)

2. 特別研究者は、次の研究種目を申請することができる。

(1) 総合研究

(2) 共同研究

(3) 特別研究

(申請の時期)

3. 総合研究および共同研究については、それぞれ所定の募集時期に申請するものとする。

(2) 特別研究については、各学部教授会において特別研究者候補者として決定された日から、助成基

準に定める締切日（実施前年度の所定の期日）までの間に、所定の手続きにより申請しなければならない。

（申請の制限）

4. 特別研究は、総合研究および共同研究と重複して申請することはできない。

（特別研究の申請基準）

5. 特別研究の申請区分および申請金額は、次の基準による。

- (1) 第1種 申請額 100万円～120万円
海外出張、または大規模な野外調査等を必要とする特定の研究課題について研究を行う場合、150万円を限度として申請することができる。
- (2) 第2種 申請額 70万円～100万円未満
- (3) 第3種 申請額 70万円未満

（特別研究の募集人員）

6. 特別研究の募集人員は次のとおりとする。

- (1) 第1種 2～3名程度
- (2) 第2種 1～2名程度
- (3) 第3種 若干名

（特別研究の採否）

7. 特別研究の申請に関する種目の調整、採否および交付額については、運営委員会が審議決定する。なお、必要に応じて申請者に研究計画の説明を求めることがある。

（特別研究費による海外研究調査出張）

8. 特別研究費による海外出張については、第1種、第2種、第3種のいずれも、これに充当することができる。海外出張の取り扱いについては、別に定め

る。

（研究成果の報告）

9. 研究成果の報告については、研究期間終了年の9月末日までに提出するものとする。

(2) 研究成果の報告は、次のとおりとし、紀要に掲載する。

- | | | |
|-----|-----------|-------|
| 第1種 | 400字詰原稿用紙 | 50枚前後 |
| 第2種 | 400字詰原稿用紙 | 40枚前後 |
| 第3種 | 400字詰原稿用紙 | 30枚前後 |

（附 則）

1. この細則は、昭和60年2月13日から施行する。
2. この細則は、毎年度特別研究者募集以前に、運営委員会において検討する。

1. この細則は、1991年（平成3年）4月1日から施行する。（所報第20号）

（注 第5条の「遠隔地への」を削除）

1. この細則は1992年（平成4年）4月1日から施行する。

（注 研究成果の原稿枚数、提出期限および掲載誌の変更）

1. この細則は、2003年（平成15年）4月1日から施行する。

（注 研究種目の改正により、重点共同研究を削除）
（附 則）

1. この細則は、2013年（平成25年）5月1日から施行する。

（注 研究所研究費の海外出張に関する内規の廃止により、海外主張に関わる条文を削除）

明治大学研究推進員及び研究支援者の採用等に関する規程

2006年3月30日制定

2005年度規程第29号

（趣 旨）

第1条 この規程は、明治大学（以下「本大学」という。）における研究活動の促進を図ることを目的として、研究を遂行する上で必要となる研究推進員及び研究支援者の採用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この規程は、科学研究費補助金による研究、学外諸機関との共同研究及び外部から委託された受託研究並びにその他本大学が認めた研究に適用する。

（定 義）

第2条 この規程において「研究推進員」とは、一定

の期間、研究スタッフとして本大学が認めた研究の遂行業務に従事する者であって、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 共同研究員
- (2) ポスト・ドクター
- (3) 客員研究員

2 この規程において「研究支援者」とは、本大学の専任教員が研究代表者となる研究の遂行業務に一定の期間、研究スタッフの補助者として従事する者であって、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) リサーチ・アシスタント（プロジェクト型）（以

下「RA」という。)

- (2) 研究技術員
- (3) 補助研究員

(研究推進員の資格)

第3条 共同研究員となることができる者は、博士の学位を取得している者であって、採用時において35歳以上のもの又は当該研究を遂行する上で必要な高度かつ専門的な知識と能力を有する者とする。

2 ポスト・ドクターとなることができる者は、博士課程修了者のうち、博士の学位を取得している者(社会科学及び人文科学の分野にあっては、博士の学位を取得している者に相当する能力を有する者を含む。)であって、当該研究にかかわる一定の職務を分担して研究に従事し、採用時において35歳未満のものとする。

3 客員研究員となることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、当該研究の参加において雇用契約を要しないものとする。

- (1) 博士の学位を取得している者又はこれと同等以上の研究業績を有する者
- (2) 独立行政法人日本学術振興会特別研究員(以下「学術振興会特別研究員」という。)等本大学が学外諸機関から受け入れる研究員

4 前項第2号のうち、学術振興会特別研究員として本大学の客員研究員となることができる者は、特別研究員PD及び特別研究員SPDに限る。

(研究支援者の資格)

第4条 RAとなることができる者は、明治大学RA・TA及び教育補助講師採用規程に定める資格を有する者とする。

2 研究技術員となることができる者は、本大学の研究プロジェクト等の研究支援のため、大型機器、特殊機器等の操作等にかかわる特殊技術又は熟練した技術を必要とする業務に従事する者であって、採用時において35歳以上のものとする。

3 補助研究員となることができる者は、当該研究を補助する上で必要な能力を有する者とする。

(採用等手続)

第5条 研究代表者は、研究推進員又は研究支援者の採用を希望するときは、当該候補者にかかわる次に掲げる申請書類を当該研究を所管する部署を通じて研究・知財戦略機構長(以下「機構長」という。)に提出し、採用申請を行う。

- (1) 採用申請書
- (2) 履歴書
- (3) 推薦書

(4) その他必要な書類

2 前項の規定にかかわらず、客員研究員の受入申請を行うときは、当該候補者にかかわる次に掲げる申請書類を提出する。

- (1) 受入申請書
- (2) その他必要な書類

3 前2項の申請にかかわる採用等は、研究・知財戦略機構会議の議を経て、機構長が学部長会に付議し、その承認を得るものとする。

(雇用契約、採用期間等)

第6条 研究推進員(客員研究員を除く。)及び研究支援者は、学校法人明治大学(以下「法人」という。)と雇用契約を締結し、採用期間は、1年以内の範囲で契約に定めるものとする。

2 雇用契約は、年度ごとに行う。

3 雇用契約は、当該研究の終了までを限度として、更新をすることができる。ただし、ポスト・ドクター及びRAの更新は、最初の採用日から起算して5年以内を限度とする。

(受入期間)

第7条 客員研究員に係る受入期間は、当該研究の実施期間の範囲内で、個々に定める期間とする。

(給与等)

第8条 研究推進員(客員研究員を除く。次項において同じ。)及び研究支援者の給与、通勤手当(以下「給与等」という。)及び勤務時間は、それぞれの雇用契約において定める。

2 研究推進員及び研究支援者への給与等の支払は、法人が行うものとし、当該給与等の支払額及び各種保険料(法人負担分)は、当該研究に対し交付される研究費をもって充当しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第2号に規定するポスト・ドクターのうち、学長が示す教員人事基本方針に基づき、学部長会及び理事会が承認したポスト・ドクターについては、法人が給与等を支給する。

4 前項に規定するポスト・ドクターの給与等については、別に定める。

(身分の喪失)

第9条 次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、研究推進員又は研究支援者の身分を失うものとする。

- (1) 採用期間又は受入期間が満了したとき。
- (2) 雇用契約を締結した者が退職を申し出て、雇用契約を解除したとき。
- (3) 客員研究員である者が当該研究の参加中止を申

し出て、研究代表者がこれを了承したとき。

- (4) 当該研究が終了又は中止したとき。
- (5) 心身の故障により、職務遂行が困難であり、又は不適當であると認められるとき。
- (6) 勤務状態が著しく不良で、職務遂行に適さないと認められるとき。
- (7) 本大学に重大な損害を与え、又は名誉を汚す行為のあったとき。

(所 属)

第10条 研究推進員及び研究支援者の所属は、研究・知財戦略機構とする。

(呼 称)

第11条 研究推進員及び研究支援者の呼称は、第2条に掲げる当該の名称に明治大学を付したものとす。ただし、必要に応じて、当該研究の名称又はその略称を括弧書きで付することができる。

(証明書の発行)

第12条 研究推進員及び研究支援者には、身分証及び採用又は受入履歴に関する証明書を発行することができる。

(本大学の施設の利用)

第13条 研究推進員及び研究支援者は、必要に応じ

て、本大学の教育研究施設・設備を利用することができる。この場合において、研究推進員及び研究支援者は、当該施設・設備に係る管理者に対し、校規に準じて許可を得るものとする。

(知的財産権)

第14条 研究推進員及び研究支援者との研究により生じた知的財産権については、明治大学発明等に関する規程に定める。

(実施細則)

第15条 この規程に定めるもののほか、研究推進員及び研究支援者の取扱い及びこの規程の施行に関し必要な事項は、当該研究の実施要領、受託契約等に基づき、別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、2006年(平成18年)4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 明治大学研究支援者に関する要綱(2003年度例規第7号)は、廃止する。

(通達第1448号)

研究所主催の講演会等における謝礼金及び旅費の支給に関する暫定基準

昭和59年1月19日
理 事 会 承 認

(趣 旨)

1. この基準は、社会科学研究所、人文科学研究所及び科学技術研究所が主催する公開講演会、公開講座及び国際シンポジウム等(以下「講演会等」という。)の講師、司会者及び通訳に対する謝礼金及び旅費の支給について、暫定的に定める。

(謝礼金及び旅費の支給)

2. 謝礼金及び旅費は、直接本人に支給する。ただし、本学の専任教職員には、この基準による旅費を支給しない。

(謝礼金及び旅費の種類)

3. 謝礼金及び旅費の種類は、次のとおりとする。

- (1) 謝礼金は、講演料、司会者謝礼及び通訳謝礼の3種とする。
- (2) 旅費は、交通費及び滞在費の2種とする。

(支給額)

4. 謝礼金及び旅費の支給額は、次のとおりとする。

- (1) 謝礼金

謝礼金は、通訳謝礼を除き、税込額とし、その額は、次のとおりとする。ただし、講演料及び通訳謝礼の支給額については、各研究所長が基準内でその都度決定する。

ア 講演料(2時間を基準とし、半日以内)

(ア) 本学専任教職員 40,000円以内

(イ) (ア)以外の者 70,000円以内

ただし講演会が半日を越えて行われる場合は、100,000円以内とする。

イ 司会者謝礼

(ア) 半日以内の場合 6,000円

(イ) 半日を越える場合 10,000円

ウ 通訳謝礼(2時間を基準とし、半日以内)

(ア) 本学専任教職員 40,000円以内

(イ) (ア)以外の者 50,000円以内

ただし、講演会等が半日を越えて行われる場合は、80,000円以内とする。

(2) 旅 費

旅費は次のとおりとする。

ア 交通費

- (ア) 外国人講師 居住地から東京までの往復航空運賃（原則としてエコノミークラス）
- (イ) 日本人講師 東京から101km以上の者について、学校法人明治大学専任教職員旅費規程に準ずる。

イ 滞在費

- (ア) 外国人講師 1泊20,000円以内で5泊を限度とする。
- (イ) 日本人講師 特に必要な場合に限り、15,000円以内とする。

附則

この基準は、昭和59年4月1日から施行する。

人文科学研究所の査読に関する内規

(査読制度の目的)

第1条 明治大学人文科学研究所が刊行する紀要及び叢書が人文科学の発展に寄与しうるよう、その質的な向上を図ることを目的として、査読制度を設ける。

(査読の対象)

第2条 人文科学研究所が刊行する紀要に掲載の論文及び叢書は、査読の対象とする。

(査読者)

第3条 人文科学研究所運営委員会（以下、運営委員会という。）は、査読対象論文と同一のもしくは近接する研究領域を専攻する所員から叢書論文の場合は3名、その他の論文の場合は1ないし2名を選任し、査読を委嘱するものとする。ただし、所員から査読者が得られないときは、所員以外の研究者（学外者を含む）を選任・委嘱することができる。

2 査読者は匿名とし、公表しない。

(査読基準)

第4条 査読者は提出された原稿の内容と形式から次のような判定を行う。

- A：適当である。
- B：一部修正のうえ再提出を要する。
- C：大幅に修正のうえ再提出を要する。
- D：不適當である。

2 BもしくはC判定の通知を受けた執筆者は、3週間以内に修正を行うこととする。

3 日本語以外の原稿で、かつ、執筆者が当該言語を母国語としない場合は、当該言語を母国語とする者によって文章の校閲を受けていることとする。査読者はその校閲の状況も判定要素とする。

(査読結果の報告)

第5条 査読者は運営委員会に文書をもって査読結果を報告する。

2 査読者は、DもしくはCまたはBと判定する場合は、運営委員会にその理由を付して報告する。

(採否)

第6条 運営委員会は査読者の報告を受けて審議を行い、採否を決定する。

2 人文科学研究所長は、運営委員会の議を経てのち、判定結果を速やかに執筆者に通知する。

3 BもしくはC判定の執筆者が修正原稿を提出した場合は、運営委員会は修正内容を確認し判定を行う。

4 査読者の評価中、Dが一つでも含まれていれば不採用とする。

5 その他の場合は、運営委員会において適宜判断するものとする。

(異議申立・再査読)

第7条 論文等が不採用とされた執筆者は、査読結果に不服がある場合は、運営委員会に理由書を付して再査読を要求することができる。

2 運営委員会は上の要求を適切と認めた場合、速やかに前回とは異なる査読者を選定し、再査読を実施する。

3 再査読の手続きとその結果報告は、査読手続きに準じて行われる。

附則

1 本内規の施行期日は2007年4月1日とし、同日以降に刊行される紀要に掲載する論文及び叢書から適用する。

人文科学研究所叢書応募要領

1. 目的

叢書刊行の主旨は、学術的水準が高いにも関わらず、研究分野や研究歴等の関係で出版の機会を得にくい業績に対し、その機会を与えようとするものである。

2. 資格

人文科学研究所の所員とする。

3. 原稿

以下のいずれかに該当する原稿とする。

- (1) 未発表の書き下ろし原稿
- (2) 原稿の一部あるいは大部分が既発表の論文であっても、叢書の原稿として全体が体系的に再構成されたもの

4. 原稿枚数

400字詰原稿用紙500枚(20万字)前後を一応の目安とする。

5. 提出原稿

提出原稿は、完全清書原稿あるいはプリントアウト完全原稿とする。

6. 提出・受理

提出された原稿の受理は運営委員会が行い、その可否を決定する。

7. 採否

運営委員会により受理された原稿は、運営委員会が委嘱する3名の査読者により査読を行い、採否の決定は運営委員会が行う。

附則

- 1 この要領は2007年4月1日より施行する。

附則

- 1 この要領は2013年8月1日より施行する。
(原稿の条件の改正)

人文科学研究所紀要応募要領

1. 資格

人文科学研究所の所員とする。

ただし、大学院博士後期課程の学生は、指導教授の推薦を得て応募することが出来る。

2. 募集件数

そのつど運営委員会が決定する。

3. 枚数

日本文の場合は400字詰原稿用紙150枚(6万字)、欧文の場合はA4判用紙にダブルスペースで50枚(1行66字、1ページ28行以内)を限度とする。

ただし、図版・写真・表紙等は、原稿枚数に含む。

4. 体裁

「注」は本文の終わりにまとめること。その他は、各学会の執筆要領に準ずる。

5. 凸版原図

版下図は著者において作成する。

6. 校正

原則として2校までとし、校正に際しては大幅な書き直しは認めない。

7. アート紙の使用

予算との勘案で自己負担とする場合がある。

8. レジューメ

日本文の場合は、規定枚数とは別に、欧文レジュー

メ(約500語)を付する。

9. 採否

運営委員会が必要と認めた場合は、運営委員会が委嘱する1~2名の査読者により査読を行い、採否の決定は運営委員会が行う。

10. 抜刷

50部を執筆者に贈呈する。それ以上の希望部数については、実費とする。

附則

- 1 この要領は、1991年(平成3年)4月1日から施行する。(所報20号)

(応募資格の変更)

- 2 この要領は、1992年(平成4年)4月1日から施行する。

(欧文原稿の作成要領の新設、校正回数の変更、字句の修正、条数の移動)

- 3 この要領は、1993年(平成5年)4月1日から施行する。

(査読の新設)

- 4 この要領は、2007年4月1日から施行する。(査読者の人数の変更)

人文科学研究所紀要成果執筆要領

1. 原稿は、邦文または欧文とする。
2. 邦文の原稿は、原則として横書きとし、新かなづかい、当用漢字を用いることとする。ただし、特殊な用語、引用の場合はその限りではない。
3. 欧文の原稿は、A 4判の用紙にダブル・スペースでタイプすることとする（1行66字、1ページ28行以内）。なお、欧文原稿の枚数は各研究（個人研究、共同研究、重点研究、特別研究）毎に定められている邦文原稿枚数の1/6前後とする。ただし、図版・写真・表紙等は、原稿枚数に含むものとする。
4. 原稿が邦文の場合は、規程枚数とは別に、500語前後の欧文レジюмеを付するものとする。
5. 原稿には、論文題目と著者名を記載した表紙をつけることとし、邦文には欧文を併記するものとする。
6. 凸版の原図は、版下図を著者が作成するものとする。
ただし、文字・数字および記号等は写植を依頼することができる。
7. 図・表および写真は、B5判以内の大きさを原則とし、それぞれ縮小寸法を指定しなければならない。

- また挿入位置を朱書きで明記することとする。
8. 数量の単位は、原則として国際単位系とし、術語の略・記号等は所属する学会の慣例に従うこととする。
 9. 注は、本文中に注番号を表示し、所属する学会の執筆要領に準じて本文の末尾に文献・注釈欄を設けるものとする。脚注はやむをえない注釈を除き原則として避けるものとする。
 10. 校正は、原則として二校まで著者が行うものとする。校正時の論文・図版の改定は原則としてこれを認めない。
 11. 運営委員会が委嘱する1～2名の査読者により査読を行う。

附 則

1. この要領は1992年4月1日から施行する。
2. この要領は1994年4月1日から施行する。（注字句の修正）
3. この要領は2007年4月1日から施行する。（査読者の人数の変更）

人文科学研究所欧文紀要（The Journal of Humanities）応募要領

1. 資 格
人文科学研究所所員とする。
2. 原 稿
外国語とする。（原稿提出前に使用言語を母国語とする人の校閲を受けることが望ましい。）
3. 枚 数
A 4判用紙にダブルスペースで50枚（1行66字、1ページ28行以内）を限度とする。
ただし、注・文献書誌等すべて原稿枚数に含む。
4. 体 裁
「注」は本文の終わりにまとめること。その他は、各学会の執筆要領に準ずる。なお、5～8語のキーワードを文末に記載すること。

5. 採 否
運営委員会が委嘱する1～2名の査読者により査読を行い、採否の決定は運営委員会が行う。
6. 抜 刷
50部を執筆者に贈呈する。それ以上の希望部数については、実費とする。
7. その他
人文科学研究所紀要応募要領に準ずる。

附 則

1. この要領は、1995年10月7日から施行する。
2. この要領は、2007年4月1日から施行する。（査読者の人数の変更）

2. 2013 年度募集人文科学研究所各種募集要項

2013 年度人文科学研究所紀要原稿募集について（お知らせ）

人文科学研究所紀要の原稿を下記の要領で募集しますので、お知らせいたします。

記

- 1 募集論文数 5編
- 2 提出書類
 - (1) 人文科学研究所紀要論文申込書
※人文科学研究所ホームページからダウンロードしてください。
 - (2) 論文概要
 - ①日本文 1,000 字程度
(400 字詰原稿用紙 2～3 枚程度)
 - ②欧文 500 語程度
※ネイティブスピーカーの校閲を受けてください。
 - (3) 完成原稿 40,000 字程度
(400 字詰原稿用紙 100 枚程度)
※原稿をパソコン等で作成した場合は、電子ファイルを下記メールアドレス宛に提出して

ください。

- 3 提出締切日
2013 年 9 月 30 日（月）午後 5 時
 - 4 提出先
研究知財事務局 人文科学研究所担当
(駿河台キャンパス グローバルフロント 6 階)
E-MAIL jinbun@mics.meiji.ac.jp
TEL (内) 駿河台 4135 FAX (内) 駿河台 4283
 - 5 受理及び採否
提出された原稿の受理については運営委員会がその可否を決定し、受理された原稿は、査読の手続きを経て、運営委員会が採否を決定します。
- ※御不明な点は、研究知財事務局（人文科学研究所担当）までお問合せください。

以上

2013 年度人文科学研究所欧文紀要原稿募集について（お知らせ）

人文科学研究所欧文紀要 The Journal of Humanities の原稿を下記の要領で募集しますので、お知らせいたします。

記

- 1 募集論文数 5編
- 2 提出書類
 - (1) 人文科学研究所欧文紀要論文申込書
※人文科学研究所ホームページからダウンロードしてください。
 - (2) 論文概要
(日本語による題名及び 1,000 字程度の概要)
 - (3) 完成原稿
A 4 判用紙に 1 行おきで 50 枚以内
1 行 66 文字 (MS ワード全角 33 文字設定)
1 ページ 28 行以内
※原稿をパソコン等で作成した場合は、電子ファイルを下記メールアドレス宛に提出してください。

- 3 提出締切日
2013 年 9 月 30 日（月）午後 5 時
 - 4 提出先
研究知財事務局 人文科学研究所担当
(駿河台キャンパス グローバルフロント 6 階)
E-MAIL jinbun@mics.meiji.ac.jp
TEL (内) 駿河台 4135 FAX (内) 駿河台 4283
 - 5 受理及び採否
提出された原稿の受理については運営委員会がその可否を決定し、受理された原稿は、査読の手続きを経て、運営委員会が採否を決定します。
- ※御不明な点は、研究知財事務局（人文科学研究所担当）までお問合せください。

以上

2014年度人文科学研究所総合・共同・個人研究の募集について（お知らせ）

このことについて、下記の要領で募集しますので、お知らせいたします。

I. 研究種目・募集件数及び研究費の予定額

1. 総合研究

- | | |
|----------|--------------------|
| (1) 募集件数 | 第1種 1件 |
| | 第2種 1件 |
| (2) 研究期間 | 2014年度～2016年度（3年間） |
| (3) 研究費 | 第1種 300万円以内（単年度） |
| | 第2種 200万円以内（単年度） |

2. 共同研究

- | | |
|----------|--------------------|
| (1) 募集件数 | 1件 |
| (2) 研究期間 | 2014年度～2015年度（2年間） |
| (3) 研究費 | 100万円以内（単年度） |

3. 個人研究

- | | |
|----------|--------------------|
| (1) 募集件数 | 第1種 10件 |
| | 第2種 3件 |
| (2) 研究期間 | 2014年度～2015年度（2年間） |
| (3) 研究費 | 第1種 70万円以内（単年度） |
| | 第2種 20万円以内（単年度） |

II. 申請書提出期限

2013年9月30日（月）

押印した原本を提出のこと。

申請書は、下記のホームページからダウンロードしてください。

<http://www.meiji.ac.jp/jinbun/shoin/oshirase03.html>

III. 採 否

運営委員会において審査の後、12月上旬通知（予定）

IV. 申請書提出先

研究知財事務室 人文科学研究所担当

駿河台キャンパス グローバルフロント6階

TEL(内) 駿河台 4135 / FAX(内) 駿河台 4283

E-MAIL jinbun@mics.meiji.ac.jp

◎お願いと御注意

- (1) 応募にあたっては、申請書に添付の「人文科学研究所個人研究、共同研究および総合研究の取り扱いに関する内規」等を御参照ください。
- (2) 内規の以下の箇所が改正されておりますので、ご注意ください。
 - ア 代替論文の廃止

研究成果の発表に係る規定中「研究成果は運営委員会の承認を得て、書籍・学会誌及びそれに準ずるものに発表した論文で代えることができる。」が削除されています。（2013年度以降採択分から適用）
 - イ 「研究所研究費の海外調査出張に関する内規」廃止及びこれに伴う関連規定の改正

海外研究出張費が合計額の40%を超える場合に添付を義務付けていた理由書は不要となりました。
- (3) 研究費（総合、共同、個人、特別の各研究費）の重複申請はできません。
- (4) 在外研究中及び在職期間外（いずれも予定を含む。）は、総合、共同並びに個人研究費の申請はできません。
- (5) 審査の一環として、応募者に対して運営委員会によるヒアリングを実施させて頂く場合もありますので、予め御承知置きください。
- (6) 現在、人文科学研究所の研究費を受けており、今年度が研究最終年度にあたる者が、新たに研究費を申請し採択された場合は、当該研究の成果が運営委員会において受理（査読終了）された後、研究費を執行することができます。
- (7) この募集は2014年度予算成立前の募集であり、当該予算は2014年2月上旬確定の予定です。
- (8) 申請状況により、募集研究種目・件数と採択研究種目・件数が一致しない場合があります。

以 上

2014年度人文科学研究所叢書の原稿募集について（お知らせ）

2014年度人文科学研究所叢書の原稿を、下記の要領で募集します。

記

1. 募集論文数 4編
2. 申請書類
 - (1) 人文科学研究所叢書論文申込書
 - (2) 概要
〔400字詰原稿用紙10枚程度（4,000字程度）〕
3. 申請書類提出期限

10月15日（火）午後5時まで

4. 提出先
研究知財事務室
（駿河台キャンパス グローバルフロント6階）
〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台1-1
E-MAIL jinbun@mics.meiji.ac.jp
5. 原稿について
 - (1) 原稿枚数：400字詰原稿用紙500枚前後
（200,000字程度）
 - (2) 提出期限：2014年3月31日（月）午後5時
※ 詳細は、裏面の応募要領をご覧ください。
6. 原稿の受理
提出された原稿の受理は運営委員会が行い、その可否を決定します。
7. 採否
運営委員会により受理された原稿は、査読の手続きを経て、運営委員会が採否を決定します。
8. 問い合わせ先
研究知財事務室 人文科学研究所担当
駿河台キャンパス グローバルフロント6階
TEL（内）4362 / FAX（内）4283
E-MAIL jinbun@mics.meiji.ac.jp

以上

3. 2014 年度人文科学研究所所員名簿

第一区分

「日本文学及び文芸学の分野 37 名」

(各分野内は学部順。同学部内は氏名五十音順。)

(日本文学 29 名)

(2014 年 5 月 7 日現在)

法 学 部	神 田 正 行	文 学 部	牧 野 淳 司
法 学 部	徳 田 武	文 学 部	宮 越 勉
法 学 部	林 雅 彦	文 学 部	山 崎 健 司
法 学 部	小 財 陽 平	文 学 部	生 方 智 子
商 学 部	佐 藤 政 光	文 学 部	湯 浅 幸 代
商 学 部	永 井 善 久	農 学 部	松 下 浩 幸
商 学 部	西 山 春 文	経 営 学 部	居 駒 永 幸
商 学 部	石 出 靖 雄	経 営 学 部	戸 村 佳 代
政 治 経 済 学 部	池 田 功	経 営 学 部	畑 中 基 紀
政 治 経 済 学 部	富 澤 成 實	情 報 コミュニケーション学 部	細 野 はるみ
政 治 経 済 学 部	植 田 麦	情 報 コミュニケーション学 部	内 藤 まりこ
文 学 部	大 石 直 記	国 際 日 本 学 部	吉 田 悦 志
文 学 部	小 野 正 弘	国 際 日 本 学 部	渡 浩 一 郎
文 学 部	神 鷹 徳 治	国 際 日 本 学 部	田 中 牧 郎
文 学 部	杉 田 昌 彦		

(文芸学 8 名)

文 学 部	市 川 孝 一	文 学 部	佐 藤 義 雄
文 学 部	伊 藤 氏 貴	文 学 部	柳 町 時 敏
文 学 部	内 村 和 至	国 際 日 本 学 部	蟹 瀬 誠 一
文 学 部	相 良 剛	国 際 日 本 学 部	張 競

第二区分

「英米文学の分野 57 名」

(英米文学 57 名)

法 学 部	金 山 秋 男	文 学 部	越 川 芳 明
法 学 部	斎 藤 英 治	文 学 部	サトウ, ゲイル K
法 学 部	鈴 木 哲 也	文 学 部	清 水 あつ子
法 学 部	辻 岡 宏 子	文 学 部	立 野 正 裕
法 学 部	中 村 和 恵	文 学 部	野 田 学
法 学 部	西 垣 学	文 学 部	ホルト, ジェニファー
法 学 部	マクサマック, マイケル W.	理 工 学 部	井 上 善 幸
法 学 部	実 村 文	理 工 学 部	大 矢 健
法 学 部	矢ヶ崎 淳 子	理 工 学 部	管 啓 次 郎
商 学 部	石 黒 太 郎	理 工 学 部	波戸岡 景 太
商 学 部	泉 順 子	理 工 学 部	浜 口 稔
商 学 部	小 宮 彩 加	理 工 学 部	山 本 洋 平
商 学 部	今 野 史 昭	農 学 部	下 谷 和 幸
商 学 部	杉 崎 信 吾	農 学 部	下 永 裕 基

商学部	中島 渉	農学部	田宮 正晴
商学部	パワーズ, ジェイムズR.	農学部	樋渡 さゆり
商学部	福田 逸	経営学部	井洋 次郎
商学部	ジェームズ, アンドリュース.	経営学部	宇野 毅
政治経済学部	ジトウィッツ, フリップD.	経営学部	辻 昌宏
政治経済学部	虎岩 直子	経営学部	山下 佳江
政治経済学部	中村 幸一	経営学部	織世 万里江
政治経済学部	永江 敦	情報コミュニケーション学部	石川 邦芳
政治経済学部	ピーターセン, マークF.	情報コミュニケーション学部	ハウス, ジェームスC.
政治経済学部	マーク, ケヴィンL.	国際日本学部	大須賀 直子
政治経済学部	森本 陽子	国際日本学部	尾関 直子
文学部	石井 透	国際日本学部	旦 敬介
文学部	大山 るみこ	総合数理学部	河野 円
文学部	梶原 照子	総合数理学部	柴崎 礼士郎
文学部	久保田 俊彦		

第三区分

「独文学, 仏文学, 中国文学, 露文学, スペイン文学及び演劇学の分野 65名」

(独文学 24名)

法学部	伊藤 真弓	文学部	櫻井 泰
法学部	シェアマン, スザンネ	文学部	富重 与志生
法学部	須永 恆雄	文学部	福間 具子
法学部	田島 正行	文学部	マンデルラツ, ミヤエルM.
法学部	山田 哲平	文学部	岡本 和子
商学部	コヴァリク, ユタ	理工学部	菊池 良生
商学部	広沢 絵里子	理工学部	水野 光二
商学部	渡辺 徳美	農学部	辻 朋季
政治経済学部	田村 久男	経営学部	小林 信行
政治経済学部	永川 聡	経営学部	瀧井 美保子
政治経済学部	吉野 英俊	情報コミュニケーション学部	関口 裕昭
文学部	井戸田 総一郎	国際日本学部	瀬川 裕司

(仏文学 21名)

法学部	乾 昌幸	文学部	杉山 利恵子
法学部	岩野 卓司	文学部	玉井 崇夫
法学部	渡辺 響子	文学部	田母神 顯二郎
商学部	小川, ジュヌヴィエヴF.	文学部	根本 美作子
商学部	高遠 弘美	文学部	萩原 芳子
商学部	原島 恒夫	理工学部	清岡 智比古
商学部	久松 健一	農学部	高瀬 智子
政治経済学部	飯田 年穂	経営学部	折方 のぞみ
政治経済学部	瀬倉 正克	経営学部	川竹 英克
文学部	合田 正人	国際日本学部	鹿島 茂
文学部	小島 久和		

(中国文学 10名)

法 学 部	加 藤 徹	文 学 部	垣 内 景 子
法 学 部	川 野 明 正	文 学 部	志 野 好 伸
商 学 部	福 本 勝 清	理 工 学 部	清 水 則 夫
政 治 経 済 学 部	本 間 次 彦	経 営 学 部	福 満 正 博
政 治 経 済 学 部	丸 川 哲 史	経 営 学 部	守 屋 宏 則

(露文学 1名)

文 学 部	岩 井 憲 幸
-------	---------

(スペイン文学 3名)

法 学 部	大 楠 栄 三	政 治 経 済 学 部	仮 屋 浩 子
政 治 経 済 学 部	内 田 兆 史		

(演劇学 6名)

文 学 部	伊 藤 真 紀	文 学 部	神 山 彰
文 学 部	井 上 優	文 学 部	武 田 清
文 学 部	大 林 のり子	国 際 日 本 学 部	萩 原 健

第四区分

「日本史学, 東洋史学及び西洋史学の分野 31名」

(日本史学 10名)

商 学 部	清 水 克 行	文 学 部	高 村 武 幸
文 学 部	上 杉 和 彦	文 学 部	松 山 恵
文 学 部	落 合 弘 樹	文 学 部	山 田 朗
文 学 部	平 野 満	文 学 部	吉 村 武 彦
文 学 部	野 尻 泰 弘	情 報 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 部	須 田 努

(アジア史学 8名)

商 学 部	鳥 居 高	文 学 部	櫻 井 智 美
政 治 経 済 学 部	山 岸 智 子	文 学 部	高 田 幸 男
政 治 経 済 学 部	羽 根 次 郎	文 学 部	寺 内 威 太 郎
文 学 部	江 川 ひかり	理 工 学 部	林 ひふみ

(西洋史学 13名)

商 学 部	北 田 葉 子	文 学 部	林 義 勝
政 治 経 済 学 部	佐 原 哲 也	文 学 部	古 山 夕 城
政 治 経 済 学 部	廣 部 泉	文 学 部	青 谷 秀 紀
政 治 経 済 学 部	前 田 更 子	経 営 学 部	薩 摩 秀 登
文 学 部	水 野 博 子	国 際 日 本 学 部	溝 辺 泰 雄
文 学 部	佐 藤 清 隆	政 治 経 済 学 部	兼 子 歩
文 学 部	豊 川 浩 一		

第五区分

「考古学及び地理学の分野 16名」

(考古学 6名)

文 学 部	阿 部 芳 郎	文 学 部	井 関 睦 美
文 学 部	安 蒜 政 雄	文 学 部	佐々木 憲 一
文 学 部	石 川 日出志	文 学 部	藤 山 龍 造

(地理学 10名)

商 学 部	中 川 秀 一	文 学 部	松 橋 公 治
政 治 経 済 学 部	石 山 徳 子	文 学 部	吉 田 英 嗣
文 学 部	梅 本 亨	文 学 部	大 城 直 樹
文 学 部	川 口 太 郎	経 営 学 部	中 澤 高 志
文 学 部	藤 田 直 晴	国 際 日 本 学 部	佐 藤 郁

第六区分

「教育学, 哲学, 倫理学, 博物館学, 図書館学, 美術, 心理学及び社会学の分野 68名」

(教育学 21名)

商 学 部	ルブレク,ブライアング	経 営 学 部	キアナン,パトリック ジェイムズ
文 学 部	伊 藤 直 樹	情 報 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 部	古屋野 素 材
文 学 部	小 林 繁	情 報 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 部	小 田 光 康
文 学 部	齋 藤 孝	国 際 日 本 学 部	アレク, キャサリン O.
文 学 部	佐 藤 英 二	国 際 日 本 学 部	小 森 和 子
文 学 部	高 野 和 子	国 際 日 本 学 部	姫 野 伴 子
文 学 部	平 川 景 子	国 際 日 本 学 部	横 田 雅 弘
文 学 部	別 府 昭 郎	国 際 日 本 学 部	廣 森 友 人
文 学 部	林 幸 克	国 際 日 本 学 部	小 林 明
文 学 部	伊 藤 貴 昭	総 合 数 理 学 部	エルウッド, ジェームズ
文 学 部	山 下 達 也		

(哲学 9名)

法 学 部	櫻 井 直 文	農 学 部	長 田 蔵 人
商 学 部	清 水 真 木	理 工 学 部	鞍 田 崇
政 治 経 済 学 部	柴 崎 文 一	国 際 日 本 学 部	美 濃 部 仁
文 学 部	池 田 喬	国 際 日 本 学 部	ワルド, ライアン
経 営 学 部	八 田 隆 司		

(倫理学 1名)

法 学 部	山 泉 進
-------	-------

(博物館学 2名)

文 学 部	矢 島 國 雄	文 学 部	吉 田 優
-------	---------	-------	-------

(図書館学 3名)

文 学 部	青 柳 英 治	文 学 部	三 浦 太 郎
文 学 部	齋 藤 泰 則		

(美術 5名)

商 学 部	瀧 口 美 香	国 際 日 本 学 部	宮 本 大 人
理 工 学 部	倉 石 信 乃	国 際 日 本 学 部	森 川 嘉 一 郎
情 報 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 部	波 照 間 永 子		

(心理学 12名)

法 学 部	堀 田 秀 吾	文 学 部	竹 松 志 乃
商 学 部	佐 々 木 美 加	文 学 部	濱 田 祥 子
文 学 部	岡 安 孝 弘	文 学 部	諸 富 祥 彦
文 学 部	加 藤 尚 子	情 報 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 部	岩 渕 輝
文 学 部	高 瀬 由 嗣	情 報 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 部	根 橋 玲 子
文 学 部	高 良 聖	情 報 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 部	蛭 川 立

(社会学 15名)

商 学 部	藤 田 結 子	情 報 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 部	鈴 木 健
文 学 部	大 畑 裕 嗣	情 報 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 部	中 里 裕 美
文 学 部	杉 山 光 信	情 報 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 部	南 後 由 和
文 学 部	寺 田 良 一	情 報 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 部	宮 本 真 也
文 学 部	内 藤 朝 雄	情 報 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 部	高 橋 華 生 子
文 学 部	平 山 満 紀	情 報 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 部	田 中 洋 美
情 報 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 部	江 下 雅 之	国 際 日 本 学 部	藤 本 由 香 里
情 報 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 部	竹 中 克 久		

第七区分

「保健体育学の分野 22名」

(保健体育学 22名)

法 学 部	釜 崎 太	文 学 部	田 村 道 子
法 学 部	多 田 聡	文 学 部	水 村 信 二
法 学 部	山 口 政 信	理 工 学 部	梶 原 道 明
商 学 部	川 口 啓 太	理 工 学 部	金 子 公 宏
商 学 部	桑 森 真 介	農 学 部	加 納 明 彦
商 学 部	寺 島 善 一	農 学 部	多 賀 恒 雄
政 治 経 済 学 部	岩 波 力	経 営 学 部	一 之 瀬 真 志
政 治 経 済 学 部	春 日 井 淳 夫	経 営 学 部	鈴 井 正 敏
政 治 経 済 学 部	後 藤 光 将	経 営 学 部	田 中 充 洋
政 治 経 済 学 部	高 峰 修	経 営 学 部	星 野 敏 男
文 学 部	田 中 伸 明	国 際 日 本 学 部	長 尾 進

4. 人文科学研究所叢書一覧

書名	著者・編者名	出版社	発行年月日	
巫女と仏教史	萩原龍夫 著	吉川弘文館	'83. 6. 1	
狩獵伝承研究・総括編	千葉徳爾 著	風間書房	'86. 3.25	
西ドイツ農村の構造変化	石井素介 著	大明堂	'86. 5.28	
ダン、エンブレム、マニエリスム	大熊榮 著	白鳳社	'86. 5.15	
東京の地域研究	江波戸昭 著	大明社	'87. 3.27	
中国古代の身分制—良と賤	堀敏一 著	汲古書院	'87. 8. 1	
思いやりの動機と達成動機	岸本弘 著	学文社	'87.11.10	
村落景観の史的研究	木村礎 編著	八木書店	'87.12. 7	
ブリュージュの諺の世界	森洋子 著	白鳳社	'92. 1.20	
18世紀の独仏文化交流の諸相	河原忠彦 著	〃	'93. 3.10	
心と発達	岸本弘 著	学文社	'93. 3.31	
信濃大室横石塚古墳群の研究 I	大塚初重 小林三郎 著	東京堂出版	'93. 7.31	☆
詩的ディスコース—比較詩学をめざして	安藤元雄 乾昌幸 編	白鳳社	'93.10.20	※
アリストテレスにおける神と理性	角田幸彦 著	東信堂	'94. 3.31	
北欧神話・宇宙論の基礎構造	尾崎和彦 著	白鳳社	'94. 5.30	
日本における民衆と宗教	圭室文雄 他著	雄山閣	'94. 6.20	※
ヨーロッパ演劇の変貌	山内登美雄 編	白鳳社	'94. 8.10	※
ポーランド人と日露戦争	阪東宏 著	青木書店	'95. 3.25	
山形県川西町下小松古墳群 (1)	大塚初重 小林三郎 編	東京堂出版	'95. 3.31	※
近世イギリスのやぶ医者社会史—一つのヨーロッパ流氓譚	岡崎康一 著	象山社	'95.12.20	
民衆劇場—もう一つの大正デモクラシー	曾田秀彦 著	〃	'95.12.23	
心の発達と心の病	岸本弘 著	学文社	'96. 3. 1	
関東中世水田の研究	高島緑雄 著	日本経済評論社	'97. 3.25	
東京の地域研究 (続)	江波戸昭 著	大明堂	'97. 3.30	
演劇の視覚	山内登美雄 著	白鳳社	'97. 3.30	
詩と死と実存	大野順一 著	角川書店	'98. 1.25	
アリストテレス実体論研究	角田幸彦 著	北樹出版	'98. 3.30	
ドイツにおける大学教授の誕生	別府昭郎 著	創文社	'98. 3.31	
源氏物語の準拠と話型	日向一雅 著	至文堂	'99. 3.31	
明治社会教育思想史研究	北田耕也 著	学文社	'99. 3.31	
絵解きの東漸	林雅彦 著	笠間書院	'00. 3.20	
現代日本における先祖祭祀	孝本貢 著	御茶の水書房	'01. 3.25	
東京：巨大空間の諸相	藤田直晴 編著	大明堂	'01. 3.27	※
戦時生活と隣組回覧板	江波戸昭 著	中央公論事業出版	'01.12.15	
スウェーデン・ウプサラ学派の宗教哲学	尾崎和彦 著	東海大学出版会	'02. 3.31	
古代仏教説話の方法—霊異記から験記へ	永藤靖 著	三弥井書店	'03. 3.12	

書名	著者・編者名	出版社	発行年月日	
陸軍登戸研究所—隠蔽された謀略秘密兵器開発	海野福寿 山田朗 渡辺賢二 編	青木書店	'03. 3.19	※
生と死の図像学—アジアにおける生と死のコスモロジー	林雅彦 著	至文堂	'03. 3.31	※
古代の歌と叙事文芸史	居駒永幸 著	笠間書院	'03. 3.31	
植民地主義と歴史学	永田雄三 他著	刀水書房	'04. 3.30	※
ヨーロッパ生と死の図像学	馬場恵二 他著	東洋書林	'04. 3.31	※
「ヌーヴォー・ロマン」とレアリストの幻想	小畑精和 著	明石書店	'05. 3.31	
リベラル・アーツと大学の「自由化」	越智道雄 編著	明石書店	'05. 3.31	※
近代演劇の来歴—歌舞伎の「一身二生」	神山彰 著	森話社	'06. 3.31	
信濃大室積石塚古墳群の歴史Ⅱ	大塚初重 小林三郎 編	東京堂出版	'06. 3.31	
近代への架橋—明治前期の文学と思想をめぐって	佐藤義雄 恒川隆男 編	蒼丘書林	'07. 3.25	※
ドイツ現代文学の軌跡—マルティン・ヴァルザーとその時代	遠山義孝 著	明石書店	'07. 3.30	
大逆事件の言説空間	山泉進 編著	論創社	'07. 3.31	※
石川啄木—その散文と思想	池田功 著	世界思想社	'08. 3.31	
<i>Berlin und Tokyo—Theater und Hauptstadt</i>	井戸田総一郎 著	IUDICIUM Verlag GmbH	'08. 3.31	
「生と死」の東西文化史	林雅彦 編	方丈堂出版	'08. 3.31	※
近代の終焉 映像・図像・音像から見た20世紀先進諸国における時代精神の研究	山口泰司 編	文化書房博文社	'09. 3.31	※
前近代トルコの地方名士—カラオスマンオウル家の研究	永田雄三 著	刀水書房	'09. 3.31	
障害をもつ人の学習権保障とノーマライゼーションの課題	小林繁 著	れんが書房新社	'10. 3.31	
法コンテキストの言語理論	堀田秀吾 著	ひつじ書房	'10. 3.31	
ジョルジュ・バタイユ—経験をめぐる思想の限界と新たな可能性	岩野卓司 著	水声社	'10. 3.31	
周縁から見たアメリカ—1850年～1950年	林義勝 編	彩流社	'10. 3.31	※
<大学>再考—概念の受容と展開	別府昭郎 編	知泉書館	'11. 3.31	※
Aufführungsdiskurse im 18. Jahrhundert—Bühnenästhetik, Theaterkritik und Öffentlichkeit	富重与志生 井戸田総一郎 編著	IUDICIUM Verlag GmbH	'11. 3.31	※
現代韓国の市民社会論と社会運動	大畑裕嗣 著	成文堂	'11. 3.31	
言語機械の普遍幻想	浜口稔 著	ひつじ書房	'11. 3.31	
「哲学的人間学」への七つの視角	山口泰司 著	文化書房博文社	'12. 3.10	
新劇とロシア演劇	武田清 著	而立書房	'12. 3.31	
人類史と時間情報—「過去」の形成過程と先史考古学	阿部芳郎 編	雄山閣	'12. 3.30	※
教育委員会制度論—歴史的動態と<再生>の展望	三上昭彦 著	エイデル研究所	'13. 3.29	
組織の理論社会学—コミュニケーション・社会・人間	竹中克久 著	文真堂	'13. 3.31	※
古典にみる日本人の生と死	金山秋男 居駒永幸 原道生 著	笠間書院	'13. 5.15	※
労働の経済地理学	中澤高志 著	日本経済評論社	'14. 2.18	
顔とその彼方—レヴィナス「全体性と無限」のプリズム	合田正人 編	知泉書館	'14. 2.25	
江戸・東京の都市史—近代移行期の都市・建築・社会	松山恵 著	東京大学出版会	'14. 3.31	
歌の原初へ—宮古島狩俣の神歌と神話	居駒永幸 著	おうふう	'14. 4.10	
近代大学の揺籃—一八世紀ドイツ大学史研究	別府昭郎 編	知泉書館	'14. 4.15	

※は総合研究、☆は重点共同研究の成果である

5. 人文科学研究所公開文化講座講演集一覧

No.	書名	講演年度	出版社	発行年月日	
1	精神・人生	1977・1978	風間書房	'82.11.15	
2	ことば・まつり	1979・1980	〃	'84.10.15	
3	文化・空間	1981・1982	〃	'83.10.15	※
4	遺言・冒険	1983・1984	〃	'85. 7.15	
5	笑い	1985	〃	'86. 5.15	
6	妖怪	1986	〃	'87. 9.15	
7	修羅	1987	〃	'88. 3.31	
8	悪	1988	〃	'89. 5.31	
9	異国	1989	〃	'90. 5.15	
10	曖昧	1990	〃	'91. 5.31	
11	日本にとっての朝鮮文化	1991	〃	'92. 5.31	
12	文化交流—日本と朝鮮	1992	〃	'93. 6.30	
13	<small>ウチナー</small> 沖繩から見た日本 <small>ヤマトウ</small>	1993	〃	'94. 6.30	※
14	文化における「異」と「同」	1994	〃	'95. 6.30	※
15	越境する感性	1995	〃	'96. 3.31	※
16	神話と現代	1996	〃	'97. 3.31	※
17	歴史のなかの民衆文化	1997	〃	'98. 3.31	※
18	「生と死」の図像学	1998	〃	'99. 3.31	※
19	「身体。スポーツ」へのまなざし	1999	〃	'00. 3.31	※
20	江戸文化の明暗	2000	〃	'01. 3.31	※
21	パリ・その周縁	2001	〃	'02. 3.31	※
22	異文化体験としての大都市—ロンドンそして東京	2002	〃	'03. 3.31	
23	言語的な、余りに言語的な—現代社会とことば	2003	〃	'04. 3.31	
24	巡礼—その世界	2004	〃	'05. 3.31	
25	「生と死」の東西文化論	2005	〃	'06. 3.31	
26	人はなぜ旅に出るのか	2006	〃	'07. 3.31	
27	声なきことば・文字なきことば	2007	〃	'08. 3.31	
28	「映画」の歎び	2008	〃	'09. 3.31	
29	マンガ・アニメ・ゲーム・フィギュアの博物館学	2009	〃	'10. 3.31	
30	沖繩と「戦世」の記	2010	〃	'11. 3.31	
31	孤独と社会	2011	〃	'12. 7.31	
32	書物としての宇宙	2012	〃	'14. 5.31	

※は日本図書館協会の選定図書である。

◎研 究 所 長	佐 藤 義 雄
◎運 営 委 員	伊 藤 氏 貴 井 上 優 岩 野 卓 司 金 山 秋 男 釜 崎 太 仮 屋 浩 子 合 田 正 人 佐 藤 清 隆 高 野 和 子 立 野 正 裕 辻 朋 季 寺 内 威 太 郎 ピーターセン, マーク 藤 山 龍 造 美 濃 部 仁 山 崎 健 司

Director	SATO Yoshio
Committee	ITO Ujitaka INOUE Masaru IWANO Takuji KANEYAMA Akio KAMASAKI Futoshi KARIYA Hiroko GODA Masato SATO Kiyotaka TAKANO Kazuko TATENO Masahiro TSUJI Tomoki TERAUCHI Itaro PETERSEN Mark FUJIYAMA Ryuzo MINOBE Hitoshi YAMAZAKI Kenji

※研究所研究費の支出については、「明治大学における公的研究費等に関する使用マニュアル」をご参照ください。

研究費取り扱いについてのお問い合わせは下記へ
研究知財事務室 / 03 (3296) 4135
研究知財事務室 和泉分室 / 03 (5300) 1451
中野教育研究事務室 / 03 (5343) 8052

※生田キャンパスの方は、研究知財事務室へお問合せください。

明治大学人文科学研究所年報 第55号

2014年9月1日発行

編集 明治大学人文科学研究所

発行人 佐藤 義雄

発行所 〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台1-1

明治大学人文科学研究所

印刷所 株式会社ワコー
